

平成30年度

自己点検・評価報告書

川村学園女子大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準1 使命・目的等	6
基準2 学修と教授	13
基準3 経営・管理と財務	78
基準4 自己点検・評価	99
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	102
基準A 社会貢献及び地域貢献	102

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

1. 川村学園女子大学の建学の精神

川村学園女子大学は、昭和 63(1988)年に学校法人川村学園の高等教育機関として開設された。本学の建学の精神は、その母胎である川村学園の基本理念に沿うものであり、その教育理念は、学園の創立者川村文子の教育思想に多くを負うものである。したがって、「感謝の心」・「自覚ある女性」・「社会への奉仕」という 3つのキーワードによって示される本学の建学の精神も、創立者の教育思想に遡ることによってよりよく理解される。

川村文子は、大正 13(1924)年に学校法人川村学園の前身である川村女学院を創設し、女子教育の活動に着手した。その機縁となったのが前年の関東大震災であり、川村文子は震災後の荒廃した社会のあり様を憂い、社会の復興の一助となるべく、かねてより志のあった女子中等教育の実践に踏み出した。

川村女学院創設にまつわるこのエピソードは、「自覚ある女性」の育成による「社会への奉仕」という考えが教育活動の当初より学園創立者にあったことを伝えている。創立者は、教育を通じて女性の使命、責任の自覚を促し、その自覚に基づいて社会へ貢献し得る人材を育成することを意図してその教育活動を始めたのであり、「自覚ある女性」・「社会への奉仕」というその後の学園の教育の基本理念は、その歴史の当初から一貫している。女子教育に関する抱負を語って、「如何なる境遇に面しても、人間としての本分を生かしていくことができ、社会の一員として女らしく立派に人間としての義務を果たしうる婦人を造る」と創立者は述べているが(『紫雲録』第一巻、p.79)、こうした言葉に川村学園の教育の基盤となる建学の精神の重要な一面がよく示されている。

こうした教育理念に関連して創立者は、教育における形式主義・画一主義の打破、知育偏重の打破などの斬新な考えも折に触れて提示しており、創立者の目指した教育が、調和のとれた人間性の発達と各人の立場や個性の自覚に基づく全人的な人間形成であったことを伝えている。また、女性の重要な役割として生活文化の担い手としての役割ばかりではなく、伝統的な精神文化の担い手、また社会の平和や国際協調の担い手としての役割などに言及する創立者の文章も多く残されており、「自覚ある女性」と「社会への奉仕」という建学の精神のキーワードが持つ広がり大きさと射程の長さがそこには示されている。建学の精神を示すキーワードは、こうしたことから窺えるように、単なるスローガンではなく人間生活の諸相への創立者の的確な認識の所産に他ならない。

このことを一層よく物語るのは、創立者の教育思想において「自覚ある女性」と「社会への奉仕」という理念の根底には自然や人間に対する限りない愛がなければならないと考えられていたということである。創立者はその愛の核心を「感謝の心」という言葉で表現した。自らが存在しているということに対する感謝、つまり各々の自己が全自然や無数の人々とのつながりの中ではじめて存在し得ていることの自覚に基づく深い感謝とそこからおのずと発する自然と人間に対する限りない愛、それを創立者は「感謝の心」という言葉で捉え、学園の教育を支える最も根本にある精神としたのである。女性の使命と責任の自覚も、また社会への貢献も、こうした愛の心に支えられてはじめて十全に成り立ち得る。この点に関する創立者の透徹した洞察が「感謝の心」という建学の精神のキーワードには込められている。

さて、以上のような創立者の教育思想に発する川村学園の建学の精神は、深い精神性に裏打ちされた「感謝の心」を基盤として「社会への奉仕」の役割を担う「自覚ある女性」の育成に主眼を置いたものである。このような考え方は学園の歴史を通じて現在まで一貫して堅持されてきたもので、川村学園女子大学の建学の精神も、その根幹は「感謝の心」・「自覚ある女性」・「社会への奉仕」という 3つのキーワードで表示される学園創設以来の上述したような教育思想なのである。

2. 川村学園女子大学の基本理念、使命・目的

川村学園女子大学の建学の精神は、その母胎である川村学園の創立者以来の教育思想を受け継ぐものであり、大学の教育理念も「感謝の心」・「自覚ある女性」・「社会への奉仕」というキーワードで表現される精神をその核としている。この建学の精神を基盤として、大学学則は、第1章総則第1節目的第1条で大学の使命と目的を掲げ、「本学は、川村学園女子大学と称し、教育基本法、学校教育法及び川村学園創立の精神に則り、深く専門の学術を研究し、知的、道徳的応用能力を展開させ、もって文化国家の発展と福祉に貢献する女性を養成することを目的とする。」と謳っている。

この学則の条文で示されている大学の使命・目的は、大別すれば2つの焦点を持つものとして分節して提示できる。その1つは、条文に「深く専門の学術を研究し、知的、道徳的応用能力を展開させ」とあるように、「感謝の心」と「自覚ある女性」を展開して、知的能力の向上を前提として学生個人の人間性の調和のある発達を大学が目指しているということである。教養という言葉にはもともと人格の陶冶とか豊かな人間形成の意味が含まれているが、その言葉の本来の意味での「教養ある女性の養成」を大学はその使命・目的の1つとしている。

大学の使命・目的のもう1つの焦点は、同じく条文で「文化国家の発展と福祉に貢献する女性を養成する」とあるように、「自覚ある女性」と「社会への奉仕」を展開して、自らの社会的使命を自覚し社会の有用な一員になり得る人材の養成にある。時代の要請に見合った知識と能力(種々の技能を含む)をもって「社会に貢献し得る女性の養成」すること、それが大学のもう1つの使命であり目的である。

平成17(2005)年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」が示す高等教育の機能に照らして述べれば、本学の使命・目的のうち前者は「総合的教養教育」に、また後者は「幅広い職業人養成」に当てはまる。

また、大学院も大学院学則でその目的・使命について、「川村学園女子大学大学院は、教育基本法、学校教育法及び川村学園創立の精神に則り、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上進展に寄与することを目的とする。(川村学園女子大学大学院学則第1章総則第1節目的第1条)」と謳い、「教養ある女性の養成」と「社会に貢献しうる女性の養成」という大学の目的を発展させ、広く文化の向上に寄与する研究者や高度専門職業人の養成を目的としている。

本学は、以上のような使命と目的を遂行し得る文科系総合大学たるべく、一方で学生の主体的な参加を不可欠の契機とする高度な学問的研究の場でありつつ、他方では変化する社会の多様な要請に応えられるだけの内容を持つ教育の場でもあるよう日々の活動に尽力している。

3. 川村学園女子大学の個性と特色

本学の目的である、「教養ある女性の養成」(教養教育)と「社会に貢献しうる女性の養成」(資格教育)の実現のために、大学では次のような個性的な教育カリキュラムを導入している。

まず、第一に、教養の基礎である、人間形成を目指して、小規模大学であることを生かし、少人数教育を重視している。初年次教育として開講している基礎ゼミナールは、大学教育の出発点として自立的な学習スキルの養成を目標とするが、専任教員が1クラス10人強の学生を担当することで、人格的陶冶をも目指し、また、学生生活についてもサポートする時間でもあるように努めている。3年次以後の専門分野のゼミナールも、1ゼミナール当たり約5人で運営されている。平成30(2018)年度では、専任教員1人あたりの学生数は14.55人である。ゼミナールを中心に、学生一人一人に寄り添った丁寧な教育を実施している。本学では、こうした人格的陶冶をも目指す少人数教育を称して、「ささえるちから」と表現している。加えて保護者との連携を目指す

保護者会の開催、勉学以外の学生の成長を促す SA(スチューデント・アドバイザー)制度・リーダー研修の実施、1年次からの就職支援、法人独自の奨学金制度など、教育以外の面でも「ささえらちから」を充実させ、「成長を支援する大学」を目指している。

第二に、幅広い教養を獲得するため、共通教育科目を多様に設定している。大学生の基礎となる古典的な教養観に基づく教養科目を選択必修として設定しているが、それ以外に、新しい領域を中心に科目を設定し、学生の興味にあった履修を指導している。科目名を例示すれば、「生命倫理と現代社会」、「女性学」、「ジェンダー研究入門」、「宇宙から見た地球論」、「映像文化論」、「ワーク・ライフ論」等である。また、外国語習得のために、3年次以後の発展的な外国語習得を目指す科目や、スペイン語や中国語、韓国語といった語学科目も設けている。そして、こうした多様な科目を学生が修得しやすくするために、我孫子キャンパスでは5つ・目白キャンパスでは4つの「副専攻」を設け、多様な科目を学生が系統的に習得できるようにしている。共通教育科目と各学科の専門科目から成る履修プランを提示し、修了証を発行している。また、「クロスオーバー学習制度」を設け、他学部他学科の専門科目の履修を可能としている。こうした幅広い教養の上に、3学部8学科にわたる専門教育を施している。

第三に、「社会に貢献しうる女性の養成」として、川村学園では、女性の特性を「与え・育てる」とことと捉え、その能力の拡充を重視してきた。すなわち教職課程の重視である。大学においても、教職課程の履修指導に力を入れている。文学部各学科、生活創造学部各学科の中高教員免許、教育学部幼児教育学科の幼稚園教員免許、児童教育学科の小学校教員免許の取得指導である。また、「与え・育てる」を拡充し、幼児教育学科ではいち早く保育士養成に着手し、幼保一体や地域子育て支援といった社会のニーズに対応している。生活創造学部生活文化学科では栄養士養成の課程を擁して「食育」を重視し、文学部心理学科では公認心理師受験資格や大学院に進学しての臨床心理士1種受験資格を獲得することを重視している。

少人数教育、幅広い教養のための制度設計、教職課程など「与え・育てる」能力の拡充、の3点が、本大学の個性・特色となっている。

大学院では、学部教育を発展させ広く文化の向上に寄与する研究者や高度専門職業人の養成機関としての体制を整えていることを特色とするが、特に全専攻において専修免許取得を、心理学専攻臨床心理学領域では公認心理師受験資格や臨床心理士1種受験資格の取得を応援し、「与え・育てる」能力の拡充という、学部から連続する個性・特色を保持している。

こうした本学の教育のあり方は、平成27(2015)年度には、公益財団法人 日本高等評価機構から、大学評価基準に適合と認定されている。

II. 沿革と現況

1. 学校法人川村学園の沿革

大正 13 年(1924)	川村文子、東京目白に川村女学院を創立
昭和 2 年(1927)	川村女学院附属幼稚園 開設
4 年(1929)	高等専攻科(国文科・家政科)開設
7 年(1932)	初等部開設
18 年(1943)	川村女学院高等女学科を「川村女学院 高等女学校」と改称

	法人組織に改め、「財団法人 川村女学院」とする
22年(1947)	学制改革による新制川村女学院中学校 開設、初等部 廃止
23年(1948)	学制改革による新制川村高等学校 開設
	川村女学院中学校を「川村中学校」と改称、附属幼稚園 廃止
26年(1951)	学校法人川村学園と改称し、川村文子、初代理事長・学園長に 川村小学校 開設
27年(1952)	川村短期大学家政科 開設、川村幼稚園 開設
28年(1953)	川村短期大学保育科 増設、六華幼稚園 開設
38年(1963)	川村短期大学英文科 増設
56年(1981)	川村澄子、第4代理事長・学園長に就任
63年(1988)	川村学園女子大学 文学部(英語英文学科、史学科、心理学科から成る) 開設 川村澄子、初代学長に就任
平成 3年(1991)	川村学園女子大学教育学部(情報教育学科、社会教育学科、幼児教育学 科から成る)増設
4年(1992)	川村短期大学家政科を生活学科と名称変更、保育科 廃止
9年(1997)	千葉県柏市に川村学園女子大学の学生寮 新築
11年(1999)	川村学園女子大学大学院人文科学研究科修士課程(心理学専攻、生涯学 習学専攻から成る)開設
12年(2000)	川村学園女子大学人間文化学部(日本文化学科、観光文化学科、生活環 境学科から成る)増設
13年(2001)	川村短期大学英文科 廃止
14年(2002)	川村学園女子大学情報教育学科を情報コミュニケーション学科へ名称 変更
15年(2003)	川村学園女子大学心理相談センター 開設
16年(2004)	川村学園女子大学大学院人文科学研究科比較文化専攻博士前期課程、 博士後期課程 設置 英語英文学科を国際英語学科へ名称変更、生活環境学科を生活文化学科 へ名称変更とともに川村短期大学の校舎の共用使用開始
17年(2005)	川村短期大学(生活学科)廃止、その場所を川村学園女子大学人間文化学 部生活文化学科の目白キャンパスとして開設
18年(2006)	川村学園女子大学附属保育園 設置
19年(2007)	川村正澄、第2代学長・第5代理事長に就任
20年(2008)	川村学園女子大学教育学部児童教育学科 設置
21年(2009)	川村正澄、第5代学園長に就任、川村澄子、名誉学園長に
22年(2010)	川村学園女子大学人間文化学部生活文化学科、目白キャンパスから我 孫子キャンパスへ移転
23年(2011)	川村学園女子大学文学部日本文化学科、生活創造学部生活文化学科・ 観光文化学科 設置 大学院人文科学研究科教育学専攻 設置
24年(2012)	川村学園女子大学教育学部情報コミュニケーション学科廃止 大学院人文科学研究科生涯学習学専攻 廃止
26年(2014)	川村学園女子大学人間文化学部 廃止 熊谷園子、第3代学長に就任

- 27年(2015) 川村学園女子大学文学部国際英語学科及び生活創造学部観光文化学科
我孫子キャンパスから目白キャンパスへ移転
- 30年(2018) 川村学園女子大学教育学部社会教育学科廃止

2. 本学の現況

- ・大学名 川村学園女子大学
- ・所在地 千葉県我孫子市下ヶ戸 1133 番地
東京都豊島区目白 3 丁目 1 番 19 号
- ・構成 学部
 - 文学部 [国際英語学科、史学科、心理学科、日本文化学科]
 - 教育学部 [幼児教育学科、児童教育学科]
 - 生活創造学部 [生活文化学科、観光文化学科]
- 大学院
 - 人文科学研究科 [心理学専攻 修士課程、教育学専攻 修士課程、比較文化専攻 博士前期課程・博士後期課程]

大学 在籍学生数

H30.5.1現在

大 学	学部名	学科名	合計	1年次	2年次	3年次	4年次
	大 学	文学部	国際英語学科	106	44	26	13
史学科			148	35	49	35	29
心理学科			128	43	43	24	18
日本文化学科			74	27	15	21	11
文学部計			456	149	133	93	81
教育学部		幼児教育学科	276	63	72	67	74
		児童教育学科	51	13	17	11	10
		教育学部計	327	76	89	78	84
生活創造学部		生活文化学科	148	35	32	37	44
		観光文化学科	146	41	34	29	42
	生活創造学部計	294	76	66	66	86	
大学合計			1077	301	288	237	251

大学院 在籍学生数

H30.5.1現在

大 学 院	研究科名	専攻名	合計	1年次	2年次	3年次
	大 学 院	人文科学研究科	心理学専攻 (修士課程)	19	6	8
教育学専攻 (修士課程)			2	1	1	
比較文化専攻 (博士前期課程)			0	0	0	
比較文化専攻 (博士後期課程)			0	0	0	0
大学院計			16	7	9	0

教員数

H30.5.1現在

	学部名	学科名	教授	准教授	講師	助教	助手	計	兼任
大	文学部	国際英語学科	4	2	0	1	0	7	26
		史学科	4	2	2	0	0	8	22
		心理学科	7	2	0	0	0	9	11
		日本文化学科	3	2	2	0	0	7	12
		文学部計	18	8	4	1	0	31	71
学	教育学部	幼児教育学科	3	6	0	0	1	10	6
		児童教育学科	5	5	0	0	0	10	10
		教育学部計	8	11	0	0	0	20	16
学	生活創造学部	生活文化学科	7	3	1	0	3	14	12
		観光文化学科	7	0	1	0	0	8	6
		生活創造学部計	14	3	2	0	3	22	18
心理相談センター			0	0	0	0	1	1	0
合計			40	22	6	1	4	74	105

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1)1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2)1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的は、建学の精神に基づくものであり、大学学則第 1 条及び大学院学則第 1 条に明記されている。そして、本学の使命・目的の具体的な展開である教育目的すなわち人材養成の目的は学則で定めるとともに、大学各学科・大学院各専攻のディプロマ・ポリシーやアドミッション・ポリシーによって明確に提示している。

本学では学則に基づき、ディプロマ・ポリシーでは、大学・大学院全体として、また各学科・各専攻として学位授与の方針を明確に示している。平成 30 年(2018)度には、学力の 3 要素（基礎的知識・技能、表現力・思考力、主体性・協働）とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーの関連をより具体的に示すように改訂するとともに、各学部の 3 つのポリシーも策定した。これにより入学者選抜の方針から、教育の方針、そして学位授与の方針までが、一貫した形で示されている。例えば、ディプロマ・ポリシーでは、

学位授与の方針に新たに「学生が身につけるべき資質」が加えられ、また「学位授与に基準」が明示された。

以上のように本学は、使命・目的を明確に提示し、使命・目的に基づく教育目的（人材養成の目的）を、学則で示している。

1-1-② 簡潔な文章化

上述したように、本学の使命・目的、教育目的（人材養成の目的）は学則において簡潔に文章化されている。

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

現代社会は様々な点で激しい変化を経験しつつあり、その中において本学を取り巻く状況も急速に変化している。本学の使命や目的及び教育目的も、そのような社会全体の変化と無縁ではない。特に3つのポリシーは、社会の動向に応じて発展的に変化する必要がある。この認識を基盤にして、2019-2022年度の「中期計画」に基づき、使命や目的を現実化・具体化していくための努力を継続的、発展的に行っていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、「I-3. 川村学園女子大学の個性と特色」で述べたように、本学の使命・目的を実現するために具現化し、方法を示したものである。すなわち少人数教育(I-3.の第一)、幅広い教養のための制度設計(同第二)、そして社会への貢献を意識した「与え・育てる」能力の拡充(同第三)である。個性・特色は、それを記した「自己点検・評価報告書」をホームページ上で公開し、学生、受験生と保護者、関係者等へ明示してきた。

そして、本学の個性・特色は、各学科・各専攻の教育目的に従い、各学科・各専攻のカリキュラムによってより詳細に展開される。大学では、全学的なカリキュラム・ポリシーで、個性・特色が明示されている。すなわち、少人数教育がカリキュラム・ポリシーの6(「初年次の基礎ゼミナールから卒業論文・卒業研究の研究指導に至るまで、少人数教育を徹底し、学生の特質に応じたきめ細かい指導を行う」)に、教養の充実がカリキュラム・ポリシーの4(「学部学科の専門分野を超え、幅広く関心ある科目を履修して学際的な視点を養うことを奨励するため、所属学科の主専攻のほかに「副専攻」の履修プランを用意するとともに、「クロスオーバー学習制度」を導入する」)に、「与え・育てる」能力の拡充がカリキュラム・ポリシーの5(「学生各自の個性に基づいて自己を確立し、それをいかに社会に生かすかを考えさせ、職業人としての基礎力を養成するため、初年次からキャリア・プランニング科目を設定する」)に対応している。大学院では、「人間・文化・社会に対する高度な知識と応用力・実践力を身につけ、専門性をもって問題の解決にあたり、社会に貢献できる人材を育成する」と展開している。

こうしたカリキュラムの特徴は、ホームページや大学案内で明示してきている。

1-2-② 法令への適合

学校教育法第9章大学の第83条(目的)、第85条(学部)、第99条(大学院及び専門職大学院の目的)、第100条(研究科)、大学設置基準第2条(教育研究上の目的)、第40条の4(大学等の名称)、大学院設置基準第1条の2(教育研究上の目的)、第5条(研究科)、同第7条の3(研究科以外の基本組織)、その他関連する法令等に基づき、使命・目的及び教育研究目的が適切に定められており、これらに基づいて適切に教育研究活動等が展開されている。なお平成27(2015)年度の日本高等教育評価機構の認証評価の実地調査において、教育目的(人材育成の目的)が学則に記載されていないとの意見を受けたので(のちに「改善意見」として指摘)、平成27(2015)年度中に学則改正を行った。

1-2-③ 変化への対応

本学の場合、建学の理念、使命・目的・教育目的の実現を具現化するために設定されたものが個性・特色であり、いわば方法・手段である。当然に変化する社会情勢等に対応する必要がある、点検を行ってきた。平成25(2013)年度には、全学的に使命・目的及び教育目的への自省を行い、これを受けてカリキュラム・ポリシーの整備を行っている。そして平成25(2013)年度のC(チェック)とA(アクション)により、各学科ともカリキュラムの改変を行い、平成27(2015)年度には導入することとなった

平成26(2014)年度には、川村学園女子大学部局長会とその下の中期計画検討チームを中心に大学の「平成27-30年度中期計画」を作成し、学校法人川村学園(以下、法人)も法人全体の「学校法人川村学園中長期計画」を策定している。

平成28(2016)年度には、大学全体の教育課程の編成に関する全学的な方針の策定を目的として年度当初に教学マネジメント会議を整備し、また社会への変化に対応して、諸々の体制を整備して文部科学省の私立大学等改革総合支援事業のタイプ1「教育の質的転換」に応募した。平成29(2017)年度は、SD委員会に基づき教職員参加のSDを活性化させ、IR委員会を設置し分析力を高め、変化への対応力を高めた。また教職課程再課程申請・中高家庭科の教職課程申請・公認心理師資格取得への対応のために、カリキュラム改訂を行い、教育課程を改革した。教職センターとボランティアセンターを設置し、大学の使命を一層具体化する試みを開始した。

平成30(2018)年度には、IR委員会の実務を担当する組織としてIRセンターを設置し、教育活動と成果についてのC(チェック)機能を強化した。同時に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーを学部、学科レベルにおいてより具体化し、教育成果をより具体的に検証することが可能な体制を整えた。さらに、これらのポリシーに基づく取り組みがどの程度達成されているかを検証するために、アセスメント・ポリシーが策定された。また具体的な検証の計画として、アセスメント・プランが策定され、上記のポリシーに基づく取り組みが評価される仕組みが作られた。

(3) 1-2 の改善・向上方策(将来計画)

理念の具現化である特色・個性と、その具体化としてのカリキュラムは、社会の要請や学生への教育の効果によって変更していく必要がある。平成27(2015)年度に、日本高等評価機構から大学評価基準に適合と認定されたことに慢心せず、これまで通り自己点検・評価委員会、教学マネジメント会議、教務委員会を中心に、適切性を検証していく。

平成 30(2018)年度には、これまでの文系、理系の枠にとらわれない文理横断の教育プログラムの開発が検討され、従来の副専攻を統合した新たな教育プログラムが開発された。このプログラムは、平成 31(2019)年度から実施される予定である。

さらに、平成 30(2018)年度には、他大学との連携によって本学の教育の特色をより明確にするとともに強化するために、具体的な検討が開始された。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員・教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-3-① 役員・教職員の理解と支持

川村学園の建学の精神は、法人においては月間目標として具体化され、月刊の『川村学園の近況』冒頭に掲げられ、役員・教職員の理解を深めている。

本学においては、川村学園の建学の精神及び本学の使命・目的の理解を深めることを目的とする教員の研究会「紫雲の会」が、平成 19(2007)年に組織された。この研究会は、ほぼ 2 年間にわたり常時 25 人程度の教員の参加のもと、年 4 回ほどの頻度で活動し、その成果を平成 22(2010)年に小冊子『こころ』として刊行した。『こころ』は全教職員に配付され、本学の使命・目的の根底にある建学の精神と大学及び大学院の教育理念に関する教職員の理解の進展に貢献している。平成 26(2014)年度には、社会における女性の役割と地位の問題が再び着目されていることから、「紫雲の会」が再開され、「社会に貢献しうる女性」の在り方が検討され、『こころ』が改訂された。平成 27(2015)年度には、目加田説子氏を招き、「市民参加型社会の実現に向けて—大学生とボランティア—」の講演会を実施した。平成 30(2018)年度には、内海崎貴子教授の報告「これからの女性の生き方を考える」を基に川村文子の教育理念が再検討され、『こころ』が再改訂された。

このような実践により、本学の使命・目的及び教育目的について、役員・教職員の理解と支持を得ている。

1-3-② 学内外への周知

川村学園女子大学の建学の精神や本学の使命・目的について、本学は様々な方途で随時学内外にその趣旨を提示している。

まず、本学の母胎である川村学園の建学の精神については、大学創立以前から法人として種々の行事や広報誌を通じてその趣旨の提示をしてきたが、大学開設後も学園としての広報活動は継続的に行われている。例えば、法人の広報誌『黄鶴』には折々に建学の精神と教育理念に関わる記事が掲載されている。こうした広報活動を通して学園在學生、卒業生及び川村学園と関係する機関の関係者等々学園内外に教育に関する基本的な考え方は随時示されている。

つぎに、本学としては以下のように建学の精神や教育目的の提示を日常的に行っている。

学内的には、入学式や卒業式及びガイダンス、オリエンテーションといった種々の行事において、主として在學生に向けて建学の精神と教育理念の周知に努めている。全學生が所持する『学

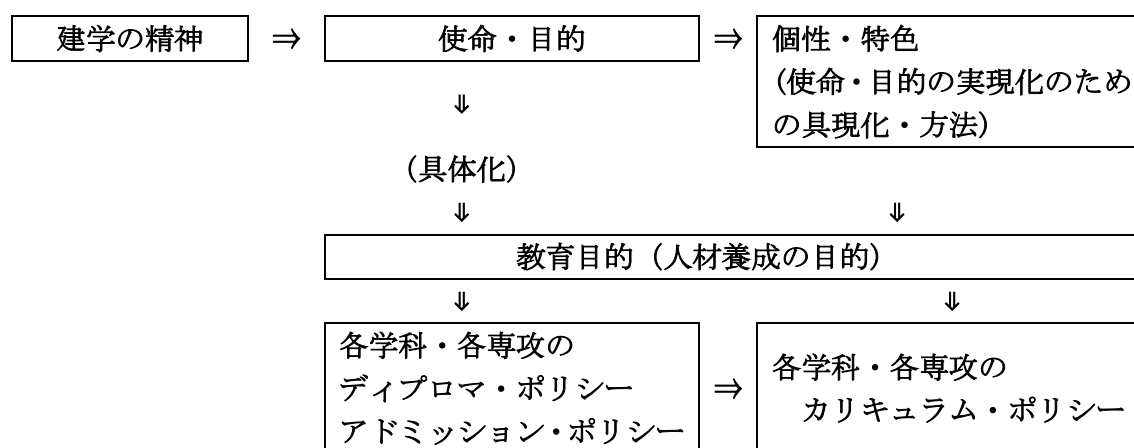
『生活のてびき』には建学の精神や教育理念が掲載されているほか、図書館には創立者の著書や学園史の専用コーナーを設けている。

また『こころ』を全学生に配付し、カリキュラムに建学の精神を様々な観点から学ぶ科目「総合講座(1)～(4) 建学の精神と現代的教養」(半期2単位)を設け、1年次生にいずれかの履修を義務づけた。これらの授業は、学長を含む複数の教員の分担によって行われており、教員・学生双方が本学の建学の精神・教育理念への理解を深める場となっている。

学外向けの広報活動としては、『大学案内』、本学広報誌『花時計』、ホームページなどのメディアを通じて、本学に関心を持つ学外の関係者に向けて本学の建学の精神と基本理念を提示している。なお平成27(2015)年度の日本高等教育評価機構の認証評価の実地調査において、ホームページの分かりやすさについて意見が出たので、アイコン表示を明確にした。平成29(2017)年度末には、最新のニュースが分かりやすくなるように全面改定した。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

これまで述べてきたように、使命・目的及び教育目的と3つの方針の関係は以下のように整理される。したがってその照応関係は明瞭である。



つぎに、中期計画について述べる。学校法人川村学園は、より高度な教育を目指して、「教養ある女性の養成」と「社会に貢献しうる女性の養成」を使命・目的に本学を開設し、整備してきた。平成20年代に入り、社会の求める学士力の変化、進学率の上昇、18歳人口の減少などの大学を取り巻く状況の変化を受けて、これまでの拡大から、充実に重点を移した。平成25(2013)年度からは、法人は経営改善計画検討委員会を開催し、経営の面を中心に学園の在り方の検討を開始した。同年12月に提出された中間報告に基づき、法人は大学と協議の上、教育学部社会教育学科と大学院教育学専攻生涯教育領域は、社会教育・生涯教育の理念が拡大した現在、本学が開設する社会的意義は逆に減少したと判断し、両者の平成27(2015)年度からの学生募集停止を決定した。社会教育学科が重視していた資格教育は、全学で担当することとした。さらに、経営改善計画検討委員会は、平成26(2014)年11月に最終報告書である「経営改善計画検討委員会 審議結果のまとめ [II]」を提出した。

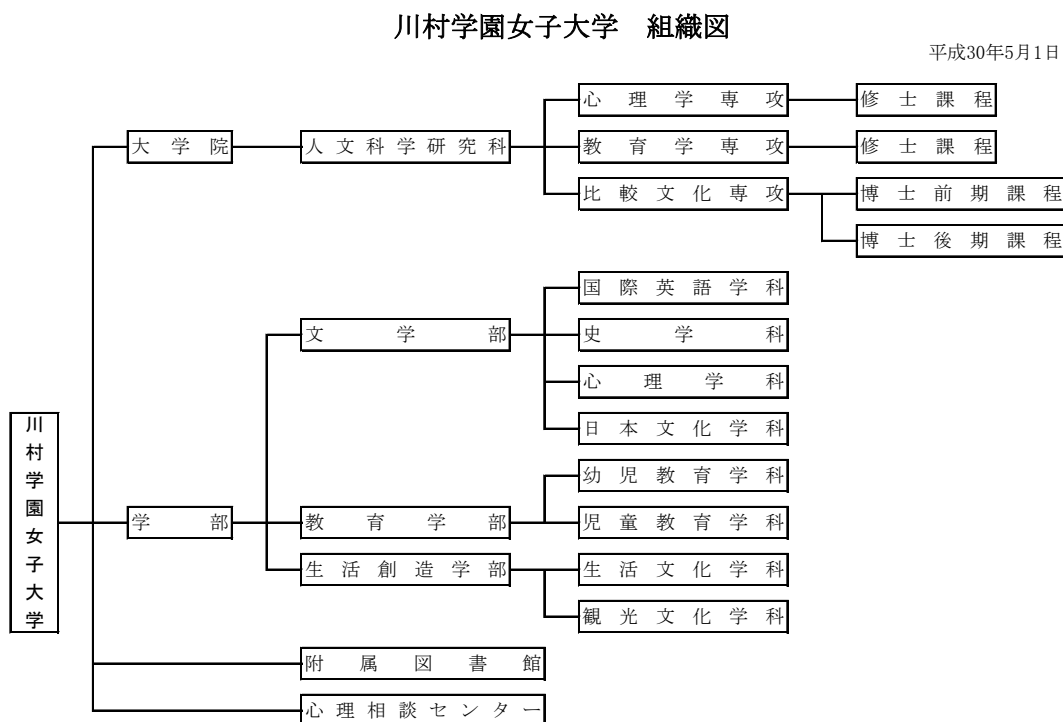
本学は、この報告書を受け、経営改善を視野に入れて、これまでの使命・目的及び教育目的を保持しつつ発展させる「平成27-30年度中期計画」を平成27(2015)年度を初年度として策定した。また、法人も法人全体の「学校法人川村学園中長期計画」を策定した。平成30(2018)年7～8月には、「平成27-30年度中期計画」の達成度を暫定的に自己評価し(年度末に最終的な達成度評価を行った)、継続拡充する2019-2022年度の「中期計画」を策定した。教職課程などの円滑な実施

を含む人材育成のための教育課程のさらなる充実に力点を置いている。法人も大学の中期計画を含有する法人全体の「川村学園中期計画（2019年度～2022年度）」を策定している。

このように、本学は、中長期的に、「教養ある女性の養成」と「社会に貢献しうる女性の養成」という使命・目的と教育目的を達成することを目指してきており、中期計画においても使命・目的及び教育目的を十分に反映したものとなっている。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学は、使命・目的などに基づいて、3つの学部と大学院、附属図書館及び研究機関を設置している。



文学部は、国際英語学科・史学科・心理学科・日本文化学科からなる。各学科の人材養成の目的は、国際英語学科が「教養に裏打ちされた語学力を修得し、世界の人々とコミュニケーションを図ることのできる人材の養成」、史学科が「日本と世界の歴史と文化に対する理解を深め、それを現代社会の諸問題に応用できる人材の養成」、心理学科が、「認知、社会、発達、臨床の多領域にわたる専門的知識を修得し、人々の心を探究し、自己をとりまく環境をより豊かにしていく役割を担える人材の養成」、日本文化学科が「和」の心を基盤に、理論と実技の両面から日本文化を理解し、世界に向けて日本文化を発信できる人材の養成」である。

つまり、「現代社会とそれを取り巻く国際社会の動態に鋭く反応できる見識と教養を備えた女性の養成」を目指しており、本学の目的である「教養ある女性の養成」に整合的な学部である。いずれの学科も学生の教員免許取得を奨励し、また心理学科は大学院への進学と臨床心理士の資格取得を応援しており、「社会に貢献しうる女性の養成」の点でも整合的である。

教育学部は、幼児教育学科・児童教育学科からなる。幼児教育学科は、「社会人としての基礎的教養を土台として、幼児教育と保育に関する専門的な知識・技術を修得し、この能力を活かし

て、広く社会に貢献する人材の養成を目的」とし、児童教育学科は「教育に関する専門的知識・技能・態度を修得し、様々な教育問題に適応できるコミュニケーション能力と実践能力のある人材の養成を目的」とする。

伝統的に女性が自らの教養を基に活躍してきた分野である次世代を「育む」ための指導者・教員を養成することを中心としており、本学の目的である「教養ある女性の養成」と「社会に貢献しうる女性の養成」に整合的である。

生活創造学部は、生活文化学科・観光文化学科からなる。生活文化学科の人材養成の目的は、「栄養・健康・ライフデザインに関する専門的知識を修得し、社会、学校、家庭の場において、食への指導力・実践力を有する人材の養成」であり、観光文化学科は、「観光についての幅広い知識、洞察力、企画力、さらには日本と海外の歴史・文化に関する知識及び外国語コミュニケーション力を修得し、ホスピタリティ産業で活躍できる人材の養成」である。

このように、生活全般の豊穡化に関する教養を涵養したうえで、実践的能力の獲得を目指しており、本学の目的である、「教養ある女性の養成」と「社会に貢献しうる女性の養成」に整合的である。

大学院は、心理学専攻・教育学専攻・比較文化専攻からなり、それぞれが高度な専門性を持つ教育研究活動を行っているが、それぞれの人材養成の目的を抄出すれば、心理学専攻（修士課程）は「社会の場での指導的役割を担う、あるいは臨床・教育の場での実践的能力を発揮できる人材の養成」、教育学専攻（修士課程）は「高度な教職専門性と教育実践力を備えた小学校教員の養成」、比較文化専攻（博士前期課程）は「現代社会における諸問題解決に貢献できる人材の養成」、比較文化専攻（博士後期課程）は「人文科学諸分野における研究者・教育者として高度な専門性を身につけ、各組織の中核的存在として活躍できる人材の養成」であり、本学の目的と整合的である。

附属図書館は学生の学習を支援している。また、市民や地域住民などに対する心のケア等の相談業務を行うとともに、学部・大学院における実習・研修・研究の場として機能する研究指導施設として、心理相談センターが置かれている。「社会に貢献しうる女性の養成」に整合的である。その他にプロジェクト研究所として、女性学、国際日本学、こども学、目白観光文化、地域・産官学連携プロジェクトの各研究所と比較文化研究センターが置かれ、学科・専門分野を超えて、教員が共同研究を行い、その成果を学生の教育に反映させるよう努めている。

以上のように、使命・目的及び教育目的と研究教育組織の構成は、整合的である。

(3)1-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学の使命・目的及び教育目的は、創立者川村文子の理念に基づくものであり、かつその理念の射程は遠大であることから、今後も本学の理念の中心であることは言うまでもない。しかしながら、現代社会は日々変化し、中央教育審議会が、平成 17(2005)年に「我が国の高等教育の将来像」を答申し、平成 24(2012)年に「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」を答申しているように、大学に求められる教育も変化してきている。本学においても、2019-2022 年度の「中期計画」に基づき、社会の要請・変化に対応して、使命・目的及び教育目的を具体化した 3 つのポリシー及びカリキュラムの修正を、自己点検・評価委員会・教学マネジメント会議・教務委員会を中心に検討していく。

[基準 1 の自己評価]

本学では開学以来一貫して、建学の理念に基づき、「教養ある女性の養成」と「社会に貢献しうる女性の養成」を目的に、教育・研究の体制の整備に努めてきた。

平成 25(2013)年には、理念への自省を行い、改めてアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明確に規定し、ホームページや『大学案内』などを通して、公表・周知を図っている。また平成 27(2015)年度の日本高等教育評価機構の認証評価の指摘に従い、学則改正を行い、教育目的（人材育成の目的）を学則に明記した。その結果日本高等評価機構から大学評価基準に適合と認定されている。

したがって、「1-1 使命・目的及び教育目的の明確性」、「1-2 使命・目的及び教育目的の適切性」及び「1-3 使命・目的及び教育目的の有効性」の 3 つの項目とも基準を満たしており、総合的に見て、基準 1 を満たしている。

基準 2 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れ方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れ方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 入学者受入れ方針の明確化と周知

大学については、基準 1 に示した教育目的(のちにディプロマ・ポリシーへ整理される)に応じた入学者受入れ方針を明確化するために、平成 22(2010)年度から、『入学試験要項』に大学全体と各学科のアドミッション・ポリシーを掲げている。平成 25(2013)年度には、大学全体のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを明確化し、あわせてアドミッション・ポリシーについても整備した。平成 30 年(2018)度には、学力の 3 要素（基礎的知識・技能、表現力・思考力、主体性・協働）の観点から、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーがより具体化されるとともに、各学部の 3 つのポリシーも策定した。これにともない、アドミッション・ポリシーに、入学前に培うことを求める力、評価方法の 2 項目が追加された。

大学院については、平成 25(2013)年度に 3 つのポリシーを導入し、これまで説明会などで示してきた受入れ方針をアドミッション・ポリシーの形で明確にした。しかし補足すべき点があり、平成 26(2014)年度には、説明会などでは追加説明するとともに、アドミッション・ポリシーで十全に説明するように改めた。

以上のように明確化された大学と各学科・大学院のアドミッション・ポリシーを『入学試験要項』『ホームページ』等に明記することで、周知を図っている。『大学案内』では、大学に関しては、「こんな私になりたい」として将来像を示し、さらにカリキュラム・チャートや具体的に卒業生を紹介することで、人材育成方針をわかりやすく目に見える形で示している。教職員の高校訪問の際やオープンキャンパスでは、『大学案内』『入学試験要項』等を持参・配付し、また教育内容の説明も行っている。

このように機会を逸さずアドミッション・ポリシーの周知を図っており、本学に関心のある高校生等には理解を得られている。このことは、本学の入学試験の面接の際に、アドミッション・ポリシーを中心に3つのポリシーに言及する生徒が多いことに表れている。

2-1-② 入学者受入れ方針に沿った学生受入れ方法の工夫 (大学)

募集活動では、関東近県を中心に、高校生・保護者に対して、進学相談会に赴き、進路相談を直接受ける方法を採用している。またオープンキャンパスを、平成30(2018)年度は我孫子キャンパスで11回、目白キャンパスで10回開催し、本学への理解を図っている。高等学校の教員に対しては、高校教員対象のキャンパス見学会を初めて実施し、教職員の指定校推薦入学試験の推薦依頼時にも、本学の教育的取組や特色等について説明し、理解を求める活動を実施している。さらに、11月には、一般入学試験、センター試験利用入学試験の説明を中心に訪問を行っている。

全国を対象としては、全国紙や受験媒体(受験雑誌、WEBサイト)を通じた広報活動を実施している。平成29(2017)年度はダイレクトメールの発送も強化した。

また平成22(2010)年度からは、一般入学試験過去問題集(いわゆる赤本)を再刊し、志願者の増加を目指した。オープンキャンパス参加の希望者には無料で配付している。

選抜体制としては、学長の諮問機関として、入学試験に関する企画及び実施の円滑を図る入学試験委員会(学部長・学科長・各学科1人・学生支援部長・事務部長・事務部課長(入試業務)の入学試験委員から構成)を設け、平成12(2000)年度にAO(Admissions Office)入学試験対応のアドミッションオフィサーを各学科に配置した。また、事務は事務部が担当している。さらに平成28(2016)年8月にはAO入学試験を円滑に行うために、教職員からなるアドミッション・オフィスを設置した。平成29(2017)年5月には、アドミッション・オフィスと入学試験委員会を統合してアドミッションオフィサー会議として再組織化し、学生の受け入れをより効率的、一元的に行う体制を整えた。

選抜方法は、次の7種があり、多様な学生の受入れに努めている。

①AO入学試験(I期・II期・III期)、②推薦入学試験(指定校、公募I期・II期、川村高等学校I期・II期・III期)、③一般入学試験(I期・II期・III期・IV期)、④センター試験利用入学試験(I期・II期・III期・IV期)、⑤社会人入学試験、⑥帰国子女入学試験、⑦卒業生子女入学試験

①AO入学試験(I期・II期・III期)

平成12(2000)年度入学試験から導入した。本学では、AO入学試験をカウンセリング型対応入学試験と捉え、出願に先立ち入学希望者とアドミッションオフィサーとの事前相談を実施し、本学のアドミッション・ポリシーを理解させた上で、出願するよう指導している。事前相談の励行は、入学希望者の学習意欲を高め、質の確保も果たすことになっている。また、高等学校進路指導部や担任教員に理解を求めるため、出願の時点でエントリーカードに担任の確認印を求めている。このように、AO入学試験は、本学のアドミッション・ポリシーを理解する学生を対象とする入試である。

また平成28(2016)年度入試から、スポーツAO入学試験制度を設け、特待生制度と合わせ、高校時代の陸上競技(フィールド競技を除く)に努力した学生を評価する枠を設け、高校時代の多様な経験とクラブ活動における協働性を評価することとした。

オープンキャンパス参加者でAO入学試験の事前相談を受けた高校生のうち約16.9%が指定校推薦入学試験や公募推薦入学試験に志願し、約43.3%がAO入学試験に出願した(平成

29(2017)年度入学試験結果)。事前相談を行うことで、他の入学試験による入学希望者にも、本学の受け入れ方針が周知されている。

平成 29(2017)年度から、AO 入試の合否判定に調査書の評定平均値を活用することとした。これにより基礎学力を含めて、受験生の学力と意欲を総合的に評価することとした。また、従来の AO 入試に加えて、新たに体験報告型 AO 入試を導入し、従来の形式を将来展望型として位置づけた。体験報告型では、高校での部活動やボランティアなどの報告を求め、受験生の主体性や協働活動を重視した評価を行うこととした。

平成 30(2018)年度から、AO 入試枠に新たに外国人留学生 AO 枠を設けた。多様な学生を受け入れる観点から、優秀な外国人留学生を受け入れることとし、入学の基準を満たした者には授業施設費の半額を4年間免除することとした。

②推薦入学試験(指定校、公募Ⅰ期・Ⅱ期、川村高等学校Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)

推薦入学試験には指定校制と公募制、川村高等学校対象がある。いずれも原則本学が第1志望(専願制)であることが条件である。

指定校制では、平成 22(2010)年度入試から推薦条件の評定平均値を高等学校ごとに設定し、入学者の「質」に注意をはらっている。その一方で欠席については「原則として10日以内」に「診断書等がある欠席は除く」という条件を加え、平成 29年度入試から欠席は「原則として15日以内」に「特別な理由がある欠席は除く」と、学生の多様性に対応するようにした。また、平成 25(2013)年度入試からは、成績優秀者に入学金(30万円)を免除する制度を拡大し、学生の質の向上を目指している。

試験の内容は、高等学校長が推薦することから「面談」の形式であったが、平成 23(2011)年度入試からは、受験生に“選考される”という緊張感を持たせるために「面接」に変更した。このことが本学のアドミッション・ポリシーのより一層の理解につながっている。

公募制では、平成 22(2010)年度入試より推薦条件の評定平均値を「3.2以上」に設定し、小論文・面接の評価で判定することとした。面接に時間をかけ、アドミッション・ポリシーの理解を確認している。さらに平成 29(2017)年度から、推薦条件の評定平均値を「3.1以上」に変更した。また、入学者の追跡調査の結果、公募推薦による入学者の成績が他の選抜方法の入学者よりも優れていたことを踏まえて、受験者を増やすことを目的として小論文の問題内容を変更し、受験生が取り組みやすいものとした。

推薦入学試験には、系列校の川村高等学校からの推薦試験もある。本学園の建学の理念やそれに基づくアドミッション・ポリシーへの理解は十分であり、高等学校長の推薦と面談で選考している。平成 29(2017)年5月には川村高校との連携を強化するために高校側への説明会を実施し、大学の教育内容をさらに具体的に説明した。

なお推薦入学試験・AO入学試験合格者に対しては入学前課題を課し、大学での学修意欲を高めると同時に基礎学力の向上に努めている。

平成 30(2018)年には、公募推薦と下記の一般入試において応募者の確保を目的として外部資格試験結果をそれぞれの入試判定の加えることとした。外部資格試験結果を受験生の基礎学力と主体的な学修への取り組みとして評価し、英検などの資格に応じて入試成績の10%を上限として加点することとした。

③一般入学試験(Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期・Ⅳ期)

④センター試験利用入学試験(Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期・Ⅳ期)

一般入学試験・センター試験利用入学試験は基礎的で一般的な学力の有無を判定基準としている。一般入学試験では、基礎的な学力を問いつつ、正規分布に近づくような得点分布となる

よう、本学作問委員が問題を作成している。これらの学生への本学の建学の精神に基づく3つのポリシーへの理解は、入学試験要項等に明記しているが、入学後にもその確認を行うようにしている。

平成30(2018)年(平成31年度)入試は、センター利用入試にもIV期を追加した。

⑤社会人入学試験

⑥帰国子女入学試験

小論文と面接を課し、面接では本学のアドミッション・ポリシーの理解を確認することとしている。

⑦卒業生子女入学試験

エントリーカードと面談を課している。

以上のように、本学では、面接・面談の際には本学の受入れ方針すなわちアドミッション・ポリシーの理解に重点を置いている。また一般入学試験とセンター試験利用入学試験の合格者には、入学後に建学の精神を学ぶ「総合講座」等で周知を図っている。

(大学院)

大学院の学生募集に関しては、『大学案内』とホームページが主たる媒体である。ついで内部進学が一定の割合を占めることから、年間を通じて学内でのポスター掲示、大学院入試説明会の開催を行い、また、ゼミ担任教員が随時情報を提示している。さらに他の教育機関、社会教育施設へポスター掲示、チラシ設置の依頼を行っている。平成29(2017)年度は、5月に内部進学生対象説明会、8月と10月に一般受験生対象入試説明会を開催した。

選抜方法は以下のごとくである。

①特別選抜試験

内部進学生を対象とする選抜で、心理学専攻、教育学専攻及び比較文化専攻において実施している。

②一般選抜試験

一般入学試験・社会人入学試験・現職教員入学試験(教育学専攻)・現職教員特別選抜入学試験(教育学専攻)・長期研修生特別選抜入学試験(教育学専攻)・外国人留学生試験(比較文化専攻前期)があり、I期(9月)・II期(11月)・III期(3月)の3回実施した。

教育学専攻においては、平成28(2016)年度入学試験から現職教員特別選抜入学試験を実施し、平成29(2017)年度入学試験から長期研修生特別選抜入学試験を導入した。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

大学の入学定員は、平成29(2017)年度から文学部140人、教育学部120人、生活創造学部120人、大学全体で380人である。内訳は、文学部は、国際英語学科30人、史学科40人、心理学科40人、日本文化学科30人、教育学部は、幼児教育学科80人、児童教育学科40人、生活創造学部は、生活文化学科80人、観光文化学科40人である。

大学院人文科学研究科の入学定員は、心理学専攻(修士課程)10人、教育学専攻(修士課程)5人、比較文化専攻(博士前期課程)5人、比較文化専攻(博士後期課程)3人である。

大学については、人間文化学部を生活創造学部へ改組した平成 23(2011)年度入試以後の入学人数は、348 人(入学定員 500 人)、296 人(500 人)、322 人(500 人)、276 人(500 人)、260 人(460 人)、255 人(400 人)、299 人(400 人)で、平成 30(2018)年度入試は 301 人(380 人)、平成 31(2019)年度入試は 332 人(360 人)、入学定員の充足率は 69.6%、59.2%、64.4%、55.2%、56.5%、63.8%、74.8%、79.2%、平成 31(2019)年度入試は 92.2%である。

大学院については、教育学専攻の改組を行った平成 23(2011)年度入試以後の入学人数は、12 人、11 人、11 人、7 人、5 人、13 人、7 人で、平成 30(2018)年度入試は 7 人、平成 31(2019)年度入試は 8 人、入学定員の充足率は 52.1%、47.8%、47.8%、30.4%、21.7%、56.5%、30.4%、30.4%、平成 31(2019)年度入試は 34.9%である。

(学部)

大学は、平成 21(2009)年度に、すべての学科が定員割れするという状況になった。18 歳人口の減少という日本全体の変化や受験生の都心・共学志向の影響、加えて東日本大震災の影響などが原因と考えられ、受験生総数も減少している。

そこで本学は、以下の対策を講じてきた。

(a)定員と学科構成の見直し

志願者減が続いた学科については、学生に対する教育の密度をより濃くして教育の質の向上を図ることが、本学の教育目的・学生の育成方針を明示し、アドミッション・ポリシーを志願者に十分に浸透させることになると考え、募集定員を削減した。

具体的には、平成 23(2011)年度に教育目的を明らかにするために、人間文化学部を、社会学士を学位とする生活創造学部へ改組し、文学士を学位とする日本文化学科を文学部に移した(届出上は新設)。そして入学定員を、社会教育学科を 50 人から 40 人、観光文化学科を 50 人から 40 人とし、全体で 500 人とした。さらに、社会教育学科に関しては、本学科の資格教育の取組を発展的に全学で行い充実させていくことが社会のニーズに応えるものと判断し、平成 27(2015)年度から募集を停止することとした。このことにより定員を 460 人とし、充足率を高めることとした。

しかし平成 27(2015)年度入試の結果、収容定員に対する在籍学生比率は、57.5%であった。特に文学部各学科の定員割れが続いているが、卒業生アンケートでは満足度は高く、本学が文学部各学科の教育を継続する責務は依然存在すると考えられる。そこで定員を削減し、より教育の密度を高めることで、本学を希望する学生によりよい教育を展開し満足度を高め、あわせて受入数維持という目標の達成も目指すこととした。具体的には、平成 27(2015)年度に行われる平成 28(2016)年度入試から、入学定員を、史学科は 50 人から 40 人に、心理学科を 70 人から 40 人に、日本文化学科を 50 人から 30 人に削減し、全体で 400 人とした。さらに、平成 29(2017)年度に行われる平成 30(2018)年度入試から国際英語学科の入学定員を 50 人から 30 人に削減し、全体で 380 人とした。さらに平成 30(2018)年度に行われる平成 31(2019)年度入試では、生活文化学科の入学定員を 80 名から 60 名として、全体で 360 名としている。

(b)文学部国際英語学科と生活創造学部観光文化学科の目白移転

学生募集の広域化と、受験生の都心志向に対応するために、平成 27(2015)年度から両学科を学園本部に近接する東京都豊島区目白に移転した。移転により、東京で学ぶという地の利を生かして産業界との連携により「アクティブ・ラーニング」を強化すること、外国語教育を充実することで教育的特色を発信することに努めた。このことにより、平成 27(2015)年度入試では、国際英語学科で約 44%、観光文化学科で約 135%の入学者増が見られた。平成 28(2016)年度入試ではこの状況を維持できなかったが、平成 29(2017)年度入試では、両学科とも入学人数が上昇した。平

成 30(2018)年度入試では、国際英語学科で 157.1%、観光文化学科で 120.5%の入学者増が見られ、平成 31(2019)年度入試でも、国際英語学科で 129.5%、観光文化学科で 143.9%の入学者増が見られた。

(c)受験生への働きかけ

大学について認知度を高める方策を種々講じてきた。

平成 24(2012)年度からは、地域への貢献のための公開講座を復活させたが、地域社会における大学と教育内容の認知度を高めることも目指している。

受験生に焦点を絞った対策としては、インターネットの活用と高校の教員への働きかけを強化している。オープンキャンパスでのアンケートでは、本学を知った理由としては、1 位にインターネット、2 位に高校の先生が挙げられている。

平成 28(2016)年度には、高校生の情報環境に鑑み、ホームページの刷新と SNS の強化を行った。具体的には、ホームページを全面リニューアルし、スマートフォン、タブレットにも対応した。SNS については、平成 27(2015)年度から LINE、Facebook を立ち上げたが、平成 28(2016)年度より Twitter による情報提供を導入した。また平成 28(2016)年度には受験生へのダイレクトメールの発送も強化した。

平成 29(2017)年度には、高校生と高校教員に対して直接に情報を提供することを目的として、5 月と 11 月に各 4 週間程度のオープン・クラスを新たに実施した。通常の大学の授業に参加することによって、高校生が大学と本学への興味・関心を高めることを目指すとともに、これを機会に本学の教育活動を高校側に伝える機会とするために、これまでの入学実績のある約 150 校に直接に FAX 送付などによる案内をおこなった。

高校の教員への認知度を高めるためには、基準 2-1-②で述べたように、教職員の高校訪問を積極的に展開してきた。平成 27(2015)年度以降は職員の高校訪問校数を増やし、平成 28(2016)年度以降は効率を高めるため教員の訪問については前期に重点を置くことにした。

平成 30(2018)年 5 月には、近隣の高校の進路指導担当の教員を我孫子キャンパスに招いて、大学の説明会を実施した。高校教員が直接大学の環境と設備を見学し、入試担当者から説明を聞く機会を設けることは、大学の認知度を高める上で効果を期待できると考えられた。

さらに平成 30(2018)年度後期には、受験産業業者の持つデータを活用して、ターゲットメールとファックスを受験生に直接送付した。受験シーズンを前に、まだ進路を決定していない者や、推薦入試で希望通りの結果が得られなかった受験生に本学が直接認知される機会となることが期待された。平成 31(2019)年 2 月に行われた一般入試Ⅱ期とセンター利用入試Ⅰ期では、それぞれ入学手続き者が前年に比べて 17 名から 22 名へ、29 名から 51 名へ、一般入試Ⅲ期とセンター利用入試Ⅱ期では、8 名から 45 名へ、10 名から 18 名へと増加した。一般Ⅳ期とセンター利用入試Ⅲ期では 22 名から 18 名へ、13 名から 11 名へと微減したが、平成 31 年(2019)年度入試から実施したセンター利用入試Ⅳ期の入学手続き者が 9 名となり、総体としては増加した。

(d)入試方法についての改革

長らく続く不況下の経済状況に鑑み、受験生の経済的負担を緩和する措置を講じてきた。

平成 27(2015)年度に実施した平成 28(2016)年度入試からは、スカラシップを拡大し、①成績優秀者特待生制度と②検定資格特待生制度を導入した。一般入試Ⅰ期では上位 40 名、Ⅱ期では 10 名、センターⅠ期では上位 20 名、Ⅱ期では 5 名に、最大 4 年間の授業料・施設費を免除することとした。

指定校制では、平成 25(2013)年度入試から、成績優秀者に入学金(30 万円)を免除する制度を拡大した。同年度入試から、入学手続費用の貸費制度を、推薦入学試験指定校制から公募制と AO 入学試験の合格者にも拡大した。

また平成 28(2016)年度入試からは、遠隔地居住者支援制度も導入し、寮に入ることのできない学生に家賃差額分を補う支援を行うこととした。

経済的負担の緩和以外には、平成 27(2015)年度入試から一般入学試験Ⅲ期を実施し、平成 28(2016)年度入試からはⅠ期の試験期日を変更して特待生制度導入を際立たせるようにした。そのため 3 月の一般入試がなくなったことから、平成 29(2017)年度入試では、3 月にⅣ期を行った。また一般入試Ⅰ～Ⅲ期については、引き続き目白キャンパスを試験会場とし、受験生の利便性を高めた。

指定校推薦については、同一学科への推薦を可能とするために、学部単位の推薦に改めた。また推薦条件の一部緩和、欠席条件を 10 日から 15 日以内への緩和を行った。公募制については、推薦条件の評定平均値を 3.2 から 3.1 にした。

AO 入試については、先に述べたように、スポーツ AO 入試とスポーツ特待生制度を導入し、高校時代の多様な経験とクラブ活動における協働性を評価するとともに、大学の活性化を目指し部活を盛んにすることも目指している。

平成 26(2014)年度には、①国際英語学科と観光文化学科の目白移転、②高校訪問の強化、③一般入学試験Ⅲ期の導入、さらに各学科の平成 27(2015)年度以後のカリキュラム変更の公表を行った。平成 27(2015)年度には、奨学制度の充実の情報発信に務めた。平成 28(2016)年度にはホームページのリニューアルなどの情報発信改革、特待生制度の広報強化、学部単位推薦などの指定校制度改革、一般Ⅳ期の実施を行った。その結果、入学者数は平成 28(2016)年度 255 から平成 29(2017)年度 299 となり、約 17.3%増となった。

平成 29(2017)年度には、一般入試とセンター入試の出願手続きに受験生の利便性を考慮してインターネット出願を導入した。その結果、一般入試の受験者数は 324 人 (100.0%)、またセンター入試の受験者数は 317 人 (144.7%) と、いずれも増加した。入学者数は 301 人となり、一定の成果を上げることができた。

平成 30(2018)年度には、インターネット出願を全入試で導入した。一般Ⅳ期は、我孫子キャンパスのみの実施から目白キャンパスの両方で受験可能とした。また、新たにセンター入学試験Ⅳ期を実施した。その結果、一般入試の受験者数は 548 人 (169.1%)、またセンター入試の受験者数は 615 人 (194.0%) と、いずれも増加した。入学者数は 332 名となった。我孫子市(企画財政部)からも、この結果と分析について妥当との評価をいただいた。

(大学院)

心理学専攻については、日本臨床心理士資格認定協会の指導を受け、入学者が定員を大幅に超えないこと、また、内部進学生に偏らないことを実行した結果、平成 25(2013)年度までは定員を満たしていたが、平成 26(2014)年以後若干定員を下回っている。

比較文化専攻と教育学専攻は入学者 0 が続いており、平成 28(2016)年度入試より 3 つの入試改革を行った。第一に、外部対象の入試を 10 月、2 月の 2 回実施から 9 月、11 月、2 月実施の 3 回実施へと変更した。第二に、学部と同様にⅠ期・Ⅱ期入試については、各専攻 1 名が対象の授業料・施設費が半額免除になるスカラシップ入試を導入した。第三として教育学専攻について、現職教員特別選抜試験を導入した。そのこともあり、平成 27(2015)年度 5 名であった入学者は平成 28(2016)年度 13 名 (心理学専攻 12・教育学専攻 1) となったが、平成 29(2017)年度は 7 名 (心理学専攻 6・教育学専攻 1)、平成 30(2018)年度は 7 名 (心理学専攻 6、教育学専攻 1)、平成 30(2018)年度は 8 名 (比較文化専攻 2、心理学専攻 6) となっている。

平成 29(2017)年度より、受験生への広報を目的に、学部と同様に心理学専攻においてオープン・クラスをおこなっている。

また教育学専攻については、平成 28(2016)年度から現職教員の受験を視野に入れ、現職教員特別選抜入学試験・長期研修生特別選抜入学試験を導入し、平成 29(2017)年度以降、現職教員の入学者を受け入れている。

(3)2-1 の改善・向上方策(将来計画)

(学部)

学生受入れ数の維持に関して、定員と学科構成の見なおし、広報活動の強化、受験生の経済的負担の緩和などの対策を講じてきたことにより、平成 26(2014)年度入学者総数は定員の 55%であったが、平成 28(2016)年度入試では 64%、平成 29 年度入試では 75%と上昇している。受験生への働きかけと入試方法の改革が受験者増・入学者増をもたらしたことについては、我孫子市からも高評価をいただいた。しかし依然厳しい状況が続いており、以下のことを計画している。

(a)高校訪問の効率化

これまでの経験に鑑み、今後も教職員による訪問を継続していく。特に対話型の AO 入試の実効性を高めるためにも、高校教員の本学への理解を深めることが重要である。

(b)オープン・クラスの実施

高校生が大学の授業に接すること、オープン・クラスの宣伝を通じて高校教員に本学を印象づけることを目的に、引き続きオープン・クラスを実施する。

(c)ホームページの刷新と SNS の強化

平成 28(2016)年度よりホームページを全面リニューアルしたが大学案内のイメージ変更に伴い、平成 31(2019)年度さらにリニューアルすると共に、大学案内と機能分化させ、ホームページの情報量を増加させ、情報鮮度も向上させる。高校生の情報環境に配慮しての方策である。SNS とともに大学の情報をより早く、的確に伝えていきたい。こうした情報提供・発信については、我孫子市(企画財政部)からも有意義であると評価いただいた。

(d)川村高等学校とのさらなる連携強化 高大接続の具体化

川村高等学校の生徒が本学の授業に参加する機会を検討する。

(e)オープンキャンパスにおけるオープンキャンパスアドバイザーの活用

ロールモデルとしての先輩の提示、学生生活の提示の視点から、在学生によるオープンキャンパスアドバイザー制度のあり方を再検討し、オープンキャンパスにおいて活用する。

(f)選抜方法の改定

平成 31(2019)年度には、改訂されたアドミッション・ポリシーにもとづき、学力の 3 要素を踏まえた入試を行う。一般入試では、思考力・表現力を評価するために、国語を必須として記述式の問題を加える。主体性を評価するために調査書に加えて志望理由書の提出を求める。推薦入試では、指定校、公募ともに記述式の試験を課す。AO 入試においても、記述式の課題を事前に課し、事前相談の過程で指導する。

(大学院)

大学院全体では、平成 28(2016)年度入試より特待生選抜入試を導入し、教育学専攻については、現職教員を対象とする入学試験を導入したが、その周知を図っていく。

心理学専攻については、臨床心理士・公認心理師合格実績の周知・広報、所属教員の公開講座の実施によって、認知度を高めるとともに、内部生にも働きかけを強化する。

教育学専攻については、小学校専修免許取得が可能になったことの周知に努める。また現職の教員のニーズに応えるため、平日のレイトアウト授業開講のほか、土曜日や夏期休業の集中講義などの整備を引き続き行っていく。

比較文化専攻については、社会のニーズに応えるため、カリキュラムの変更を検討する。

入学者選抜においては、特待生選抜をⅢ期入試にも加えた。また、学学部入試と同様に、平成31（2019）年度よりシニア社会人学生制度を導入する。

収容定員未充足の学科・専攻が多いが、学部に関しては総体としては、本年度は回復に転じている。また年度末と次年度当初には反省を踏まえ、改善計画を策定し、PDCA サイクルを展開している。大学院も学部にあい PDCA サイクルを展開中である。よって基準項目 2-1 を満たしていると判断する。

2-2. 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1)2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2)2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

《全学における方針の明確化》

川村学園女子大学では、建学の精神・大学の教育目的に基づいて全学の教育課程編成の方針を定め、カリキュラム・ポリシーとして明確化している（『履修案内』 p.3-5）。

全学共通カリキュラムでは、初年次教育として、自立的な学習スキルの養成を目標とする「基礎ゼミナール」、建学の精神の周知を目指す「総合講座」を配置し、豊かで時代に即した教養の修得をはかるために共通教育科目を多様に設定している。また、学部学科の専門分野を超え、幅広く関心ある科目を履修して学際的な視点を養うことを奨励するため、所属学科の主専攻のほか「副専攻」の履修プランを用意するとともに、「クロスオーバー学習制度」を導入している。学生各自の個性に基づいて自己を確立し、それをいかに社会に生かすかを考えさせ、職業人としての基礎力を養成するため、初年次からキャリア・プランニング科目を設定している。

文学部、教育学部、生活創造学部の教育課程は、共に各学科の専門科目と教養教育を目的とする全学共通選択必修科目・選択科目及び外国語科目、健康スポーツ科目から構成されている。これらの科目は古典的な教養、新しい教養を学び、各学科の専門教育を豊饒化する基礎を形成するよう考慮されている。

《各学部における方針の明確化》

文学部、教育学部、生活創造学部の教育課程は、各課程の目的に基づいて体系的に編成している。共通教育科目及び専門教育科目ともに『履修案内』に掲載して明確に示している。各学部の教育課程の概要を以下に記す。

（文学部教育課程の概要）

文学部の専門教育課程は、それぞれ国際英語学科、史学科、心理学科、日本文化学科(平成23(2011)年度設置)の学科単位で行われている。国際英語学科は、急速な情報化社会の到来、英語圏及びオセアニア、アフリカ、東欧、西欧の異文化理解の必要、英語運用能力の向上が急務となり、平成16(2004)年度に学科名を「英語英文学科」から「国際英語学科」と改めた。国際英語学科では、課程のプログラムの中に海外演習を置いたほか、提携大学(チチェスター・カレッジ)による長期留学制度を可能にし、英語の運用能力の向上を図っている。また学生の教職へのニーズに応じて、学科独自の「児童英語指導員養成コース」を設けている。史学科は文化への柔軟な理解力と歴史への関心を高めるために、単なる歴史知識とは一線を画する「歴史学」的分析、思考方法を身につけさせることに重点を置いている。すなわち、日本・アジア・西洋・地理の4領域を学び、世界史的知識を獲得した上で、4領域のいずれかを選択する編成となっている。心理学科では、臨床心理学領域、発達心理学領域、社会心理学領域、認知心理学領域の4領域を幅広く網羅した科目群を設置し、学生の進路に応じたカリキュラムの選択が可能になっている。日本文化学科では、実践を取り入れたプログラムで、日本語・日本文化のエキスパートを育成する。「日本語教員養成コース」が設置され、副専攻として全学に開放されている。

教員免許状に対応するものとしては、国際英語学科は中学校・高等学校1種「英語」に対応する教科科目を、史学科は中学校1種「社会」、高等学校1種「地理歴史」に対応する教科科目を、心理学科は高等学校1種「公民」に対応する教科科目を、また、日本文化学科では中学校・高等学校1種「国語」に対応する教科科目をそれぞれのカリキュラムに配置している。

(文学部教育課程の改善)

平成30(2018)年度から心理学科は新カリキュラムを開始した。心理学科のこのたびのカリキュラム改訂は、平成29(2017)年秋に生まれた新国家資格「公認心理師」養成に呼応したものである。公認心理師法に基づけば、公認心理師受験資格の取得に向けて、大学には演習・実習を含む指定科目(学部25科目、大学院10科目)の配備が必須とされる。そこで心理学科では従来標榜してきた4領域(認知・社会・発達・臨床)の履修モデルや教職はじめ各種他資格との調整を図るため、学科内でワーキンググループを立ち上げ、学科の教育目的とそれをふまえたカリキュラムについて検討を重ねた。その結果、国家資格にはいち早く対応するが資格取得に偏らず、実験・アンケート・検査など心理学ならではの基礎をしっかりと学んだうえで、3年次までに一般社会に進むか資格取得を目指すか将来選択が自律的に行えるよう、科目を整備し、年次進行を定めた。一方、移行期間中の対応について厚労省が指定した基準に則して既存科目の読み替え一覧も用意し、在学生および卒業生の資格取得にも応じた。

日本文化学科では、平成25(2013)年7月より3度にわたりカリキュラムに関するアンケート調査を在学生に行い、教育内容に関する満足度、ニーズの把握に努めてきた。その結果、より魅力的でわかりやすいカリキュラムに改定する必要があると判断し、平成27(2015)年度より新カリキュラムを実施した。新カリキュラムでは、魅力的な新科目の設定、わかりやすい科目名への名称変更、年次進行の明確化と体系化を行った。特に学生の満足度の高い実技科目の充実と演習科目の体系化に力点を置いた。

(教育学部教育課程の概要)

教育学部の専門教育課程も学科が中心で、幼児教育学科、児童教育学科の学科単位で行われている。幼児教育学科は、本学科卒業と同時に幼稚園教諭1種の免許と保育士資格が取得できる。児童教育学科は、本学卒業と同時に小学校教諭1種の免許が取得できる。

(生活創造学部の教育課程)

生活創造学部の専門教育課程もやはり学科が中心で、生活文化学科は、平成16(2004)年度に時代の要請を受けて栄養士の免許取得の課程を設け、それに合わせて「生活環境学科」から「生活文化学科」と名称を改めた。フードスペシャリストの受験資格や医療秘書実務士の資格取得のための科目を擁し、医療秘書実務士の履修は全学に開放されている。観光文化学科は観光分野をはじめとして各種産業界で活躍できる人材の育成を目指しており、各種の資格取得を支援している。具体的には国家資格である旅行業務取扱管理者や全国通訳案内士、民間資格である世界遺産検定、温泉ソムリエ、温泉士、温泉観光実践士、語学としての観光英検、TOEIC、コンピュータ資格であるMOS（マイクロソフト・オフィス・スペシャリスト）などである。資格支援は1つの資格に対して、原則として複数の授業科目において、授業内で資格取得のための指導を行っている。

教員免許状に対応するものとしては、生活文化学科では中学校1種「社会」、高等学校1種「公民」、「栄養教諭2種」に対応する教科科目を、観光文化学科では、中学校1種「社会」、高等学校1種「地理歴史」及び「公民」に対応する教科科目をそれぞれカリキュラムに配置している。

（生活創造学部教育課程の改善）

観光文化学科では、平成27(2015)年度からカリキュラムを改訂した。訪日外国人旅行者が大幅に増加している中、女性の感性を活かして、インバウンド対応の第一戦で活躍できる人材の育成を主力目標としてカリキュラム改訂を行った。①日本の文化や地理・歴史の知識を深めるために「観光文化(江戸・東京)」などの科目を新設した。②海外の文化や地理・歴史への知識を深めるために「世界遺産」などの科目を新設した。③日本の文化や地理・歴史を英語(その他の言語)で説明できる力をつけるために「観光グローバル英語」、「観光中国語」などを新設した。また、④「観光文化実践(I~IX)」を新設した。この2年次以上の配当科目である「観光文化実践(I~IX)」では、フィールドワークや見学、研修といった「実践」部分を強化し、理論を確かめ、学びを深める科目としている。このように、理論と実践のバランスを考慮した科目編成としている。

さらに観光文化学科では、平成31(2019)年度からのカリキュラム改訂を予定している。主な変更点は次の通りである。

1) 観光文化入門演習(2年次後期)を追加し、3年ゼミを担当している教員全員が担当することにした。これは実質的に専門演習(ゼミ)の開始を半年前倒しすることになり、早期に十分に専門性を高めることを目指す。

2) 需要の少なかった教職科目を廃止し、観光文化入門演習及び観光調査法、フィールドワーク法、観光まちづくり論など観光に特化した科目を追加し、実践を理論的に行える科目編成とした。

3) 進路選択にあわせた柔軟な履修ができるように、選択必修の科目群を、当学科の特色である実践科目(観光文化実践I~X)とその他という2つのカテゴリーに削減した。その代わりに進路を見据えた履修モデルを用いた履修指導を導入予定である。

ただし、平成27年度の改定時に掲げた、おもてなしの最前線で活躍できる女性の育成のために、理論と実践のバランスを大切にしたい科目編成を考慮した科目編成とするという、基本的な考えは踏襲している。

生活文化学科では、生活の質を高めることを社会的見地から考究し、「食」の問題を主たる媒介に、環境問題・消費者問題・女性問題を追求してきた。本学科が、社会学士を学位として、かつ栄養士養成課程を擁している所以である。その社会的学びと栄養士養成課程であることの有機的連関をより強めるために、平成31(2019)年度から、カリキュラムを改訂し、「社会と生活」、「生活と家庭」、「栄養と健康」の三領域でカリキュラムを編成することとして、履修モデルを作成している。1年次に「社会生活入門(1)」を必修科目とし、社会の問題を自分の問題として認識できる力をつけることを目標とする。そして「社会と生活」領域では、変容する社会を理解し、ワーク・ライフ・バランスや女性としての生き方・働き方を考えるための科目を配置する。「生

活と家庭」領域では、「食」を中心に衣・住・家庭の分野での生活の質や生活マネジメントを探究する科目を配置する。その上で、「栄養と健康」領域では、「食」を拡充し、「食」に関する技能・能力を育成する栄養士養成を基本とした科目を設置した。また、必修科目である「生活文化専門演習」では複数クラスを設け、それぞれに担当教員の専門性を背景に据えながら社会学と家政学・生活学とのインターフェイス的な考察を展開することを企図している。

(教員養成課程の改善)

文部科学省の指導の下、教員養成課程のカリキュラムの検討を行い、国際英語学科は中学校・高等学校 1 種「英語」に対応する教科科目を、史学科は中学校 1 種「社会」、高等学校 1 種「地理歴史」に対応する教科科目を、心理学科は高等学校 1 種「公民」に対応する教科科目を、日本文化学科では中学校・高等学校 1 種「国語」に対応する教科科目をそれぞれのカリキュラムに配置し、幼児教育学科は幼稚園教諭 1 種、児童教育学科は小学校教諭 1 種の資格が取得できる教科科目を、生活文化学科は「栄養教諭 2 種」に対応する教科科目をカリキュラムに配置し、教員養成課程設置の再申請を行った。平成 31(2019)年 1 月 25 日文部科学省から認可された。この申請の際に、学科の教育目的から教員希望者がほとんどいない観光文化学科の中学校 1 種「社会」、高等学校 1 種「地理歴史」及び「公民」と、学科の教育内容にこれまで以上に密接な教員養成を目指すこととした生活文化学科の中学校 1 種「社会」、高等学校 1 種「公民」については申請しなかった。

生活文化学科は教育内容から中学校 1 種「家庭」、高等学校 1 種「家庭」の教員を養成した方がより望ましいと判断し文部科学省と相談の上申請し、平成 30(2018)年 10 月 16 日文部科学省から認可された。

(大学院の教育課程の概要)

心理学専攻のカリキュラムは、臨床心理学領域と心理行動科学領域の 2 領域から成る。臨床心理学領域では、日本臨床心理士資格認定協会が指定する必修科目を設置し、選択必修科目には、協会の指定科目に対応する、より専門的、発展的科目を設置している。また、その他必要科目の修得によって、日本産業カウンセラー協会が認可する資格のひとつであるシニア産業カウンセラーの受験資格申請可能ともし、複数の資格に適応したカリキュラムを編成している。なお、国家資格「公認心理師」へのカリキュラム対応は平成 29 (2017) 年度中に完了した。平成 30 (2018) 年度新入生への対応、および修了生の国家試験受験に際して必要となるカリキュラム読替対応に関して体制を整えた。

心理行動科学領域では、社会心理学、認知心理学を中心とした、必修及び選択必修を設置している。また、専修免許状は高等学校「公民」の取得に対応している。

教育学専攻は、今日の多様な教育問題に対応でき、また研究課題をもって生涯学び続ける教職専門性と教育実践力のある小学校教員養成を目標としている。そのため、小学校教諭専修免許課程を設置するとともに「理論と実践の位置」と「インクルーシブ教育の実現」を目指した教育課程を編成している。

比較文化専攻では、基礎となる学部、各学科の学問領域を統合・再編成する新しいパラダイムの構築を目指し、「比較文化」専攻の名に相応しい学際的な研究・教育コースを編成している。専修免許状としては中学校・高等学校「英語」、中学校「社会」、高等学校「地理歴史」が取得できる。各研究分野の学習・研究では、その分野の固有な文献・資料の収集方法を身につけさせるとともに、フィールドワーク、国際調査などを踏まえた、学際的・国際的な視野からの研究方法の指導を充実させている。

(大学院教育課程の改善)

教育学専攻は、高度な教職専門性と教育実践力の育成を目指し、小学校教諭専修免許課程を設置している。入学者の受け入れでは、学部卒業者の他、社会人、教職経験者、現職教員等の入学について配慮した。また、都道府県教育委員会による長期留学者の入学と履修について配慮した教育課程の改善を行っている。

心理学専攻は、平成 28(2016)年度にカリキュラム改訂を行っている。その改訂については、平成 29 (2017) 年度に行われた臨床心理士資格認定協会による実地審査においても適切であるという評価を受けた。加えて、平成 30(2018)年度に運用開始される公認心理師に対応したカリキュラム改訂作業を平成 29(2017)年度中に完了した。公認心理師取得に必要な 10 科目を臨床心理系科目に加え、より充実したカリキュラムができあがっている。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

《教育課程の体系的編成》

(学部)

教育課程は、大きな科目区分として、全学共通教育科目と各学科の専門教育科目の 2 群から成る。

本学は、「教養ある女性の養成」のために充実した共通教育科目を設定してきた。古典的な教養科目から成る、「自然と生命」「人間と文化」「世界と日本」「表現法の探求」の 4 分野に加えて、平成 22(2010)年度から「建学の精神と現代的教養」分野を必修とし、各分野から必要単位数を修得し、合計 20 単位以上修得しなければならないこととしている。加えて数多くの選択科目を配している。第一に、古典的な教養観にとらわれない新しい領域の科目、特に女性に関する科目を充実させ、女子大である本学に相応しい科目の充実を図っている。第二に「社会に貢献しうる女性の養成」を目指して、職業観の育成と資格取得を応援するキャリア教育科目群を設置している。第三に、外国語科目では、選択必修以外の外国語科目、選択必修より高度な外国語科目を用意し、国際的に活躍できる語学力の養成を目指している。健康スポーツ科目には、多様な「スポーツ」を準備している。学生が多様な科目を自主的に選び幅広い教養を涵養することが望ましいが、選択のための目安も必要と考え、分野別の「副専攻」を設け、目的意識を持たせるように努めている。その結果、共通教育選択必修科目、同選択科目を合わせて 90 科目・180 単位が用意されることとなり、学生の多様な希望に応えている。

大学全体として、平成 23(2011)年度に施行された大学設置基準の改正を踏まえ、学生の人材育成における社会的職業的自立を育む指導の具体的構築を検討し、教務委員会・教養教育科目等委員会・就職委員会が協力して、特に教育課程内・外におけるキャリア教育の具体的在り方、専門教育、教養教育、導入教育の有機的連関について論じた。その結果、近年入学してくる学生たちが社会の現状を正しく理解できるように、「政治・経済」を学ぶ共通教育科目の「人間と社会」分野の科目を見直し、その必要修得単位数も他分野より多く 6 単位とした。

平成 24(2012)年度から、各科目に「知的基礎力」及び「社会人基礎力」に関するキーワードを『講義要綱』に掲載した。その目的は、授業の目的・内容をより明確にすることであり、大学卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程を通じて培うことができる体制を整えた。

養成する力	「知的基礎力」 (その授業で養成される学問的な力)	「社会人基礎力」 (社会人として身につけるべき力で、 その授業で養成される力)
1	聞く力・話す力	社会適応・常識力

2	読解力	問題発見・価値判断力
3	要約・記述表現力	問題解決・企画構成力
4	理解力・判断力	コミュニケーション力
5	観察力・分析力	主体的実行力
6	調査・情報収集力	内省・自己修正力
7	論理的思考力	社会貢献の心
8	実験・試行力	
9	感性・創造表現力	

平成 26(2014)年度はさらに教育課程の体系化を図り、各学科の教育目標に沿った個別の専門教育科目のカテゴリー化、順次性を明示するため、「履修モデル」を作成した。「履修モデル」は教務委員会において審議、決定し、平成 27(2015)年度の『履修案内』に掲載した。また、「社会人基礎力」には新規に「問題把握力」、「実践力」、「国際理解力」の 3 つのキーワードが追加された。

平成 28(2016)年度から教育課程の体系化をさらに進めるために各学科目のナンバリングを実施し、科目の内容、順次性をより明確に提示した。学生の学修時間を確保するため、より詳細にシラバスを作成し、授業の「到達目標」、各回の授業における「事前学修」・「事後学修」と「必要な時間数」を明記するようにした。また、ディプロマ・ポリシーと各科目との関係を明確化するために、シラバスに当該科目がどのディプロマ・ポリシーと対応するかの記載を行った。

単位制の実質を保つための工夫として、履修等登録単位数の上限を年間 50 単位としてきたが、日本高等評価機構の認証評価時のアドバイスもあり、平成 28(2016)年度から 48 単位に改め、『履修案内』(p.15)に明示している。資格取得のためなどで 48 単位以上の履修を希望する場合は、各学科で指導を行った上で認める場合がある。これまで同様各授業科目の授業時間は定期試験を含めなくて半期 15 回を確保し、休講した場合は補講を実施している。

《教授法の工夫・開発》

[全学部]

本学は、同じ学部にあっても各学科の独自性が強く、その個性から異なった種類の多様な科目が生じている。そこで、「総合講座」を、創立者川村文子の生涯と建学の精神を学びつつ様々な教養科目に触れる科目として設置する一方、学科間横断的履修制度、すなわち「クロスオーバー学習制度」を生み出した。さらに、学科専門科目と共通教育科目を組み合わせることで副専攻群をつくることにより、主専攻の教育が補完され、より高次の人間教育を可能にしている。

初年次教育として少人数制の「基礎ゼミナール」を 1 年次前期に必修科目として設置している。「基礎ゼミナール」では、大学生として必要な「読む・書く・調べる」の基礎リテラシーを修得することを目標としている。また、初年次より共通教育科目の中に就職対応科目の「キャリア・プランニング」を設置し、一般企業・公務員・教職支援科目としている。

共通教育科目の外国語科目「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」においては、学習意欲を高め、達成感を感じさせることによって英語力を向上させることを目標として、平成 20(2008)年度より「英語Ⅰ」(1 年次)を全学部学科一斉に習熟度別クラス編成によって同一時限に行うこととした。教科書は専任の担当教員による教科書検討会においてレベル別に統一教科書を選定した。教科書選定に際して最も重視した点は、コミュニケーション中心の内容であることである。ロールプレイや会話文の発話練習、またネイティブ教員によるインタラクション指導によって、英語によるコミュニケーション力の向上をを実現している。さらに、各レベルで専任教員がコーディネーターとして、授業の進め方、授業進度の調整・統一、試験作成の調整等を行うこととした。定期試験は前期・後期と

もに中間試験と学期末試験をレベル内統一問題で実施し、成績評価においてもレベルごとの統一基準を設けた。このような「英語Ⅰ」の新方式がよい効果を示し始めたので、平成23(2011)年度より「英語Ⅱ」(2年次)においても同様の方式を採用し、一斉に授業を行うこととした。「英語Ⅱ」の教科書は、読解力向上に役立つ内容のものとして、「英語Ⅰ」と「英語Ⅱ」の難易度の差別化も実現した。平成30(2018)年度の1年入学時と終了時のプレイスメント・テストでは、前年度と比して全体での得点向上がみられた。レベル別では、「基礎」クラスが大きく伸びたのに対し、「上級」クラスの落ち込みが前年度より大きかった。今後は、特に「上級」レベルにおける教科書選択の見直しと教授法の改善を徹底したい。

平成29(2017)年度の学生代表者の意見には、「基礎ゼミナール」「コミュニケーション能力基礎演習」の授業で、レポート作成についての指導があるが、課題が学生全員に一律で課される、到達目標の上昇についていけない等の意見があった。本報告書作成の際には、授業改善委員からは、共通教育の英語を始め、複数開講の授業について教員間の連携が欠如している授業があるとの厳しい指摘があった。また以下の各学科の報告で複数の学科からリアクション・ペーパーの活用が挙げられているが、フィードバックが不足しているとの指摘があった。

以下、年度末に提出された各学科の活動報告における「教授法の工夫」について記す。なお各学科が提出した活動報告は、別に保存する。

〔文学部〕

・国際英語学科

国際英語学科では、さまざまな場で「英語を使う」体験を積み重ねることを重視している。外国人助教がキャンパス(目白)に常駐し、授業を担当するほか、学生が日常的に英語でのコミュニケーションをとれる環境を整えている。また、「EIA」シリーズのように「活動を通して英語を習得する」ことを目的とする授業、「キャリア・イングリッシュⅠ(通訳トレーニング)」や「キャリア・イングリッシュⅡ(翻訳トレーニング)」など、実務能力に直結する授業に力を入れている。さらに、外国人教員を観光地へ案内する「通訳ガイド体験」や、外国人観光客に声をかけて英語でガイドする「通訳ガイド実習」など、目白という立地を活用した「アクティブ・ラーニング」を積極的に行っている。平成30(2018)年度から近隣の観光スポットや商店などを取材して英語で情報発信する「Mejiro in English」の活動を開始した。

「EIA(English in Action)」は上述のように「活動の中で英語を習得する」ことを旨とする英語科目である。1年次前期の必修科目「EIAⅠ(1)(レシテーション)」では、ネイティブ・スピーカー教員の指導のもと、英語の課題文を決めてそれを暗唱させる。前期の終わりには「レシテーション・コンテスト予選」を実施し、そこでの成績優秀者は秋の学園祭における「レシテーション・コンテスト本選」に出場して暗唱の正確さや表現力を競う。1年次後期必修の「EIAⅠ(2)(パフォーマンス)」では、空港やホテル、ショッピングなどさまざまな場に設定された英語のスキット(寸劇)を上演する。英語表現を「使ってみる」ことで実践的な英語力が身につく、英語圏で遭遇するさまざまな状況に対応する能力が養成される。2年次前期必修の「EIAⅡ(1)(インタラクション)」では、「日本を訪れる外国人を迎える」という設定のもと、日本の社会や文化について英語でどのように紹介すべきかを考え、プレゼンテーションの練習をする。2年次後期必修の「EIAⅡ(2)(ディスカッション)」はEIAシリーズの集大成であり、定められたトピックに沿ってリサーチした上で自分の意見を英語で述べ、他の学生と意見交換する。「EIAⅡ」の成績優秀者は学園祭の英語スピーチ・コンテストに出場することになっており、さらに我孫子市の「国際交流スピーチ大会」など学外のコンテストに参加して優秀な成績を修めた者もいる。

また、「EIA I」と「EIA II」では「通訳ガイド体験」という活動を行っている。これは学生が近隣の観光地を英語で解説する準備を整えた上で、外国人教員を「観光客」に見立ててその観光地へ案内し、英語でガイドするというものである。

2年次前期必修の「コミュニケーション基礎演習」は、大学の学修に欠かせないリサーチとプレゼンテーションの手法を習得することを目的としている。学生がそれぞれテーマを決めて新聞記事や学術論文、インターネット上の資料などをもとにリサーチを行い、その結果をレジюмеにまとめて発表する。ブレインストーミング、クラスタリング、アウトラインといったアイデア形成の基本や、資料の正しい扱い方、整理のしかたを学び、さらにイントロダクション、ボディ、コンクルージョンというプレゼンテーションの構成、個々のパラグラフにおけるトピックとサポートの関係など、論理的に主張を展開するための基礎を身につける。

国際英語学科では実務的な英語スキルを身につける授業にも力を入れている。平成 28(2016)年度から実務経験のある教員を招き、2年次科目「国際コミュニケーション演習(3) (通訳入門)」及び「国際コミュニケーション演習(4) (翻訳入門)」を開講しており、平成 29(2017)年度には3年次科目「キャリア・イングリッシュ I (通訳トレーニング)」および「キャリア・イングリッシュ II (翻訳トレーニング)」を開講した。平成 30(2017)年度には「国際コミュニケーション(3)」を履修する学生たちが、担当教員の引率のもと明治神宮を訪れて外国人観光客に対してボランティアの通訳ガイドを務めた。これらの科目を「通訳案内士」や「TQE (翻訳実務検定)」などの資格取得につなげたいと考えている。

国際英語学科では学生の TOEIC スコアを向上させるための取り組みを組織的に進めている。まず TOEIC IP (学内テスト) を 6 月と 2 月の年 2 回実施し、国際英語学科の学生は全員受験を義務づけており、その結果を学生を指導するための資料としている。また TOEIC 英単語熟語集『Word Builder』(南雲堂)による単語・熟語テストを 1~3 年の全員に対して年 4 回実施している。さらに公開テストについても、「団体受験」により受験料を割引き、授業の成績評価の一部に組み込むことによって学生が少しでも多く TOEIC の受験を経験するよう仕向けている。また授業でも「TOEIC 対策講座」などの科目を設けることにより TOEIC 受験の「コツ」を伝授する工夫をしている。

加えて、平成 26(2014)年度の 1 年次生より、国際英語学科では学生ごとに「学生カルテ」を作成している。カルテにはその学生の出身校や入試形態、入学時と 1 年次末のプレイスメント・テストの成績、TOEIC IP や TOEIC 公開テストのスコア、習熟度別クラス分け、単位取得状況、サークル活動やアルバイト、交友関係、担任による個人面談の結果やゼミ担任の所見など、さまざまな情報が記録されている。このカルテを見ることにより、学生の性格や傾向、課題等が一目瞭然となり、学生を指導する上で非常に大きな役割を果たしている。

専任教員と学生を会員とする『川村英文学会』では、毎年 9 月に「川村英文学会大会」を開き、学外の講師を招いて講演を行っている。また卒業生にスピーチをしてもらうことで、ホームカミングデーの役割をも果たしている。さらに年に 1 回『ニューズレター』と『川村英文学』を発行し、優良な卒業論文やエッセイを掲載するなどして、学生の活動を支えている。

平成 15(2003)年度より教職課程とは独立した学科独自の「児童英語指導員養成コース」を開設し、子どもに英語を教える人材の養成に努めている。

留学制度としてはイギリスとニュージーランドへの短期海外研修、及びイギリスのチチェスター・カレッジへの長期留学があり、毎年学生を送り出している。特にニュージーランド研修のインターンシップでは、参加者の将来の進路に合わせて、中高の日本語の授業の補佐を始めとして、幼稚園の活動や小学校・グラマースクールの授業の補佐、あるいは免税店や旅行代理店での職業体験等の機会を提供している。学生の留学を支援するため、1 年次と 2 年次の「インターナショナル・プログラム」において IELTS の受験指導を行っている。

平成 29(2017)年度の自己点検の際は、英語でのプレゼンテーション能力の向上への傾注、通訳案内士などの資格取得への取組は、意義深いとの評価を我孫子市からいただいている。

・史学科

史学科は、歴史学において必要なのは、読む力、書く力、論理的に考える力であり、それはとりもなおさず、学生が卒業後に社会の各分野で活躍する上で必要とされる能力、発揮すべき能力に他ならないと考える。この点に鑑み、史学科は以下に示すような形で、学生がその能力を身につける行程を支えていく。

・1年次：「基礎ゼミナール」をとおし、読む力と書く力の基礎を演習形式で身につける。与えられる課題を担当教員が丁寧に添削し、大学生に求められる文章表現、レジュメの作り方、報告の仕方を学ばせる。

・2年次：「コミュニケーション能力基礎演習」で論理的な分析能力やプレゼン能力を指導する。また「文献講読」ではそれぞれの学生が興味を持っている分野の文献について、読解のほどきをする。

・3年次：1・2年次に学んだ基礎知識と思考の基礎を踏まえ、学生は各自が関心を持つ分野の「演習」に参加し、各自調べたことを発表する。その際、教員は学生の関心に応じて必要な史料や文献を適宜紹介して専門的知識を強化させ、また発表や討議の場をリードして考察を深めさせる。

・4年次：4年間の集大成として、専門的な卒業論文の作成に挑戦させる。教員は毎週学生の相談に乗り、また書き上げた論文を丁寧に添削することによって、学生の論理的思考力と専門性を高めさせる。

以上に挙げられた科目は全て必修又は選択必修科目であり、全学生が履修することになる。

各演習においては、機会を捉え、関連する博物展示や伝統芸能の見学などに出かけることで、教室・研究室での学習では不可能な実体験を得させることができるよう、積極的に実施している。例えば、歌舞伎、能楽やオペラ鑑賞をそれぞれ年に1回、博物館や美術館で開催される特別展見学を随時、授業の一環として実施している。

教授法の工夫として平成 27(2015)年度より、史学科選択科目「日本女性史(2)」では、アクティブ・ラーニングの試みを行っている。女性史は身近な問題関心から学術的な問いを発する点でアクティブ・ラーニングに適合的と考え、学生のコメントシートや小レポートを積極的に授業内容に反映した。また共通教育科目「日本史(2)」では、ループリック法を人文学の学びに取り入れる方法を試みている。同様の試みは史学科専門科目においても応用可能であり、来年度以降一部演習科目に導入することが決定している。また平成 28(2016)年度より、「文献講読演習」において、1年生の基礎ゼミと3年ゼミとを架橋する試みとして、ゼミ形式でテキストの輪読を行っている。知識を獲得し要約する学習の段階から、自ら発問して調査する研究の段階へと自然な導入を図るため、学生が疑問を数多く挙げて発言し、議論することを重視した。各自がテキストを読んで毎回複数の疑問・質問をペーパーに書いてくるようにし、それをもとに質疑を行った。ペーパーに書いた疑問・質問に関しては、教員がコメントを加えた上で返却するようにした。このような取り組みを続けた結果、学生間で質疑の深化と活発化が見られた。

また、イスラーム美術や建築の時代・地域ごとの特徴を論じる「西・南アジア史」においては、アクティブ・ラーニングの試みとして、講義時間の一部を使い、学生たちに短い研究発表をさせている。

「社会科教育法Ⅰ・Ⅱ」では、平成 28(2016)年度より、マイクロティーチングの導入を試みている。教科教育法に関する科目においては、模擬授業を各履修者に実施させることが不可欠と言える。史学科で教員免許取得を目指す学生の大部分は、2年次に「社会科教育法」を、3年次に

「地歴科教育法」を、連続して履修する。両者において模擬授業を行わせるにあたってどのような差異をつけるべきか、佐藤徹編著『新しい社会科教育法』（東海大学出版会、2013年）に示唆を受け、マイクロティーチングと呼ばれる訓練を参加者に行わせることにした。このマイクロティーチングとは、参加者の一人が教師役、残りが生徒役となって行う「ミニ模擬授業」とも言うべきものであるが、模擬授業が、1年間の講義の中の一コマという設定で50分間、しかも前後とのつながりを意識して行う（実際には半分の25分で打ち切ることが多いが、それでも50分の準備は必ずさせている）のに対し、マイクロティーチングは10分間で一つのテーマがゼロから完結に至るように教授させる、という大きな違いがある。つまり、ただ単に授業時間が短いというのみならず、授業の意義づけや実際の準備などに関して、模擬授業より大幅に簡略化されているのである。これは、教育実習に先立つ模擬授業よりさらに前段階の修練として有効であった。

この経験は、翌年度に3年生として「地歴科教育法」を履修するにあたっての大きなアドバンテージとなる。事実、今年度の「地歴科教育法」参加者のうち、前年度に「社会科教育法」でマイクロティーチングを経験した者とそうでない者との間では、一巡目の模擬授業の出来栄に大きな差があった。勿論その差は回を重ねるごとに縮まっていったが、スタート時にアドバンテージがあることの意義は小さくなく、教壇に立って話すこと、教材を使いこなすことに一定程度習熟した状態で模擬授業に臨むことで、その分の労力を、地理歴史科を教授するために必要な他の省察に充てることが出来ているようである。

・心理学科

国家資格取得を含む進路選択が無理なく適切に実現できるよう、学科目の年次配当に工夫した新カリキュラムを構築し、平成30(2018)年度から開始している。

まず1年次の段階で、公認心理師資格に関心がある者に向けて、資格に関わる科目履修の門戸を一部開いた。「臨床心理学概論」「公認心理師の職責」の講義に加えて、現場に出向く「心理実習（入門）」を配置し、体験を交えて資格に関する知識理解と自己の将来展望への意識を高めることを図ったものである。平成30(2018)年度「心理実習（入門）」では福祉領域を中心に6施設の見学を行い、その中で川村学園女子大学附属保育園と創志学園クラーク記念国際高校・東京大志学園では、利用者との交流も行うことができた。

2年次には、心理学科の伝統的で主要なアクティブ・ラーニング科目である「心理学実験（基礎）」を必修として維持し、実証的論理的な思考展開力を高めると共に、認知・社会・発達など臨床以外の多様な領域の選択必修科目を配置した。たとえば社会心理学領域の選択必修科目「コミュニケーション論」では、コミュニケーションの意義や目的を考え、コミュニケーションのスキルを身につけることを目指して、講義、グループワーク、自己評価などを行うものである。このようにさまざまな領域にバランスよく触れさせることによって、自分の適性と関心を適切に把握できるようになることを意図した。

3年次以降の履修については、学生が「心理学を一般社会で活かす（認知・社会領域）」か「公認心理師を目指す（発達・臨床領域）」かの、いずれかの方向を2年次終わりに自律的に選択するものとした。一般社会へ進出することを目指す者に対しては、教職（高校「公民」）に加え社会調査士も取得できるとして、「アンケート調査法（基礎）（応用）」を用意した。公認心理師を目指す者に対しては、法に基づき3年次に「心理実習（基礎）」「心理演習」を用意すると共に、臨床心理士とのダブル資格取得ができる大学院進学への情報提供も行うものとした。

4年次の公認心理師資格取得希望者に向けては、実習の仕上げとして「心理実習（応用）」を配置した。臨床系の選択必修として既に「臨床心理学実習」があり、平成30(2018)年にはクリニックでの臨床陪席や施設での音楽療法参加などが行われた。令和3(2021)年度には本科目を公認心理師実習として名称変更し、司法領域の施設見学なども加えてさらに充実させ展開する運びで

ある。また心理学の学びの集大成である卒業論文研究は、新カリキュラム下でも必修として、原則として専任全員が担任となり、学生自らがテーマを設定し問題を探求してゆけるようサポートを行うものとした。

このように心理学科では、どの学年にも体験学習を交えた学びの工夫を行いつつ、円満に新旧カリキュラム交代が進行するよう配置し、令和3(2021)年度に新カリキュラムの完成を迎えることとなっている。

・日本文化学科

日本文化学科は、「日本文学・日本語学系」及び「日本美術・伝統芸能・民族系」の二つの分野に大別され、総合的に日本の文化を学ぶことのできるカリキュラムから成る。各分野では講義・演習等を通し、「読む、書く、話す、聞く」という基礎的な能力を向上させるとともに、教員が各々の分野の専門的な知識を得られるよう工夫を凝らした教育活動を行っている。また理論を学ぶ科目だけでなく、実際に日本文化を体得するために、六種の実技科目が設けられ、その中で三科目以上を履修することを課している。理論と実践の両面から日本文化を学ぶことができるという点が学科の大きな特色である。この特色を生かす学科の取り組みとして、能・歌舞伎・文楽など伝統芸能鑑賞、図書館・博物館の見学等の課外授業を活発に行った。また、日本文化学科では、国語の教員免許、日本語教員養成コースを主専攻で取得できる。これらの資格取得や就職を見据え、汎用的な能力の基礎となる日本漢字能力検定試験（以下漢検）受験を奨励し、卒業時まで日本漢字能力検定試験の二級以上に合格することを目標に掲げている。そのため、本学科では一年次から三年次まで日本漢字能力検定試験を受験することを義務付け、受験対策のサポートをしている。

教授法の工夫としては、演習のみならず、講義でも一方通行にならぬよう、学生参加型授業を心掛けている。また、講義、演習の授業共に学外授業の時間を設け、日本文化を肌で体験する内容を盛り込んだ。平成29年度の学内授業に関しては次のような工夫を行った。「日本語、日本語教育に関連する科目」においては、パワーポイントやビデオを使用し、実物の写真を見せたり、歴史的資料の実物（或いは複製）を用意し、実際に手に取らせて解説した。また、学生の模擬授業（日本語教育）を行い、後に授業に関するコメントを述べさせた。模擬授業をビデオにとり、後にこれを資料とし、問題点を解説した。

「日本美術、文化財に関連する科目」においては、PCとモニターを利用し、美術作品や文化財について、デジタル写真及び動画を使用した解説を行うとともに、講義内容に沿って、掛軸・絵巻・仏像・漆器・金工品などの実物又は複製を用意し、その特徴や鑑賞のポイントなどについて、実際に手に取って解説を行った。金工品の拓本の採り方や仏像の取扱いと調査方法、10号館和室を使用して茶器の保存と取扱い・掛軸の掛け方等を実演し、その後学生たちにも体験させた。また、「日本の仏像」・「日本の工芸」では、グラフィックシラバスを作成し、初回及び各回の冒頭で使用して、授業内容の理解の促進に役立てた。

「近代文学に関連する科目」においては、多くの視覚的資料や文字資料を示した。特に、視覚的資料に関してはパワーポイントを利用しながら、学生が問題を発見しやすい環境を整えるよう努めた。授業の教材や参考資料の多くを、青空文庫で取得できる作品に求め、学生が比較的気軽に本文に接することができるよう工夫した。このように授業の教材に中学校や高等学校における教科書に採用されることの多い作品を選ぶことにより、学生が中学校・高等学校時点で学習した「読み方」とは異なる視点を取り入れた文学分析に触れる機会を設けることに努めた。また、1時間の授業の板書を1面に収めるよう板書計画を作り、復習に役立てやすい板書を試みたほか、各回の授業終了時に学生が視覚的に授業の流れを理解できるよう工夫した。

「古典文学に関連する科目」においては、授業で扱う作品を、中学校・高等学校の古典の教科書に採録されることが少ないものを選び、できるだけ多くの作品に触れさせることを目指した。その際、比較的手に取りやすい注釈書を紹介し、授業外でも積極的に読み進めるよう促した。また、作品の一部のみを扱う場合でも、作品全体の概要を可能な限り丁寧に説明し、全体像がつかめるように留意した。その際は、人物関係図などの資料を多く提示した。古文を口語訳して説明する際は、なるべく学生の感覚に近い現代的な言葉遣いに砕くように心がけ、古典文学が身近なものとして感じられるように工夫した。その工夫として、古典文学作品を原作とした漫画や演劇を多く紹介し、積極的に触れるように促した。さらに、古典文学の一場面を舞台の脚本にするというアクティブ・ラーニングを行い、立体的な現代語訳を作る活動を試みた。

「民俗学に関連する科目」においては、教員自身が学術調査の過程で撮影した写真、調査データを織り交ぜたパワーポイントを教材として活用した。祭礼・芸能等について、教員の実地調査が未だ及んでいない対象については、これまでの調査過程で収集してきた非売品の映像資料および市販の映像教材を活用し、学生らの理解の助けとした。学生が身近に感じられる事象（近隣の祭礼行事や生活習慣等）を取り上げ、自己にひきつけた理解を促せるよう工夫した。また、学生との対話にはリアクションペーパーも利用した。授業終了後、質問用紙を回収し、学生の疑問や質問を集め、次週に回答した。全体に関わる事項については、学生全体にフィードバックを行った。現代文化や文化変容を話題とする場合は、アクティブ・ラーニングの形式で、学生たちに自身の経験や出身地域・家庭の慣習等を報告させ、自分自身の問題として日本文化を考えるよう促した。

〔教育学部〕

・幼児教育学科

幼児教育学科では、建学の精神に基づいた保育者を養成すべく「子どもと共に生きることができる自覚ある保育者（保育者としての社会的使命や責任を自覚しながら、子どものことを第一に考えて保育をすることができる）」「全ての〈ひと・もの・こと〉に感謝できる保育者（出会った人物・出来事等について興味関心を寄せ、柔軟かつ深く関わることができる）」を保育者養成の目標として掲げている。

こうしたことを基本とし、保育者としての専門性だけでなく人間として生きる力をもった保育者養成をおこなうため、1年次から4年次まで、理論と技術・体験のバランスが取れた積み上げ型のカリキュラムを実施している。

1年次には、基本的な保育理論の授業と、体験型の科目を配置している。特に、卒業必修科目である「幼児教育体験学習」は、初年次教育の一環として置かれており、「多様な〈ひと・もの・こと〉に出会う」をテーマとしながら、様々な保育現場を想定した体験的学習を行っている。また理論と実践の統合を意識した指導をおこなっており、1年次において教育原理・保育原理、教職入門・保育者論の基礎、歴史・哲学などの側面にも教育の重点を置く。これは、基礎学力指導を徹底する基礎ゼミナールや補習授業とも連動し、保育者としての土台形成に大きく寄与している。「乳児保育」では3才未満児の発達課程や保育内容の理解を促すために映像や画像を使用し、保育実技の演習ではワークシートを用いて学生一人ひとりの技能について確認した。また乳児保育室を使用しアクティブ・ラーニングの機会を増やした。保育士の役割と他専門職や他機関との連携について学ぶ目的で「児童家庭福祉」「保育内容総論」において実務家である元保育園長、自治体の子育て支援課・保育課職員、里親推進委員を招聘した。「体育Ⅰ」では毎回の授業終了後に、自作の教材である「学習ノート」に授業内容や学生自身の考えや気づき、質問事項等を記入させ提出させた。学生の記述内容に対して個別にコメントして返却することにより相互主体的

な授業を実践した。「図画工作Ⅰ」では課題に対して個別にコメントするほか、大学敷地内にある広大なビオトープの四季折々の動植物を観察し学生の自発的な作品制作に活用した。

2年次には、基本的な保育の指導法や技術に関する科目を配置している。「音楽Ⅱ」ではワークショップ形式による授業を展開し、事前事後学習の充実、主体性の育成に努めている。またポートフォリオの作成による学生自身の学習内容、事前事後学習の成果の可視化に取り組んだ。「幼児体育指導法」では乳幼児の運動指導における具体的なトピックスを観点別に取り上げ、学生自らが指導・援助方法、環境構成の方法について考え、グループ発表を行う等、学生主体のアクティブ・ラーニング形式の授業を実践した。「保育実習Ⅱ事前・事後指導」において保育士の役割と他専門職や他機関との連携について学ぶために実務家である元保育園長、役所の保育課職員、家庭児童相談員、里親推進委員等を招聘した。「相談援助」では福祉施設等でのボランティア活動を行い利用者理解を深め、ボランティアによる自身の学びの振り返りを行なった。

3年次には、保育内容演習を設定し、各教員が各自の主たる研究を演習科目として学生に提供し、学生は複数に亘ってこれらを選択し学習する。この保育内容演習は本学に特徴的な演習科目であり、学生たちは専門演習の導入期に複数の教員の指導を受け、幅広い幼児教育環境についての主体的学習を行っている。「弾き歌い演習」では保育の様々な場面を想定した演習形式による授業展開を行い具体的な到達目標の設定、学生への周知、到達目標の達成に向けた授業内履修カルテを活用した。

4年次には、各科目においてこれまでの学習や実習の振り返りをおこなうのみならず、学生が各自で課題を見つけて取り組む卒業研究を必修として配置している。全ての学生が、課題設定と解決に自ら取り組む経験をおこなった。教員らが各自の研究を生かして学生の指導に当たり、当該年度も100%の学生の卒業研究における論文の提出、実技とレポートの提出を完了させた。

「幼児教育体験学習」として平成30(2018)年度は(1)植物栽培：野菜の栽培と収穫、(2)附属保育園における体験実習：正規の実習をする入門として実習同様の形式で実施、(3)学内清掃、(4)国立科学博物館見学、(5)パネルシアター講演と実演、(6)エプロンシアターの制作と実演、そのほか手縫いの練習、飯盒炊爨、クリスマスリースの制作など多彩なプログラムが組まれた。学生たちにも好評であった。

・児童教育学科

児童教育学科では、一人ひとりの児童の個性や可能性を引き出すために、自らの感性を磨き、児童の創造的な学習活動の指導・支援を行う能力を有し、教育に関する専門的知識・技能・態度を身につけ、小学校教員として求められる実践力を備えた小学校教員の養成を期するため、次の3本の柱を中心として教育活動を行っている。

第一にカリキュラムの改善と教授法の工夫である。教員としての資質を高めるため従前から設けている「教職教養演習(1)(2)」に加えて、平成27(2015)年度入学生から第3学年以降に、「教職インターンシップ」、「教職専門演習(1)～(4)」を設けた。また、平成28(2016)年度入学生から「教職専門演習(5)」を設け、これらの科目の履修により、各教科の力を付けるとともに、教育現場体験の山場である「介護等体験」「教育実習」がより実り多いものとなることが期待される。また平成28(2016)年度入学生からは授業科目を教科・教職に関する科目に絞り込み、科目ナンバリングと併せ、履修する学生に分かりやすくするカリキュラムの改正を行っている。また平成29(2017)年度入学生からは授業科目を教科・教職に関する科目にさらに絞り込み、教職の実践力の向上と、教員採用試験の合格率を更に高めることを目指して、時間的・人的資源を集約するカリキュラム改訂を行っている。

教授法の工夫としては教職科目のいくつかに複数教員を配置し、学生が授業の中で理論的な側面と児童の指導に密接に関わる実践的な側面の両方の資質を高められるよう工夫を行っている。

学生の書く力を向上させるため、基礎ゼミ、2年ゼミのみでなく、地域での合唱発表、学校インターンシップ等の機会ごとに学生に文章を書かせ、教員がコメントしたり添削したりしている。算数及び算数科教育法の授業では、学生に児童の誤りを含む多様な反応を予想させ、その根拠を認知発達理論と教授法の視点から追究する手法を取り入れている。小学校低学年の生活科は中学年で社会科と理科へ接続されている科目であるが、生活から理科の接続を十分に考慮した指導力を身につけさせるよう工夫を行っている。

第二に教育現場との連携を図り、学生が教育現場に接する機会を可能な限り増やしている。2年次に専門科目「教育インターンシップ」を置き、学校支援ボランティアを行う際に必要な心構え等の事前指導を行い、我孫子市教育委員会との協定のもと、市内の小中学校からボランティア活動に参加させた。我孫子市(教育委員会)からは、事前の指導を含めて高い評価を頂戴した。3年次以降の「教職インターンシップ」では、千葉県教育委員会が実施する教員養成事業「ちば！教職たまごプロジェクト」に多くの学生が毎年参加している。6月には2年次生を中心に我孫子市近隣センターこもれびの「こもれびフェスタ 2018」にイベントボランティアとして参加し、「バルーンアート、割り箸鉄砲、折り紙、紙コップけん玉作り」などで子どもたちと交流した。我孫子市(市民生活部)からは、担い手の高齢化が進む中、引き続きの参加を要望されている。

第三に教員採用試験に備え、学生が教職に就くための支援を充実させる。教員採用試験対策講習会、自主勉強会への支援、教員採用試験応募書類作成への支援、教員採用試験直前対策、一次試験合格者に対する二次試験直前対策を実施した。また、在校生が現職教員から助言を得たり、卒業生同士が教育現場における課題について意見を交換したりする場として「卒業生オフィス」を設け、平成30(2018)年度においては9回開催した。

〔生活創造学部〕

・生活文化学科

1、2年次生は栄養士養成の基礎となる食品や栄養、身体の仕組みなどの知識と調理技術の学習を基本とする。3、4年次生は、専門知識と技能、校外実習を配置し、応用と実践に即した栄養指導者として養成課程が編成されている。また、社会学士としての栄養士養成課程であること、及び食を介した社会への活躍の場の広がりやを考慮し、「栄養・健康」領域とすべての人々が輝く生活環境を考えることができる「ライフデザイン」領域の2領域とした。さらに2領域を凌駕したフードマネジメントを設置し、本学科の特色を示したチャートで学生に示している。3年次以降は、ゼミを中心として学び、卒業研究はどの分野でも可能にし、4年間の学習の総括として「卒業研究」を提出させている。

栄養士を育成するために、知識や技術を習得しやすく、かつ応用できるように能動的な学習の工夫をしている。すなわち、教科の専門性のみならず、他の既に習得又は習得中の栄養士専門科目との関連性を随所に取り上げ、復習を繰り返すことで、該当科目のみならず他の栄養士の知識の強化を図っている。また、フードスペシャリストの資格関連科目は、栄養士専門科目と重複しており、試験合格には栄養士専門科目の修得が必須である。そこで、試験科目となっている栄養士専門科目についても復習を兼ね、栄養士の知識の修得の再確認を行っている。また、試験対策としては、過去問題や予想問題集を適宜配付して、自習を通じた知識の確認を行うようにし、試験合格へのモチベーションを高めるようにしている。

また、栄養教諭関連科目の他、社会・生活、生活アートについても、領域に即した実習方法を開発し、社会的思考力向上のための参加型インタラクティブな授業を進めている。社会のニーズに応えるべく、即戦力となりうる医療秘書実務士の資格取得を目指す学生のための体制も整備し支援している。

さらに、川村学園女子大学教育研究奨励費共同研究として、平成 27(2015)年度の成果報告書『我孫子市における「域学連携」地域づくり活動の実証研究』に引き続き、平成 28(2016)年度には『学生参加型商品開発プロジェクトにかかわる教育的研究』を、平成 29(2017)年度には、『東葛地域における「域学連携」地域づくり活動の実証研究』を、そして平成 30(2018)年度には、『フードサプライチェーンを通じた食育活動の実証研究』を作成した。学生・教職員がこれらの活動を通し、社会学的な学び及び栄養士となるための学びを醸成させ、企画や開発・製造、販売促進などに参画し地域に還元できたことは、アクティブ・ラーニングの一例である。

また、昨年度に引き続き、平成 30(2018)年度も、学科で商品開発及び商品化した各種ジャムやピクルス、あじさいねぎを使用した野菜ドレッシング、「白樺派のカレー」（川村学園女子大学バージョン）を、「アビシルベまつり」、「2018 スマイル festival ちば、華麗なるチバテレ夏祭り」、「ふるさと納税秋祭 2018in 二子玉川ライズ」、「ちば I・CHI・BA」などに教職員が参加し、販売の手伝いをした。学生の商品開発等の活動は、新聞やテレビなどの取材を受けるなど、大学の知名度及び大学としての栄養士養成の意義を高めている。今後も在学生の活動の場を提供するフィールドの拡大に努めていく。

地産地消としての食品開発、文化的活動（祭りやイベント）に対し、我孫子市を中心に、主に東葛地域の自治体との連携を図り、大学における社会的貢献に尽力している。埼玉県吉川市からは、吉川市健康メニュー考案の依頼を受け、試食会において考案したメニューの紹介と今後の食育活動にむけた PR を行った。また、鎌ヶ谷市商工振興課との官学連携事業として「鎌ヶ谷市観光タウンミーティング」に参加し、鎌ヶ谷市のまち歩きをとおして観光資源の発掘に貢献した。さらに、株式会社あびベジと我孫子市農政課、それに本学との産官学連携事業「お弁当開発プロジェクト」を実施し、あびこ農産物直売所あびこんで販売する弁当のレシピ開発を手がけた。

また、平成 29(2017)年度からは、スーパーマーケットカスミ新木駅前店とのレシピ提供の連携を開始し、今年度は「かみかみレシピ」と「ぼかぼかレシピ」というテーマで取り組んだ。

地域連携を主眼とした「農と地産地消 I / 自然を考える」では、本学に隣接する農地で作業を実際に体験することによって農業の現状、抱える問題、地産地消について学んでいる収穫までにかかる時間や手間、作物の扱い方などの本質を学びながら、消費に至るまでの流れを知ることができる。さらに自分で育てた食材でレシピを考案し、調理をすることで、問題解決能力を養い、無農薬野菜を栽培することで、環境保全型農業の重要性を知り、食に対する感性を高めている。

・観光文化学科

観光文化学科の専門科目は「観光基礎」、「観光文化」、「ホスピタリティ」、「観光外国語」、「観光文化実践」の 5 領域に大別される。初年次において、観光基礎、観光文化分野について「観光概論」や「観光文化総論」などの必修科目で観光文化の基礎・基本を学修する。この分野の初年次教育に「観光文化（日本）」も必修科目としている。観光文化学科では、世界史や外国語が教育内容として重視されているが、まず学生は日本の文化、地理、歴史など、日本の基礎的な知識を持つ必要はあるとの教育的観点から「観光文化（日本）」を初年次の必修科目としている。

これらの初年次教育において基礎を学んだ後、2年次以降に「観光文化実践科目」を配置している。アクティブ・ラーニングや協働学習を取り入れた「観光文化実践」科目においては、主体的に学ぶ力を身につける。例えば「観光文化実践 I」では観光関連産業の中でも主要な役割を果たすホテル事業に取り組んでいる。教室内の授業においては、宿泊や飲食、ブライダルなど多様なホテル業務について学ぶ。加えて「ホテル椿山荘東京」などのホテルにおいて、実際のホテル業務について見学、説明を受け、教室で学んだ知識を生きた知識とする工夫を行っている。このような工夫は単に知識を身につけるばかりでなく、クラスメートとの協働作業が重要になるために、いろいろな立場に立って物事を考えるきっかけを与えるものと考えている。他にも「観光文

化実践Ⅳ」(担当・小堀貴亮)では、谷中銀座周辺において、地域観光調査を実施し、オリジナル観光マップの作成を行った。「観光文化実践Ⅴ」(担当・種村聡子)ではHOTEL THE KNOT YOKOHAMAで見学・研修を行い、ブティックホテルの顧客満足の実際を現場で学ぶ経験をした。この様な活動を通して、表現力、思考力、主体的に考える力の教育に力を注いでいる。

観光文化学科の授業を要約すると、3つの特徴をあげることができる。第一に実践授業やゲスト講師などの多様な授業形式である。すでに述べたとおり、「観光文化実践」科目をはじめとして、ホテル・旅館、テーマパークなどの各種観光施設の実際の現場を体験する授業を多く設けている。具体例として既述のとおりである。さらに多くの専門科目においてゲスト講師も招聘している。例えば「観光概論(2)」(担当・丹治朋子)において、公益財団法人日本中央競馬会の北本めぐみ氏による「集客施設としての競馬場の運営戦略」、藤田観光株式会社の岡崎鋭氏による「藤田観光と歴史と経営戦略」、京急電鉄の秋田仁寿氏には「京急電鉄と観光事業の関わり」について特別講義を行ってもらった。これらの講義はいずれも現場の経験を踏まえた内容であり、学生たちに新たな視点でものごとを考える効果が期待できる。観光文化学科の授業には、フィールド・ワークやアクティブ・ラーニングを取り入れた実践授業を積極的に取り入れていることが、大きな特徴と言える。

第二の特徴として、授業科目に対応させて資格支援を行っていることである。国家資格である旅行業務取扱管理者、全国通訳案内士、民間資格である世界遺産検定、温泉ソムリエ、温泉士、温泉観光実践士などの資格支援に積極的に取り組んでいる。これらの資格は、原則として複数の授業科目において対応している。授業では過去の問題などを紹介し資格試験への取り組みの指導を行っている。毎年合格者のいる旅行業務取扱管理者資格には本年度は合格者がいなかったものの、資格支援は今後も重要な課題として取り組んでゆく。世界遺産検定は、就職が有利になるなどの実益は少ない。しかしながら世界遺産に関わる幅広い知識—歴史、地理、建築、宗教、文化などの勉強には多くの時間、集中力と忍耐力を必要とする。検定に合格できた学生たちは高い達成感を感じることができ、後の活動に極めて良い影響があることが多い。このように観光文化学科で支援する資格には、資格自体の社会での価値よりも、合格による良好な心理的影響によって、取得を強く支援している資格もある。

第三の特徴として産学連携をあげることができる。産学連携とは、企業と学生が共通のプロジェクトに取り組む活動である。この活動においては、学生が企業で働く人たちの指導と協力の元に、旅行や結婚式などの企画製作に取り組んできた。この取り組みによって、基礎から応用までの幅広い知識を身につけることができ、主体的に課題に取り組む能力を培える。平成30(2018)年度には藤田観光株式会社(藤田観光株式会社との産学連携は平成27(2015)年度から継続している)、株式会社スターフライヤー、春秋航空日本株式会社、せとうちHOLICS、JTBとの産学連携事業を行った。藤田観光株式会社との産学連携として、2、3年生10名が参加して、福井県の永平寺に開業する宿坊での宿泊者のアクティビティの提案などを行った。株式会社スターフライヤーとの産学連携では、3年生6名が参加して、スターフライヤーの就航路線における観光拠点をモチーフにした新たなパッケージツアー企画や、企業ブランディング・デザインを提案した。春秋航空日本株式会社、せとうちHOLICS、JTBとの産学連携では3年生7名が参加し、春秋航空で行く女子学生向けのツアー「じゃない広島の旅」を企画発売した。

これらの授業を通して、教室での学びに加えて、実践の難しさや工夫の必要性などを、学生個人に考えてもらう機会を数多く作っていることが、観光文化学科の授業の特色と言える。

また、観光の理論が実社会においてどのように展開されているかを検証し、学びを深めるために、多くの専門科目において、観光事業見学やフィールド・ワーク、ゲスト講師による授業をとり入れている。「テーマパーク論」では、ディズニーランド、浅草花やしきなどでフィールド・ワークを行い、さらに東京を一つのテーマパークと捉えて、東京の街からテーマを切り出し、そ

のテーマに沿って企画されたバスツアーを題材にツアーバスを借り切ってフィールド・ワークを実施した。その際は、旅行会社の企画担当者が同乗し、企画の手法や留意点などを解説していただいた。

平成 27(2015)年より本格的に実施している、藤田観光との産学連携においては、各種プロジェクトの他に、授業にゲスト講師の招聘や、施設見学や現場研修を数多く実施してきた。例えば「観光概論(2)」では、本社事業推進担当部長をゲスト講師に招き、特別講義を実施した。また、同じ科目において、ホテルの施設見学を実施した。「コンシェルジュ論」では、現役コンシェルジュに仕事のあり方を学び、コンシェルジュデスクの内側や、資料の一部を見学した。さらに、ホテルの仕事の内容を学ぶ「観光文化実践Ⅰ」では、現場担当者によるセミナー、質疑応答、施設見学、ディスカッションなどをホテルで実施し、「観光文化専門演習」(丹治ゼミナール)では、ゼミ合宿としてビジネスホテルとラグジュアリーホテルに体験宿泊した上で、5部門のマネージャー講義を受け、ホテルの経営戦略について多面的に学んだ。このほか、後述の通り、多様なゲスト講師を招き、仕事の実際について学ぶ機会を設けた。

「観光文化実践Ⅳ」(担当・小堀貴亮)では、今、多くの訪日外国人観光客に大人気の街、台東区谷中界隈を学びの舞台として、その魅力を探るべく、現場のフィールド・ワークを行った。具体的には、現地調査を行い、コンピューターグラフィックスを用いてオリジナル観光マップ制作を行った。その過程で、昭和 24(1949)年に開業して以来、谷中で多くのインバウンド客を受け入れてきた「旅館澤の屋」における研修を行った。世界中からの旅人に愛され続けている澤の屋旅館の魅力とホスピタリティの極意を、「観光カリスマ百選」の一人に選定されている澤功社長直々に御教示頂いた。

これらの授業を通して、教室での学びに加えて、実践の難しさや工夫の必要性などを、学生個人に考えてもらう機会を数多く作っていることが、観光文化学科の授業の特色と言える。

この他にも、講義の一環としての企業見学やフィールド・ワークに力を入れており、事前・事後学習やディスカッションの機会も設けている。平成 28(2016)年度訪問先は、二期倶楽部リゾート、直島、亀戸商店街、日光、六本木ヒルズ、横浜、浅草、成田、築地などのフィールド・ワーク、成田空港の JAL の施設見学などである。平成 29(2017)年度には上述以外にも、豊島区乙女ロード、広島、秩父などの観光地、もしくは観光施設も訪問している。観光にとって世界及び日本の観光資源などを目で見ることが大切であることから、視聴覚機材の効果的な利用を重視しており、学科としてハード・ソフト両面の機材の充実を図っている。また、「旅行業務取扱管理者」の国家資格取得支援のために「旅行業総論」を、世界遺産検定資格取得支援のために「世界遺産」などを設置している。

[大学院]

心理学専攻の科目は、必修科目と選択必修科目の 2 群にわかれる。まず、必修科目に関して、「臨床心理学特論」において臨床心理学の基本を学ぶとともに、「臨床心理面接特論Ⅰ(心理支援に関する理論と実践)」および「臨床心理面接特論Ⅱ」では、様々な面接技法を体験的に学ばせながら、心理面接に関し、具体的に学習理解できるよう指導している。また「臨床心理査定演習Ⅰ(心理的アセスメントに関する理論と実践)」および「臨床心理査定演習Ⅱ」では、臨床で用いられることが多い心理査定法を各種とりあげ、心理臨床現場を想定した演習形式により、習熟度を高めるようにしている。「臨床心理基礎演習」では、臨床における基礎的介入方法である傾聴技法や応答技法、関わり技法等について、テキスト学習とロールプレイ体験を通じて学び、心理面接を行うために必要な基本姿勢を身につけることができるよう指導している。

選択必修科目に関しては、本学の教員の専門分野を生かした「社会心理学」「認知心理学」「生理心理学」「心身医学」「精神医学」「犯罪心理学」「発達心理学」「学校心理学」など多様な科目が設けられ、質の高い授業を心がけている。心理学の分野は幅が広く、小規模の大学の場合にはそれぞ

れの専門分野の教員が偏りがちであるが、本学はバランス良く配置されており、本格的な心理学を基礎から応用まで、各教員の専門に則して教授されており、じっくり学べる体制づくりがなされている。さらに、平成 30(2018)年度からは国家資格「公認心理師」受験資格を得られるカリキュラム改訂を行い、より広い学びを可能としている。

「心理相談センター」は臨床心理学領域の大学院生の実習の場としても機能している。実習生は受付業務、電話対応、人材配置のスケジュールリング、時間管理、カウンセリング業務、グループ療法のファシリテーターや補助的役割における運営、プレイセラピーの運営等多彩な業務にかかわり、一人一人が多種の経験ができるようにプログラミングされている。また、院生は学外実習として精神科病院、精神科・心療内科クリニック、教育研究所、通信制サポート校相談室等にて実習を行っている。その他、地域の福祉施設に見学に行くなど、臨床心理学の関連領域について幅広く学ぶ機会を設けている。卒業教育として、心理相談センター所員である教員がスーパーバイザーとして指導し、定期的な教育を行うことで、卒業後も公認心理師・臨床心理士としての質を維持し、向上する役割を担っている。

教育学専攻は、インクルーシブ教育をはじめとする今日の多様な教育課題に対応できる高度な教職専門性と教育実践力のある小学校教員の養成を目指している。そのため、特に児童の基礎学力を確実に育成するとともに、課題探究型の学習や協働的な学習など新しい学習方法をデザインできる実践的指導力、いじめなど生徒指導上の問題や不登校など個々の児童生徒の課題に応じた支援を要する問題に対して迅速に解決できる問題解決能力、保護者や地域住民の意見や要望に対応しその援助や協力によって地域学校協働活動を推進する能力など、多様で複雑な教育課題に対応できる資質能力の育成を行っている。

このような教育方針から、以下のような「理論と実践の往還」をベースにした教育課程を編成し実践している。

1. 小学校教師として使命と責任をもち、情熱をもって取り組む教育実践力を支える教育理論を確実にするために教育思想、教育史の特論と演習科目を設置している。
2. 教科教育（基幹科目である国語教育・算数教育）、道徳教育、特別支援教育の各領域で「理論と方法」と「実践演習」の科目を設置し、理論と実践を往還するカリキュラム編成を行っている。また学校現場との連携による「教職実践交流」によって、理論と実践の往還を強化している。

インクルーシブ教育の推進に要請される教育実践力を育成するために、学校経営、学級経営に関する科目を設置するとともに、地域小・中学校、特別支援学校との連携による「特別支援教育実践演習」の科目を設置している。

比較文化専攻では博士前期・後期課程で、人文社会諸科学の研究分野における高度な知識をいかして社会で活躍できる人材の育成を目指している。両課程とも「地域文化研究分野」、「社会・文化コミュニケーション分野」、「女性学分野」の3分野から成る。

博士前期課程では、「地域文化研究分野」に、日本を含めた世界の各地域を歴史・文化・地理等を基軸に研究する科目を、「社会・文化コミュニケーション分野」に、宗教・言語・教育・民俗・地域活動に関して研究する科目を、「女性学分野」に、ジェンダー学における歴史・教育・批評等を研究する科目を多数設置している。さらに、専門分野の資料の読み方、調査方法、英語論文の書き方等を習得できる基礎科目を配置している。これら3つの分野及び基礎科目から横断して科目を履修でき、人文社会科学に関する幅広い知識を習得できるようになっている。また、研究成果を発表する機会を年2回設けている。指導主任教員の指導に加え、これらの発表会での他の教員や学生からの意見を参考にして修士論文を完成させる。

博士後期課程では、自ら選んだ研究テーマに基づき指導主任教員及び他の教員の指導・助言を得ながら研究を進め、その成果を学内外に発表し、博士論文を完成させる。研究者としての学際

的知見を身につけ、他の識者と意見交換ができ、積極的に社会貢献できる人材の育成を目指している。

〔学外実習〕

学校、幼稚園、保育所、博物館、介護施設、病院、給食施設等、学外における実習指導は、学生の能力向上に大きく影響することから、綿密な指導方針を立て、きめ細かな事前事後指導を行っている。

(3)2-2 の改善・向上方策(将来計画)

建学の精神に基づき、自覚ある女性として社会に奉仕できる教養人を養成するため、学部及び大学院では、それぞれの専門分野の習得を目指して教育課程を編成している。しかし、本学は同じ学部にあっても各学科の独自性が強く、学科ごとに独立した印象を与える。教育理念の大前提である建学の精神と全学的及び各学科の3つのポリシーとがさらに密接に関係づけられるよう、教員間の意識を高め、カリキュラム改訂を進める。

教授法の工夫については、共通教育の英語に関して習熟度別クラス編成によって、大きな成果を上げてきたが、専門科目についても学生の習熟度に合わせて、同様なきめ細かい指導を実施する必要がある。

学科ごとの教授法の工夫について、教務委員会を通じて集約した結果、他学科にとっても有効な取組が多数あり、全学的に周知を図ることによって、さらに改善が可能である。平成28(2016)年度から平成30(2018)年度に平成29(2017)年度とFD研修で、教授法等の研修を受講した教員が報告するなどしているが、来年度以降も同様の試みを行う予定であり、全学的な周知を図りたい。

授業改善委員から指摘のあった、共通教育の英語や複数開講の授業についての教員間の連携の欠如、リアクション・ペーパーへのフィードバック不足は、教授会において教員に伝達し自省を求めた。

心理学科(含む大学院心理学専攻)・児童教育学科・生活文化学科の学修の一環としての我孫子市への地域貢献は、昨年度に引き続き我孫子市から評価していただいたが(基準Aも参照)、今後も学修の一環として継続する。

平成29(2017)年度からは、学生代表者に、3つのポリシーの適切性について意見を求めることを開始し、平成30(2018)年度からは、これら学生代表者を教育改善委員と称し、教育内容及び教育方法改善の意見を取り入れた。今後も学生の指摘も柔軟に取り入れ、都度、FD研修でも報告していく。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びにT A(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1)2-3 の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2)2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教員と職員の協働並びにT A(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(教員と職員の協働)

学生の学修については、教務委員会中心に教員と職員が協働する体制が取られている。

学修面での支援・指導は、新入生履修説明ガイダンスと前期・後期の成績発表日に実施している学科・学年別履修説明ガイダンスで行われ、教職員が説明・助言を行っている。

常時、授業科目の履修や各種手続のアドバイスを行っているのが学生支援オフィスの修学支援室の職員と学科学生研究室教務補助の職員である。本学では、開学当初から各学科に学生研究室を設け、そこに教務補助職員を置き、履修学習相談・生活相談・教員とのパイプ役等、学生と教職員との間のコミュニケーション機能を補完している。また、学生支援部長のもと教務補助連絡会を設けて学生生活支援室・就職支援室・修学支援室も含めて学生に関する修学の状況、生活上の個々に関する懸案等の情報交換を行っている。

教員と職員(特に教務補助職員)の協働として、学生の授業欠席状況の把握がある。本学では、各教員が担当授業における学生の3回欠席を学生生活支援室に報告するルールを設けている。学生生活支援室は学生の欠席情報を当該学科に連絡し、学科教員による呼出し連絡対応や面談対応を速やかに行っている。必要に応じて保護者にも連絡を取っており、これらの取組が学業意欲の低下を防ぐ早期段階での発見・対処効果を上げている。平成30(2018)年度前期は延べ407件、後期は延べ632件の欠席報告がなされている。

(退学者・留年者への対応)

本学の退学者数は、平成24(2012)年度21名より減少に転じ、また卒業延期者数(本学では単位制のため途中年次の留年は発生しない)も平成22(2010)年度は7名いたが、上下はあるが減少傾向にあった。しかし平成30(2018)年度は退学者数・卒業延期者数はそれぞれ29名・2名で前者は前年に比べ増加している。

本学では退学・休学を願い出る場合、本人・保護者・ゼミ担当教員ないし学科長との三者面談を実行するようにし、保護者が本人の行動を認めているか確認するようにしている。面談によって、「一身上の都合」とまとめられる本学の退学・休学理由の詳細が、勉学意欲の減退、経済的理由、心的要因を主たる内容としていること等が判明している。退学・休学の詳しい理由は学内連絡会においてプライバシーの問題から口頭で報告され、必要に応じて教学マネジメントによって学生の成績などの情報が収集され、分析材料が追加される。その上で、最終的に教授会で審議されるというように退学問題に関する課題は学内で共有されている。

対策としては、まずは学生の状況把握が必要であることから、前述の欠席状況と学生研究室での教務補助への訴えの把握の強化に努めてきた。欠席状況の把握や学生研究室での相談は、必要に応じ教務補助職員から当該学生の指導教員や学科長に連絡している。教員は学生支援オフィスとも連携して単位取得状況、奨学金貸与状況等の事情に留意して教員が本人面談指導並びに保護者面談を実施している。学生の勉学意欲喪失や進路変更希望等を早期に発見して共に対応を考えることとなり、勉学意欲の喪失には動機付けの確認を、経済的理由には種々の方策の提示を、心的要因には学生相談室利用への誘いを行っている(後二者については2-7. 学生サービス参照)。こうした教職員の協働が学生退学・留年理由の解決の一助となり、結果的に退学や留年を防いでいる。また学業を継続する学生には、学業復帰のための時間割作成などの指導も行っている。病気療養や私費留学等により休学して修業年限を超えて在学する留年生及び卒業要件単位数に至らずに修業年限を超えて在学する留年生の就職については、ゼミ担当教員、就職支援室において連携した面談指導やガイダンス指導、求人情報提供等を行っている。

面談等を通じて、勉学意欲の減退を引き起こす要因に基礎学力の低下があると考えられたので、平成25(2013)年度からリメディアル教育を導入している。

(教員のサポート：教育課程内の取組)

教員による正課の取組として実習指導の充実がある。幼稚園・小学校・中学校・高等学校教職課程の教育実習並びに介護等体験、幼児教育学科保育士養成課程の保育実習、生活文化学科栄養士養成課程の給食管理実習における実習先への訪問指導をきめ細かく展開している。これらの取組は、中央教育審議会平成18(2006)年答申「今後の教員養成免許制度の在り方について」における「Ⅱ. 教員養成・免許制度の改革の具体的方策」での(3)教育実習の改善・充実として掲げられている理念を踏まえたものであり、また厚生労働省の指定保育士養成施設指定基準を踏まえたものである。学生の実習期間中において本学教員が当該実習先を訪問し、実習受入れ機関側の指導担当者との状況確認及び学生に対する連携指導を実施している。

学生が履修する科目を選定するための支援として、平成24(2012)年度から、『講義要綱』の各科目に、「知的基礎力」及び「社会人基礎力」に関するキーワードを掲載した。掲載の目的は、当該科目を履修する学生に対して、それを学ぶことにより獲得する能力をより明確にすることであるとともに、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができる体制の整備に教員の自覚を促すことである(2-2-②の表参照)。

平成29(2017)年度から、教職課程・保育士養成課程において必要とされる個々の取り組みを具現化し、とりわけ教職課程の全学的な質の標準化・均一化に資することを目的とし、教職センターを設置した。

構成として、センター長(1名、副学長が兼務)、教職課程委員長(1名)、幼稚園教諭養成課程及び保育士養成課程から2名以上(10名)、小学校教諭養成課程から2名以上(4名)、中学校高等学校教諭養成課程から2名以上(6名)、学生支援部長(1名)、必要な職員(2名)、その他学長が必要と認めた者としている。

機能と役割は以下の通りである。

- (1) 教職課程、保育士養成課程を履修する学生に対しての個別相談・指導等支援に関する事。
- (2) 教職課程、保育士養成課程におけるカリキュラム及び指導體制の検討案の策定、点検及び評価に関する事。
- (3) 教職課程、保育士養成課程の教員へのFDに関する事。
- (4) 授業科目シラバスに含めるべき内容の点検に関する事。
- (5) 教職課程、保育士養成課程の履修指導に関する事。
- (6) 教育実習等、介護等体験、保育実習に関する事。
- (7) 教職履修カルテに関する事。
- (8) 教員採用試験に向けた対策支援及び情報提供に関する事。
- (9) 教員免許状の一括申請及び保育士資格申請に関する事。
- (10) 課程認定申請等に関する事。
- (11) 教職課程を履修する学生及び保育士養成課程を履修する学生による、教員養成及び保育士養成に関連する地域及び教育委員会等との連携に関する事。
- (12) 教職センターが管理保管する資料等の、学生への閲覧及び貸出に関する事。
- (13) 本学卒業生に対する、センター長が必要と認める事項。
- (14) その他、教職センターの目的を達成するため、学長の命を受け、センター長が必要と認める事項。

運営として、センター長が必要に応じて教職員を招集し、運営会議・全体会議等を開催し、学期ごとに教職センターの運営状況を、センター長が教職課程委員会で報告している。

また、センター所属の教員が前期・後期ごとにローテーションを組み、適宜、教職課程履修者への指導および各種相談に応じている。

(教員のサポート：課外の取組)

オフィスアワーは、学生と教員のコミュニケーションの充実と学修サポートを目的に平成19(2007)年度に試験的に導入し、平成21(2009)年度より全学的に実施している。

さらに本学独自の取組として、オフィスアワーを拡張してリメディアル教育を行っている。すなわち、入学者における基礎学力の多様化という現実を受けて、英語・国語・数学の身に付けてほしい一定レベルの内容について、平成25(2013)年度から組織的な補習に取り組んでいる。具体的には4月のガイダンス期間に、新入生全員に英語・国語・数学のプレイスメント・テストを実施し、その結果により、基礎の補習が必要と認められる学生を抽出して教科ごとに複数のクラスを設けて、少人数指導を行っている。

平成30(2018)年度に対象となった学生は、1教科該当者45名、2教科該当者20名、合計65名であった。担当教員は前期・後期とも13名で、2名から8名のクラスを編成して実施した。指導時間は5時限目(16:10～)とし、教科ごとに全学統一の基礎的課題を用意し、教科ごとに前期後期各9回(合計：18回)実施している。

(TA等の活用)

本学は、文科系学部・学科構成のため、TAを導入していないが、SA(スチューデント・アドバイザー、2-7で後述する)の活動の中で新入生に対する科目の履修選択についての相談を行っている。さらに、平成30(2018)年度からは、教育サポーター制度規程を制定し、サポーターに任命された学生には年2回の研修を行うとともに、履修相談、ポートフォリオに作成の相談等、その役割をも明確にした上で、下学年の教育サポートを行っている。

助手制度は文科系学部という性格上一部の学科を除き採用していない(生活文化学科は栄養士養成施設に指定されているため助手3人が置かれている)。

(3)2-3 の改善・向上方策(将来計画)

学修支援について教職員の協業はおおむね順調に行われている。今後も2-6で述べる学生アンケートも活用して、学生の希望を探っていく。

退学者数・卒業延期者数については、これまで通りの対策を継続するとともに、学生の動向を注意深く観察していく。

基礎学力の低下については、平成25(2013)年度から新しい試みとして始めたオフィスアワーを拡張したリメディアル教育が軌道に乗ってきている。共通教育科目の「生活の数学」の履修者が増加したことに鑑み、平成28(2016)年度から「生活の数学」についてはプレイスメント・テストの結果による習熟別クラスを導入した。また共通教育科目「日本語と表現(1)」はリテラシー能力養成に主眼を置いた内容に改変した。今後も学生の意欲を維持する方策を検討すること等の改善を検討していく。

また教職員協業のためにSD委員会規程に基づくSD研修を平成30(2018)年度に引き続き4回程度行っていく予定である(SD研修については3-5-③参照)。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

川村学園女子大学では、建学の精神・大学の教育目的に基づいて全学の学位授与の方針を定め、ディプロマ・ポリシーとして明確化している。

(学修ポートフォリオの導入)

平成 29(2017)年度より、学生が自らの課程を通じた学修成果を把握することを目的として、「学修ポートフォリオ」を 1 年・2 年に導入した。年次進行で令和元(2019)年度には全学年に導入を進めていく。平成 30(2018)年度学生代表者からは、「振り返りと目標設定に関し、よい機会となっている」が、説明が不足しているとの意見があった。教務委員会などで教員に注意を促したが、本報告書について授業改善委員から意見を聴取した際、依然一部の学科では活用されていないとの指摘があった。

(学部)

卒業要件単位数は全学共通 124 単位である。各学部・学年ごとに必修・選択必修・選択科目の必要単位数は決められている(学則 30 条)。登録単位数が極端に少ない場合には、履修登録時に個別指導している。

3 年生までは進級に格別の制限を設定していないが、3 年次終了までに文学部では 4 学科とも合計 86 単位に、教育学部ではそれぞれ幼児教育学科では合計 86 単位、児童教育学科では合計 76 単位に(平成 28(2016)年度入学者から 86 単位)、生活創造学部では 80 単位(平成 28(2016)年度入学者から 86 単位)に満たない場合、4 年次は卒業論文を書くことができないことを原則としている。

教育・学修結果の評価は、「川村学園女子大学試験規程」により適切かつ公平に行われるよう明記され、厳格に運用されている。履修登録して、授業時間数の 3 分 2 以上出席し、試験に合格すれば単位認定される。履修科目の評価方法は、ホームページで公開されている『講義要綱』に明示され、期末試験、レポート、プレゼンテーション、授業中の小テスト等を基準として総合的に行っている。成績評価は、100 点満点で 60 点以上を合格とし、AA、A、B、C 及び D(不合格)の 5 段階に分け、さらに出席不足や試験放棄に対応する N(評価不能)を含め、計 6 段階の中から評点をつけている。成績評価の項目のうち、特にどの項目をどのような比率で評価するかについては、授業形態や授業方法・目的の特性に応じて各科目担当教員が評定し、担当教員が全面的に責任を負う。成績評価基準は『講義要綱』で明示公開している。

成績表は学事日程で定められた期間に学生に交付し、ガイダンスで自身の単位修得状況を確認すること、それに基づき履修計画を立てることを指導している。年度末には学生の保証人宛に成績表を送付し、学業の進捗状況についての理解を図っている。

また、GPA 制度を導入し、各学科で学生ごとの成績を把握し、上記履修指導に利用している。なお平成 30(2018)年度において、全学生の GPA 平均値は 2.34、学科別 GPA 平均値は、国際英語学科 2.27、史学科 2.13、心理学科 2.37、日本文化学科 2.35、幼児教育学科 2.47、児童教育学科 2.70、生活文化学科 2.25、観光文化学科 2.28、学年別 GPA 平均値は、1 年次生 2.27、2 年次生 2.25、3 年次生 2.38、4 年次生 2.48 であり、学科間、学年間の学生の状況把握の参考ともなっている。なお平成 30(2018)年度学生代表者からは、GPA 制度そのものの説明が不足しているとの意見があった。教務委員会を通じて各学科にガイダンスなどでの周知をお願いしたが、授業改善委員からは、本報告書への意見聴取の際、依然十分な説明はない、必要性は何なのかとの厳しい意見があった。

平成 28(2016)年度からの特待生制度導入の大幅な拡充に伴い、4 年間の成績評価をこれまで以上に厳密に行う必要が生じたため、教務委員会で審議した結果、以下のような改革を行った。① 卒業論文を書くために 3 年次修了までに履修しておくべき単位数を全学で統一し、86 単位とする。

②GPA を導入して学修の成果を学生に客観的に示し、学習意欲を高めるとともに退学勧告の規定も導入する。③成績評価をより厳正に行い、原則として AA は 10%、AA 及び A は合わせて 30% を超えないものとする。授業改善委員からは、厳格な評価が為されているか疑うとの意見があった。

卒業研究に対する評価は、各学科で基準を設定して行っている。「卒業論文」については少なくとも主査(指導教員)と副査の 2 人が閲読し、口述試験を実施して成績評価を行っている。

なお編入学については、科目ごとの内容を精査して個別認定を行っている。他大学の履修については、交換留学生の場合は、個別認定で最大 30 単位を認めている。また千葉県私立大学・短期大学単位互換協定を結んでいるが、年間最大 30 単位を認めている。

(大学院)

院生の成績評価に関しても 100 点満点で 60 点以上を合格とし、AA、A、B、C 及び D(不合格)の 5 段階に分け、さらに出席不足と試験放棄に対する N(評価不能)を含め、計 6 段階の中から評点をつけている。その判定は各科目の担当教員が全面的に責任を負う。「修士論文」は主査(指導教員)と副査の 3~4 人が閲読し、さらに口述試験を実施し、主査・副査の合意に基づいて成績評価を行っている。「博士論文」は外部の研究者に審査を依頼するなどして審査会を行い、公正な評価を行っている。

以下、教務委員会を通じて集約した、各学部が実施している成績評価の公平性、客観性のための工夫を記す。

(文学部)

・国際英語学科

国際英語学科は共通教育科目の外国語科目「英語 I (1)(2)」、「英語 II (1)(2)」を担当し、全学的な英語教育に取り組んでいる。平成 20(2008)年度より「英語 I (1)(2)」(1 年次科目)において国際英語学科を除く全学部学科の学生を 4 レベル 11 クラスの習熟度別クラスに分けて、同時間帯に一斉に授業を行うようにした。2 年次生の「英語 II (1)(2)」は、平成 23(2011)年度より同様の方式を採用して一斉開講するようになった。曜時限の異動はあったが、現在では「英語 I (1)(2)」を水曜 2 時限、「英語 II (1)(2)」を水曜 3 時限に開講している。さらに、「英語 I (1)(2)」、「英語 II (1)(2)」それぞれに再履修クラスを設けて指導している。平成 27(2015)年度からは観光文化学科が目白に移転し、観光文化学科の 1 年生が共通教育英語科目を履修しなくなったため、「英語 I (1)(2)」が 4 レベル 9 クラス、「英語 II (1)(2)」は 4 レベル 10 クラスの編成となった。その後、年次進行等により、現在は「英語 I (1)(2)」が 4 レベル 8 クラス、「英語 II (1)(2)」も 4 レベル 8 クラスとなっている。同レベル内では同一の教科書を使用し、担当教員が授業の進捗や内容について定期的に打ち合わせを行う。同レベル内では中間および期末試験も同一問題とし、成績評価についても教員間で協議して調整する。さらにレベル間での調整も行い、上のレベルほど好成績の学生の割合が大きくなるようにしている。なお平成 30(2018)年度学生代表者からは、「英語 I」「英語 II」の先生の対応(進度・課題・学習指導など)がばらついている、との指摘があった。先に述べたように、授業評価委員からも依然同様の評価がある。

国際英語学科では専門教育科目の必修科目のうち「英語音声学 I (1)」、「リーディング I・II」、「リスニング I・II」、「ライティング I・II」、「英文法 I」において、プレイスメント・テストによって読む力、聞く力、書く力、文法力の各能力を判定し、少人数の習熟度別クラスによる授業を実施している。現在は A と B の 2 レベル 2 クラスに分け、A を上級クラスとしている。教科

書の選定によって難易度の差別化を行うとともに、Aクラスではそれぞれの科目で特化した英語運用能力の一層の向上を、またBクラスでは基礎的英語力をさらに伸ばすことを目標としている。

なお、これらの習熟度別クラスではレベル別の評価基準を設定しており、やはり担当教員が協議して成績評価を調整している。

・史学科

1年次から4年次に至るまで、少人数制のゼミ形式に則った、双方向型の授業「演習」と、2年次に行っている文献講読では、各教員が資料（「平成26年度学科報告」）に示すような評価項目に基づいて評価を行っている。

レポートの評価に関しては、一部科目でルーブリック法導入の試みも行っている。評価基準は以下の項目を設定している。①日本語レポートとして当然の体裁を備えているか。②序論は講義の要約を含むことを課しているが、それがレポートの本論とのつなぎ役をきちんと果たしているか。③本論では問題提起に対する調査・論証が適切になされているか。④序論で提示し、本論で吟味した問題に、結論は何がしかの解答を寄せているか。⑤文献の収集、利用、提示が適切か。⑥文章表現が自然で、論理展開に無理がないか。と、大きく6項目を立て、採点し、詳細なコメントを加えて返却している。

「地理学演習」では、身近な問題をテーマとして扱うケースが多いこともあり、全員に同じ論文を読み、各自レジュメを作成して、それを人数分コピーし、自分のレジュメのセールスポイント・論文についての評価を中心に全員が発表する、その上で最後に、すべてのレジュメのなかで最もよかったと思うものを各自が挙げ、その理由も含めて討論する、という流れで演習を行った。その結果、各レジュメに対する学生相互間の評価は、学生の能力に見合ったものが多く評価されることが多く、それは教員からの各レジュメに対する評価とは必ずしも一致しなかった。この結果は、学生の能力を評価する際に大いに参考とするところとなり、この点を加味しつつ成績評価を行うこととした。

・心理学科

心理学科では、重要な必修科目について複数教員配置を行っている。多様でかつ信頼性・妥当性のある成績評価を担保し、アセスメント・ポリシー（AP）を十二分に反映させるためである。まず1年次必修である「心理学統計法」（1年次必修）では、年度当初に学科独自のテストを用いて2クラスに分け、現在の力に応じた講義を行っている。次に2年次必修である「基礎実験演習（1）」（令和元31(2019)年より「心理学実験（基礎）」）は、専門科目における学年進行に基づいた体系的学習の鍵となる科目として、5人の担当教員の密接な打ち合わせの元に展開されている。各教員は、①参加状況、②数量的分析、③論理的思考と文章化の3領域から担当テーマにおける各学生の評定を行い、学期末には評定値に基づいた合成得点を算出して信頼性・妥当性の高い評価を行っている。さらに4年次必修の「卒業論文」は、ディプロマ・ポリシー（DP）に掲げられた「(1)基礎学力、(2)専門科目による専門知識、実践的スキル、創造的思考力、(3)自覚ある女性、社会への奉仕」の全てを内包する集大成である。この評価には、指導教員以外の教員（副査）を加えた口述試験を導入して、口述試験における質疑応答も交え、最終的には主査（指導教員）と副査の合議による評価を行っている。平成29(2017)年度から優秀論文は表彰すると共に在学学生に向け公開しており、当該論文作成者の達成感や後輩（在学学生）の学習動機づけ向上を図っている。

また平成30(2018)年度より開始した公認心理師養成の「実習」では、適切な実習先を選定すると共に、各実習施設先には実務経験5年以上の実習指導者が、大学には演習実習教授歴3年以上で履修学生数15名につき1名以上の担当教員が必要とされる。心理学科では新カリキュラム開始に先立ち、これらの要件を充たし実習計画を添えた開講科目確認書一式を文部科学省・厚生労

働省に提出して認可され、国家資格養成条件を充たす教育体制を整えた。平成30年度「心理実習（入門）」では、実習先ごとに実習指導者との協議を経て①参加、②課題の達成、③記録作成の3領域から3人の担当教員が分担評価し、それらの評定値の合計に基づいて、公正性の高い実習成績評価を行うものとした。また実習施設ごとで領域・時間・活動内容・学習内容・反省点をまとめた個人記録用紙を作成し、実習指導者と担当教員の双方が確認して印を押したものを別途作成・保管することとした。公認心理師は卒業後実務経験の場合2年以上を経て受験資格が得られるため、後に国家試験受験申請時に求められたとき詳細を客観的に確認できるよう、実習記録の管理体制づくりも必要である。今後厚労省の通達や全国大学の取り組み状況を確認して行きながら、整えて行きたい。

・日本文化学科

平成26(2014)年度に日本文化学科専任教員及び「日本文化実技」科目担当教員にアンケートを実施した。その結果を資料（「平成26年度学科報告」）にまとめ、演習、実習、期末レポート、期末試験、平常点、実技等、それぞれ項目別に評価の観点を詳細に集約し、合わせて成績評価に当たっての問題を発見し、今後の検討課題とした。この結果をもとに、平成30(2018)年度には、次のような工夫を凝らした。ある科目においては、毎回課題あるいはリアクション・ペーパーを課し、授業内課題は返却し、授業で資料として利用したうえで再度回収し授業内容の反映や内容の改善を確認した。リアクション・ペーパーでは、記述内容の充実や指示内容の反映が適当であるかなどを総合的に判断し、成績評価の材料とした。記述内容等の充実度も評価の対象に加え、総合的な成績評価を行った。試験解答用紙やレポートは、氏名を伏せたうえでランダムに複数回の採点を行い、評価の公平を期すよう努めた。演習に関しては、発表者は発表に対する積極的な意見や質問に対し、明確な答えが示されているか、聴講者は発表を正確に理解し、これに対する意見や質問が論理的になされているかという点を含め、評価を行った。また、学期末にはレポートを課し、文章力に対する評価も行った。実習の授業に関しては、実習授業だけでなく実習準備段階（教材研究、授業の指導法に関する話し合い）等も配点に加えた

（教育学部）

・幼児教育学科

専門教育における成績評価に関して、講義科目、演習科目（保育内容の指導法に関する科目、乳幼児の心身発達に関する科目、表現・保育技術に関する科目、保育実習・教育実習）の内容に即して工夫し、具体的な評価基準を設定している。通常の講義科目においては、平常の講義に対する姿勢や、出席状況は勿論のこと、課題に対する姿勢によって評価を行う。基本的な文章の書き方を基本とし、主題に的確に接近しているかが重要な観点となる。実習関連科目に関しては、事前・事後指導における学習態度も重要な評価基準となる。尚、第3者機関としての実習先などから届く成績評価は重要であり、実習先にも多様な園・施設などが存在するが、実習先からの届く成績については基本的には受け入れている。事後指導においても個別に時間を割いて学生と面談し、最終的な成績評価を行っている。音楽・図工・体育などの実技科目が多くを占めているのも本学科ならではの、これらの科目においては特に各自が大学入学以前に持っている基礎能力に大きな開きがあることを考慮し、平素の授業態度や努力、レベルに適した指導により進歩に目を配りながら、総合的な成績評価を試みている。いずれにしても、結果のみならず平常からの学習過程での成果や進化に十分な目を配って成績評価を行っている。成績評価でも、試験、課題、レポート等などの各学生に対してどのようにフィードバックするか、記入を求めており、学生の勉学意欲を高める工夫がされている。

・児童教育学科

平成 26(2014)年度に各教員が担当している「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」の「成績評価の工夫」の状況を、ルーブリック法によるフォーマットに記入する方式で調査した。記入に当たっては、以下の 3 点を求め、集約してフィードバックし、学科として統一を図っている。

①「到達目標」は、シラバスの授業概要をともにしてお書きください。

②「評価の観点／領域・項目・方法」は、以下の通りです。

- ・「観点」にどのような領域の力を評価するのか(例えば、「知識・理解」、「技能」、「判断力・思考力・表現力」、「関心・意欲・態度」、「実践力」)をお書きください。
- ・「領域・項目・方法」の欄に、具体的に各観点の力を評価するための方法及び授業内、レポートなど方法を実行する「領域」をお書きください。

③ 評価の「AA」～「C」の欄に、それぞれの評価を得るための基準をお書きください。

(生活創造学部)

・生活文化学科

「栄養・健康」と「ライフデザイン」の 2 領域及び 2 領域を凌駕する、フードマネジメント(外食産業や商品開発などフードビジネス界での活動、栄養学の観点から地域連携・地産地消などの社会貢献活動に関する)領域ごとに、講義科目、実験・実習科目、演習科目を分類し、それぞれが養成する力に対応して成績評価法を工夫し、その詳細を資料(「平成 30 年度学科報告」)にまとめた。

・観光文化学科

主に「観光基礎」、「観光外国語」領域の科目において、定期試験以外に中間テストを設けて、学生の理解度を授業期間中に把握し、後の授業構成や全体の成績評価のために役立てている。

多くの専門科目は、リアクション・ペーパーの提出を求め、学生の疑問点の解消や授業難易度の調整などに活用している。リアクション・ペーパーの活用は授業期間中に、学生の不満や誤解を解消することに役立っている。成績評価のために、多くの専門科目においてレポートや論述問題の試験を課している。これらの科目では、原則としてルーブリック法に基づいた成績評価を行っている。例えば一年次の必修科目である「基礎ゼミ」や「プレゼミ」で課されるレポート評価は、主として次の 4 つの観点から評価される。1) レポート内容の理解：課されたレポート課題にそって解答が行われているか、内容を正確に理解できているかの観点から、2) 論理構成と考察力：レポートの論述はわかりやすいか、論理的な構成が行われているか、自分なりの考えが述べられているかの観点から、3) 表現・文字の正確さ：誤字・脱字はないか、主語と述語が対応しているか、語彙は適切かの観点から、4) 引用と出典の明示：引用と出典は正しく明示されているかの観点からである。

また「観光文化実践」領域の一部の科目においてピアティーチング法を導入している。例えば「観光文化実践 I」では、フィールド・ワーク実習の後にレポート課題が課されるが、この課題において学生が学生のレポートを評価し、改善策を提案する。このことによって、自らのレポートの問題点も気づくという効果が期待できる。

(3)2-4 の改善・向上方策(将来計画)

平成 28(2016)年度から導入した成績評価の厳格化(GPA 構成比の厳格化)については、学生の意見も踏まえて、今後も検討を加えていく。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

本学の建学の精神の一つは「社会への奉仕」であり、大学設置以来、学生の社会的・職業的自立に関する指導を行う体制を整備してきた。平成27(2015)年度から我孫子キャンパスと目白キャンパスの2キャンパスとなったがこれまで通り、教員組織としては就職委員会と教養教育科目等委員会(カリキュラムの運営の点において)が、事務組織としては就職支援室が職務を担っている。就職委員会は、各学科の専任教員からそれぞれ1名及び就職支援室長で構成され、学生のキャリア形成と就職を支援するため、各種の就職対策を検討、実施している。なお、平成30(2018)年度には目白キャンパスにおいて、初めてとなる卒業生を送り出した。

教育課程内においては、卒業後の進路のプランニングの実践的対策等を学ぶ授業科目として、平成16(2004)年度に「総合講座(5)」を試行的に開設し、翌平成17(2005)年度にカリキュラム内に体系化して、「キャリア・プランニング」、「ライフ・プランニング」を開設した。

「キャリア・プランニングⅠ」は、1年次生に採用活動や職業内容の紹介を通じて職業観を養うことを目的とする。2年次生からは、学生の希望進路別に「キャリア・プランニングⅡ(1)(2)」(公務員)と「キャリア・プランニングⅢ(1)(2)」(一般企業)を開設し、職業観の豊穡化と筆記試験のための実力養成を行っている。特に公務員に目を向けると平成30(2018)年度には、一般行政職として千葉県野田市役所への就職者を出すことができた。幼児教育学科においては、公立の幼稚園教諭もしくは保育士として10名の正規採用就職者を送り出すことができた。これについては平成26(2014)年度に7名、平成29(2017)年度にも8名の就職者を出し、近年にない良好な数字を出したばかりであるが、過去15年の記録をみても二けたに到達した年度は見当たらなかった。平成28(2016)年度から、目白キャンパスにおいても「キャリア・プランニングⅢ(1)(2)」(一般企業)を開設し平成29(2017)年度には「キャリア・プランニングⅣ(2)」を開設した。平成26(2014)年度から開設した「キャリア・プランニングⅣ(1)(2)」においては、インターンシップの重要性から、それに関する知識の供給とインターンシップ実行の支援に努めている。「ライフ・プランニング」は、1年次生に開設され、職業観養成の前段階にある学生が、コミュニケーション力を付けながら自分の歩む道を探すことを目標とする科目である。上述の科目と、現代社会への理解を深める科目とで、キャリアプラン履修ガイドを作成し、『履修案内』に掲載して学生の意識を高めている。

また、平成20(2008)年の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」に合わせて、平成24(2012)年度から、当該科目を受講することで社会人基礎力のうちどの力を養成することになるか、『講義要綱』にアイコンで表示するようにしている(2-2-②参照)。

教育課程外では、就職支援室が中心となり、学生をサポートするための様々な対策を採っている。

具体的には、我孫子キャンパスの就職支援室を軸に、目白キャンパス事務室と連携を図りながら、学生が気軽に来訪・相談等の利用ができるよう環境の整備に力を入れている。例えば求人票の掲示の他、「就職支援室お勧め図書コーナー」、「卒業生からのメッセージコーナー」などを設け、「個別面談会」、「就職なんでも相談」を開催している。これらの取り組みは、本学ならではの学生に対する意識の高揚、換言するなら「Team Kawamura」意識の涵養を目指すものであり、それは学生一人ひとりの動機づけと就職率アップによい影響をもたらしている。

つぎに、学生に向けて就職活動を徹底サポートするためのサポートブック『Placement Book』を作成するとともに、保護者版パンフレット「就職活動支援ガイド」を作成し、保護者会においては情報を提供するとともに参加されなかった保護者には学生を介し配布している。

三番目に、社会的・職業的自立につながる知識を具体的に提供している。平成30(2018)年度においては、SPIや数的処理に重点をおいた「公務員試験&一般企業対応筆記試験対策講座」、ビジネスマナーの習得を目的とした「マナー講座」、就職活動のノウハウを学び、基礎をしっかりと固める「就活スタート直前講座」及び就職活動解禁直前に面接の精度を高めるため「実践型面接突破講座」などの各種対策講座を我孫子キャンパス・目白キャンパスにおいて、それぞれ実施した。その他、平成29(2017)・30(2018)年度と連続して、企業の人事担当者との座談会および模擬面接会など、より実践的な講座を実施し、学生にはかなりよい刺激となった。

求人に関しては、千葉県企業に限らず、東京都、茨城県、栃木県、群馬県等の企業との交流会へ積極的に参加することにより、動向の把握と情報の収集に努め、学生サービスの更なる充実を図っている。また、地方就職を支援するための厚生労働省の人材還流促進事業である「L O活プロジェクト」に加入しUIJ ターン情報の収集を積極的に行っている。また、前年度に引き続き新宿ハローワークのジョブサポーターとの連携を強化している。我孫子キャンパスにおいては、夏期に「ミニ学内合同企業説明会」を開催した他、ジョブサポーターを中心に個別相談、グループ相談、求人紹介を行っている。平成30(2018)年度からは、目白キャンパスにおいても新宿ハローワークからの協力支援体制がスタートした。

求人情報については、就職支援室に掲示するほか、「求人検索WEB システム」を利用した情報提供を行っている。特に重要な採用情報については、学生が登録したメールアドレスに対してメールを送信する「メール一斉送信システム」を採用している。

このほか、課外での取り組みの一つとして、平成 29(2017)年度に開設された本学教職センターとも連携し、「教員採用試験、保育士・公務員採用試験対策講座」を夏期および春期に開催した。本学教職員が日常的に学生指導や相談等の援助をするだけでなく、予備校講師による独自のノウハウを生かした専門的指導も取り入れることで、多角的視点から教員養成課程履修学生へのきめ細かな支援を行っている。また、とりわけ相談業務においては、キャリア・カウンセリングの技法を生かして、学生一人ひとりのニーズに可能な限り応えられるよう適切な支援の充実に力を入れている。さらに、教員養成課程におけるインターンシップの強化を目的に、千葉県・千葉市教育委員会が主催する「ちば！教職たまごプロジェクト」への参加も推奨している。これは年間を通じ、1日単位で30日以上学校現場における実践研修であるため、教員を目指す学生にとっては自身のキャリア形成に有益なものとなっており、毎年必ず数名の参加者を出している。

これまで平成27(2015)年度に就職希望率が91.4%、就職率94.1%超えを達成したのを皮切りに、平成29(2017)年度においても就職希望率90.2%、就職率94.3%と、3年連続でこの2つの9割超えを達成することができた。そして、平成30(2018)年度には就職希望率91.7%、就職率94.6%と4年連続での達成となった。

なお、ボランティアについては、社会的・職業的自立とも深く関連しており、多様な経験を通して自己の新たな側面を発見する好機にもなり得るため、推奨している。とりわけ教員を目指す学生のボランティアへの参加は顕著であり、その経験が将来の教職キャリア形成に一つの方向性を与えているようである。

(大学院)

大学院に関しては、近年、修了生の多くが心理学専攻者で占められており、研究指導教員が中心となり、積極的に就職活動をバックアップしている。特に臨床心理士の資格取得については、本学の専任教員が主体となり試験対策講座を実施している。また、教育学専攻においては、平成29(2017)

年度より小学校教諭専修免許状の取得者を輩出し、一方では現役教員のリカレント教育の場としても機能している。

(3)2-5 の改善・向上方策(将来計画)

就職率はここ数年高い水準で推移している。中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」に対応学士力・社会人力の向上を目指すための履修モデルを、平成27(2015)年度に導入したところであるが、この必要性を重く捉え、今後も学生の意識を高めていくとともに、各教員が教育課程内において学士力・社会人力を養成することにより自覚的に取り組む態勢を構築していく。

つぎに、インターンシップに関して、平成27(2015)年度より2年次生後期の「キャリア・プランニングⅢ(2)」でも指導を行っているが平成30(2018)年度も引き続き継続した。目白キャンパスにおいても「キャリア・プランニングⅣ(2)」の中で登壇する企業人からの知識の供給とインターンシップ実行の支援を更に努めていく計画である。

また、過年度に示した改善・向上方策(将来計画)を具現化するため、平成29(2017)年度は予備校講師による教員および保育士採用試験対策講座を設けた。一部の学校種では前年度より合格者を増やすことができたが、全体として十分に寄与したかどうかは検討の余地がある。予備校講師による講座を開催しなかった平成30(2018)年度においては、9月に本学の教員が中心となり同様の講座を開設したが、結果的に前年度を上回る成果を得ることができた。平成29(2017)年度に講座を開催したことと、本学の教員による講座開設の相乗作用で、成果に結びついたとも考えられる。今後も本学の教職員が中心となり、学外の教育資源と連携を図るなど、採用試験合格者を増やすための効果的な支援体制の検討と、「Team Kawamura」を意識した教員養成の更なる構築を目指し、キャリア教育を基盤とした学生支援を実施していきたい。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1)2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2)2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

(学生生活アンケート)

教育目的の達成状況の点検のために、学生生活アンケートに質問を設けている。学生生活アンケートは、これまで全学アンケートと学科別アンケートを行ってきたが、平成29(2017)年度から、原則として全学共通の全学科全学年を対象としたアンケートのみを行うこととした。重複する内容が多く、学生の負担(アンケート疲れ)を考慮してのことである。WEBアンケート回答方式とし、実施時点の対象学生1060名に対して回答者数は567名、回答率は53.49%となった。質問項目を大きく6分類とし、以下のとおりとした。(5)教育成果の把握において、4年生のみ対象の質問を設けた。

(1)総合的な質問(経済環境/意識調査)

- ①経済環境 ②満足度 ③大学への帰属意識 (③-2 女子大/③-3 建学の精神)
- ④積極的活動・チャレンジ ⑤キャリア意識

- (2)大学生生活課外活動への取り組み、認知度
- (3)教職員が改善の参考にできる項目
 - ①学科の授業 ②先生 ③職員・事務業務 ④施設・設備・環境
- (4)各種施策の認知度確認
 - ①陸上競技部 ②教職センター ③ボランティア・センター ④英語能力褒賞金制度
 - ⑤遠隔地居住者支援制度
- (5)教育成果の把握（改革総合支援事業項目へのPDCAサイクルのチェック）
 - ①学習時間 ②4年生（卒業予定者）へのアンケート
- (6)自由記述内容

・学科別の調査と分析

教育目的の達成状況の点検 [(3)教職員が改善の参考にできる項目と(5)教育成果の把握] については、カリキュラムが異なる学科ごとに分析した方が効果的と考え、学科ごとに分析する。

*国際英語学科

昨年と同様、学生生活はおおむね楽しんでいるが、学科やキャンパスへの帰属意識はそれほど高くない、という傾向がうかがえる。②満足度・帰属意識（設問6～14）では、「6. 自分の生活に満足している」において【あてはまる】と【ややあてはまる】の合計が77.1%と全体(76.0%)をやや上回っているのに対し、「7. 大学の勉強に満足している」では全体の80.4%に対し72.9%、「9. 所属している学科に入って正解だったと思う」では全体の87.4%に対して83.3%とそれぞれ下回っている。さらに回答率そのものが47.5%と、全8学科の中で2番目に低い。しかし、昨年と比べると全体の傾向との間に大きな違いがなく、キャンパス間の違いもそれほど目立たない。2キャンパス制が制度として安定してきていることがうかがえる。

国際英語学科のこの傾向は、「14. はっきりとした目的があって大学に入学した」で国際英語学科の【あてはまる】と【ややあてはまる】の合計が64.6%と、全体(72.0%)をかなり下回っていることと関連しているのだと考えられる。その一方、「11. 友人、後輩、妹などに川村学園女子大学に入学することを薦めたい」では56.3%で、全体(56.0%)をむしろ上回っている。これといった目的もなく入学したが、入ってみたら案外充実していた、というのが国際英語学科学生の多くに共通する実感のようである。

④チャレンジ精神・キャリア意識（設問18～23）では、留学への関心が高いのは当然として、「19. 大学の授業や学友会等の課外活動以外で取り組んでいる活動がある」では【あてはまる+ややあてはまる】が全体の37.4%に対して41.6%、「20. 機会があれば大学を盛り上げるイベントなどを企画・実行してみたい」で全体の38.3%に対して45.8%と、どちらもかなり上回っている。これは昨年度には見られなかった傾向である。大学で授業を受けるだけでなく主体的に活動したいという機運が高まっているのかもしれない。今後目白キャンパスでもその受け皿となるような企画を検討する必要があると思われる。進路への意識も高まっているようだ。「23.卒業後の進路についていろいろ知りたい」の【あてはまる+ややあてはまる】は、全体の91.7%に対して95.8%と非常に高い。目白キャンパスの就活サポートのさらなる充実が望まれる。

⑤大学生生活・課外活動（設問24～30）については、「24. 休学を考えた事がある」の【あてはまる+ややあてはまる】が16.6%、「25. 退学を考えた事がある」が18.8%と、どちらも全体を上回っているのが気にかかる。その一方、オープンキャンパス・アドバイザーの活動に対する関心は高いようだ。教務補助がキャンパスに常駐して日常的に声をかけ、アドバイザーの活動（オープンキャンパスのための資料作りなど）でも相談に乗ることができれば、学生の印象は大きく変わってくると思う。

⑥学科の授業（設問31～40）では、まず、パソコンでレポート作成することに対する苦手意識は低いにもかかわらず、パソコンを所有している学生が少ないのが目につく。目白のCAL教室も授業での稼働率が上がっているので、学生が日々の事前・事後学修に使えるパソコンがもう少し増設されるといいと思う。「33. 大学の授業のレベルは高すぎると思う」の【あてはまる+ややあてはまる】は22.9%、「34. 授業の内容がわからないことがよくある」では47.9%と、それぞれ全体と比べてかなり高い。その一方、「36. 大学の勉強についていけない感じだ」では16.7%で、全体（20.1%）を下回っている。英語で行われる共通教育科目のある目白キャンパスの授業に苦勞はしているが、まじめにとり組んでいる様子が見て取れる。「39. 授業における先生の説明は、内容が解りやすい」は全体の74.4%に対して79.2%で、授業に対する満足度は総じて高い。

⑦教員・職員・サービス（設問41～51）については、「41. 指導教員との関係は良好だ」の【あてはまる+ややあてはまる】が87.5%で、全体（85.3%）よりちょっと多い。さらに、「45. 教務補助（目白キャンパス事務室）は色々サポートしてくれる」の【あてはまる】は、全体が32.3%であるのに対して41.6%と10%近くも上回っている。観光文化学科に至っては53.8%である。我孫子キャンパスに比べて目白キャンパスの教職員はいろいろな意味で手薄であるように思ったが、学生の満足度はむしろ高い。その一方、「43. 『学生相談室』に相談した事がある」の【あてはまる+ややあてはまる】が14.6%で、全体（23.0%）よりかなり低いのが気になる。これはやはり相談室が月曜にしか開室していないためだと思われる。

⑧施設・設備（設問52～55）の「52. 学内でよく自習をする場所はどこですか」では、全体の11.3%が「学生研究室」と答えているのに対し、国際英語学科には当然その回答はなく（1名いるがこれは何か勘違いしたものと思われる）、「適当な場所がない」が14.6%で全体（7.4%）の倍近くになっている。こうした設備面の問題も学生のキャンパスに対する帰属意識の薄さに影響していると考えられる。「54. 教室や各棟で施設・設備の改善をして欲しい点がありますか」では14.6%が「照明」を挙げており、やはり全体（7.4%）の倍近い。目白キャンパスは我孫子に比べて薄暗いイメージがあるが、学生もその点が気になっているようだ。それに対して目白は全館にWi-Fi環境があるため、「インターネット環境」の改善を求める声は全体に比べて半分程度になっている。

⑩学習時間（設問61～63）は評価が難しい。「61. あなたは1週間にどれくらいの時間を授業で出されたレポートや課題、授業の予習・復習のために使っていますか」を見ると、週に3時間以上勉強している学生は33.3%しかいないことになり、全体（41.1%）をかなり下回る。しかし国際英語学科の授業で予習・復習をせずにすむものはほとんどないし、個人的な印象では学生がほとんど準備せずに授業に出ているとは思えない。一度学科で独自のアンケートを実施したいと思っている。

⑪学習成果（設問64～84）については、全体と大きく異なる点はあまりなく、特徴が捉えにくい。語学の力がついたというのは当然として、他に目につくのは「67. 川村学園女子大学で学ぶことで自分の考えを文章で書く力が身についた」の【あてはまる+ややあてはまる】が77.1%で、全体（71.4%）を上回っていることぐらいだろうか。その反面、「70. 川村学園女子大学で学ぶことで社会のために役立とうという気持ちが身についた」では全体の65.3%に対して国際英語学科は58.3%で、けっこう低い。授業の課題をまじめにこなす一方で、外の世界への関心の高まりが十分でないのかもしれない。

全体としては、まじめに授業にとり組む一方で、キャンパスや学科への帰属意識がやや薄く、少々主体性に欠けるといえる、これまでと同様の傾向を見てとることができる。その一方、目白キャンパスが年を重ねるにつれ、大学全体の活動への関心や、自分たちが中心になって何かを企画したいという気持ちが少しずつ芽生えてきているようである。今後、そうした気持ちの受け皿と

なる活動のあり方や、それを我孫子キャンパスの活動、あるいは学外活動といかにリンクしていくかということを模索する必要がある。

* 史学科

まず以下のⅠ～Ⅴにおいて、学生生活支援室が実施し集計した学生アンケートに対する史学科生の回答結果について分析する（回答数 60、回答率 42.2%）。

Ⅰ 満足度（質問番号 6～15）

学生生活、大学での勉強、人間関係、女子大であることなど、いずれの問いに対しても約 80% もしくはそれ以上の割合で肯定的評価を得た。もとより、その割合が少しでも高い方が好ましいに違いないが、ひとまず安堵できる結果と言えよう。一方で、残りの 20% 程度の層が脱落することなく卒業を迎えられるよう、学科として注意を払う必要があると考える。実際、休学もしくは退学を考えたことがある、という質問に対して約 20% が「当てはまる」「やや当てはまる」と回答している（質問番号 24・25）。そのような潜在意識を払拭できるのは、そう意識した本人への直接の説得よりも、学科あるいは大学全体の日常的な取り組みではないだろうか。

Ⅱ 授業内容・教職員（質問番号 33～49）

レベルが高すぎる、授業についていけない、授業内容がわかりにくい、満足いかない、といった否定的評価は、概ね 10～20% あるが、肯定的評価の方が大きく上回っていることをまずは評価したい。「指導教員との関係が良好だ」と 90% 以上の学生が回答していることは、オープンキャンパスなどで在学生が学外者に対し、本学のセールスポイントの一つとしてよく話題にしている（勿論自発的に）ことを想起させる。広報の戦略に組み込むのも手であろう。教務補助のサポートについても約 80% が肯定的に捉えている。今後とも、学生に信頼される人材を確保したい。また授業について、「内容がわからないことがよくある」という問いに 50% 近く首肯しているにも関わらず、上述のように満足度は高い。これは、大学での学修は授業を聞くだけでは不十分である（その先、自ら調べ自ら考えることが必要である）と自覚しているようで、ある意味心強い。注目すべきは「どのような科目を履修してよいのかわからず困った」と 40% 以上の回答者が述べている点であろう。目移りして、という理由であればよいが、履修方法が理解しづらい、シラバスから授業内容が汲み取りにくい、といった理由も含まれていると思われ、学生の声をもう少し詳細に知りたいところである。なお、授業の満足度向上については、学科で総花的な対策を取るよりは、全学的な方針に沿いつつ個別の授業ごとに精査すべきであり、その目的で実施されている授業評価アンケートに委ねたい。

Ⅲ 学習時間（質問番号 61～63）

予復習や課題の準備のために使う、授業時間以外の勉強時間について、ほとんどしない～1 時間未満と回答した学生は、今回 10% を切った。かつてほぼ 50% に達したこともあり、大いに憂慮したものであるが、学生の意識が好転したのであるだろうか。もし、教員の側が、単に漫然と教室に座っていれば単位を取得できてしまうような講義にすることなく、自ら調べ自ら考えることで初めて単位取得が可能となるような講義、かつ、個々の学生がそれを完遂することで満足感や充実感を得られるような講義を準備するよう心がけてきた結果であるとすれば、大変心強い。一方で学年ごとの偏差に過ぎないという可能性もあるので、引き続き注視していきたい。

Ⅳ 教育の成果（質問番号 64～83）

質問はすべて「本学で〇〇が身についた」という文面で統一されているが、「読んで理解する力」「自分の考えを文章で書く力」「社会のために役立とうという気持ち」など多くの項目で 70～80% が「身についた」と回答している点に、頼もしさと安堵を覚える。学科の掲げるディプロマ・ポリシーに直結する質問だからである。その一方で、「企画立案や計画作成の力」「外国語の力」「国際的視野」「グループをまとめる力」など、約半数あるいはそれ以下しか肯定的回答がな

い項目もある。学科で指導する範囲を超越している、と言ってしまえばそれまでであるが、前述のように教職員と学生との関係が深く良好であるのだから、それを活かして改善する方策を考えたいところである。

V その他

アンケートについて、回答率が50%を割っている状況を考慮する必要がある。積極的に回答する層と回答しない層とで、学生生活に対する満足度などに開きが生じている可能性が高いからである。

続いて、史学科4年生に対し実施した学科独自のアンケート調査について言及する（実施日：1月29～30日〈卒論口述試験時〉。回答数27 回答率100%）。

VI 進学の動機と大学の選択

まず「志望学科と入学学科の一致」という項目で、27人中25人が「はい」を選択している。大多数の史学科生が「史学を学びたい→史学科が設置されている大学に行きたい」という動機で川村を選択したことになる。但し、「入学時の本学志望度」という項目への回答に拠れば、半数以上が第2志望以下で本学に入学している。第1志望の高校生をより増やすべく、教育の満足度を高める必要があるだろう。

選択基準として「興味がある学問分野がある」に続いて多かったのは、「取りたい資格や免許が取得できる」である（11人）。資格・免許に魅力を感じて入学してきた学生がこれだけ存在することが示された。史学科の特長として掲げるに足ると言えよう。

VII 大学での生活

大学での4年間で注力していたこととしては、「大学の授業」「卒業論文」「趣味」の3点が大多数に肯定され、「アルバイト」「就職活動」がそれに次ぐ。学業を頑張り、趣味を楽しみ、自活への準備も怠らない、という大学生活だったのであれば、大学側としても喜ぶべきことだろう。

VIII 大学教育に対する考え方

・学科のカリキュラム…まず、「興味をひかれる科目が多かった」「単位を取るのが難しくても、自分の興味のある授業がよい」と考えていることは安堵できる。しかし、「演習形式より講義形式の授業が多い方がよい」との結果は、座って聴講する講義に比べ、準備し発表する演習の方が大変だ、とという率直な感想なのかもしれない。

・人間関係…「授業以外でも教員と積極的に交流すべき」と27人全員が回答した。教員と学生との距離が近かったことを肯定的に捉えていることがわかる。

IX 「大学生活で身についたもの」

身についたものとして高い率（9割前後）で挙げられたのは、「進んで新しい知識・能力を身につけようとする」、「自分の感情を上手にコントロールする」、「多様な情報から適切な情報を取捨選択する」、「文献や資料にある情報を正しく理解する」、「政治・経済・社会のいろいろな問題について、自分なりの考えを持つ」、「社会や文化の多様性を理解し、尊重する」、「社会の規範やルールに従って行動する」といった項目で、史学科のカリキュラムで身についたとする学生が多かった。このことは、史学科で用意している専門教育科目学生にとって有意義であったことを示すものである。

*心理学科

(1) 入学時点での属性・学習意欲

全学学生アンケートによれば、心理学科では「はっきりとした目的をもっての入学した（Q14）」に対し肯定した学生（「ややあてはまる」「あてはまる」の回答者）は57.0（昨年度は60.0）%であり、新国家資格・新規カリキュラムがスタートした今年度もまだ大きな変化はなく、教育学部を含む全学平均72.0%と比べて高くはなかった。一方で「資格に結び付く勉強をしたい（Q21）」

「卒業後の進路についていろいろ知りたい (Q) 23」には 9 割以上が肯定しており、将来設計やキャリア形成に向けた適切なガイダンスが必要なことが確認された。

新カリキュラムでは 1 年次から資格について体験的に学ぶ機会を確保したが、これらの学習効果が定着・反映されるか、今後も十分注意して見守る必要がある。現時点では「企画立案や計画作成を行う力が身についた (Q73)」の肯定も 43.1%と、全学平均 55.2%より低い状態である。ガイダンスの充実によって、自律的な意欲と計画性を育てることで、これらの数値を 50%以上に上げることを目指したい。

(2) 学習成果

「学科に入って正解だったと思う (Q9)」の肯定者は 91.0 (昨年 88.9) %であり、「勉強への満足度 (Q7)」と並び、全学平均以上であった。学習成果として特徴的だったのは、「自分の考えを文章で書く力が身についた (Q67)」「資料や文章を理解する力が身についた (Q68)」「コンピュータを使って文章や資料を作る力が身についた (Q75)」などであった。心理学科では必修科目として、統計的な処理を行ったり、班を作って実験調査を行い、その結果をもとに図表を含むレポートにまとめたりするので、こうした基本的なアカデミック・スキル獲得が、学生の中で適切に評価されたといえる。

(3) 適応と課題

心理学科への所属や学習には不満はないものの、「大学生活に満足している (Q8)」に対しては、25.3 (昨年 14.3) %が「ややあてはまらない」と回答しており、満足できない者がいることが示唆された。「指導教員との関係 (Q41)」(一部否定者がいる)、「大人と会話が苦手 (Q44)」(苦手が多い)「相談室利用 (Q43)」(多い) などからは、もともと適応面に課題を抱えていたり、コミュニケーションに自信がなかったりする者が少なくないことが伺える。大学の講義や活動に参加する中で、相談力を培い、協働する力を育てることが課題である。現行の段階では、学習成果として、「人と協力しながらものごとを進める力が身についた (Q78)」に肯定した者は 72.2 (昨年 80.0) %であり、全学平均 76.5%と比べても決して高くない。

このたび新カリキュラムでは、公認心理師という対人支援の専門家を養成することとなった。心理支援を行う人材としては、レポート作成といった古典的なアカデミック・スキルだけでなく、他者と円滑に関わるコミュニケーション・スキルも不可欠であり、講義や実習演習の中で健康な自己意識と対人関係調整力を確実に向上させる工夫が求められる。臨床系教員をはじめ、検討を進めてゆきたい。

新カリキュラムスタートの平成 30(2018)年には、在籍学生 43 人中 40 名 (93%) が公認心理師関連科目を履修登録し、国家資格への関心の高さが伺えた。したがって、資格に対応する新カリキュラムをいち早く準備したのは妥当であった。また年度末に関連 3 科目について授業評価アンケートを実施したところ、「満足している」とした履修者からは、「将来の自分のビジョンが前よりきちんと考えることができた」との意見が多数寄せられた。「満足していない」とした中には、「資格についてよくわからないまま選択してしまった」といった反省が入っていた。3 科目全て「満足」とした者は 15 名 (38.4%) であり、これを資格取得者の目安とすれば、年度当初のほぼ全員から半数程度に適正化され、カリキュラム構想当初に意図した通りの自律的な収束が見込められると思われる。

* 日本文化学科

平成 30 年度に大学全体で行った学生アンケート (日本文化学科) の結果は以下の通りである。今回の日本文化学科の回答率は、総人数 73 名中 36 名 (49.32%)、4 年生 2 名 (5.56%) であった。昨年度の 69.12%に比べ、低い回答率となった。

「6 自分の生活に満足」は72.22%、「7 大学の授業に満足」は88.89%、「8 大学生活に満足」は80.55%であった。これは昨年度に比べ6、8の回答率はやや低いが、7に関しては昨年度の82.9%に比べ6%近く増加しており、大学の授業に満足していることが窺われた。「9 学科に満足」は88.89%、「10 本大学の学生であることの誇り」は69.44%、「11 本大学を勧める」は63.89%、「12 本大学で得た人間関係は大事」は80.00%、「13 本大学が嫌い」2.78%、「14 目的を持って大学に入学」は77.78%であった。9は昨年度に比べ9%、11は9%、13は4%減少、一方10は5%、14は16%の増加があった。今回の結果で特に増加があったのは14で、目的養成学科ではないが、目的意識を持って入学した学生が増えていることが分かった。

「18 留学をしてみたい」は44.45%、「19 課外活動以外での取り組みがある」は16.66%、「20 大学内でのイベントを企画・実行したい」は33.33%であった。これらの回答は他学科に比べ低いものが多い。18は昨年度に比べ10%増加しているが、一方で19は35%減と言う結果であり、学科の学生の消極的な特徴が目立つ。「21 資格に結びつく授業を取りたい」は94.44%、「22 将来について考える」は77.78%、「23 卒業後の進路について知りたい」は88.89%で、これらの回答は全て昨年度より高い数値になっており、卒業後の進路を考え入学している学生が増えていることが分かる。「14 目的意識を持って大学に入学」と連動する結果でもあると考える。

「33 大学の授業のレベルが高い」は25.00%、「34 授業の内容がわからない」は50.00%、「35 履修者が少ないと受けにくい」は38.89%、「36 大学の勉強についていけない」は22.22%、「37 どの科目を履修してよいか困った」は55.55%であった。33、34、35、37は昨年比増加傾向にある。特に34は8%、37は13%増加していた。34に関しては、何がどのようにわからないかをリアクション・ペーパーなどで分析し、対策を講じる必要があるだろう。37に関しては4月の履修登録前に相談を行っているが、さらにこれを徹底していきたい。「38 大学のカリキュラムに満足している」は80.55%、「39 先生の授業は解りやすい」80.56%、「40 履修した授業に満足」は100.00%で、概ね好評価であった。

「61 学習時間」は1～3時間が最も多く30.56%であったが、次いで5～7時間が22.22%で、これは他学科の学生に比べ多い数値であった。「62 予習・復習をする場所」は97.22%が自宅で行うという回答であった。これは図書館の開館時間（土曜日は閉室）などもあり、結果的に自宅以外での場所がないということだと考える。「63 自主的な勉強」はほとんどしないという学生が41.67%であった。

学修成果については、「64 聞く力」は69.44%、「65 話す力」は69.44%、「66 読む力」は72.22%、「67 書く力」は75%、「68 理解力」は83.33%、「69 考察力」は63.89%であった。今年度は資料や文章を読んで理解する力が付いたと回答した学生が最も多く、論理的に考える力が付いたという回答は、昨年度に比べ16%減少した。卒論では論理的考察が必須である。来年度は授業の中で論理的な考えを導き出す力の育成に努めたい。「70 社会で役立つとの気持ち」は63.88%、「71 創造する力」は55.56%、「72 適応する力」55.55%、「73 企画する力」は50%、「74 コミュニケーション力」は58.33%であった。これらの項目は他学科と比較して割合が低く学科の学生の消極的な性格が表れている。「75 コンピュータで文章を作る力」は83.34%、「76 専門分野の知識や技術の力」は94.44%、「79 データの整理・分析」は44.44%で、文章を作る力は伸びたものの、整理・分析は半数に満たず、エクセル等の表計算システムを使いこなせる学習の時間が必要と考える。専門分野に関しては違から伸びたと考える学生が多く、満足を得ているものとする。「77 教養や常識」は80.55%、「78 協働」は72.22%、「80 外国語力」は38.89%、「81 国際的視野」は30.79%、「82 指導力」は33.34%、「83 社会活動をする姿勢」は13.89%であった。教養や常識、また協働の力は増したと考える回答が多いが、海外に目を向けたり、指導力を発揮する力に関しては割合が低かった。これは昨年度も示したよ

うに、国際性を高める科目が専門科目に少ないためと考えられる。学科全体の授業の中で、日本文化と他国の文化との比較という立場から物事を考えさせるという意識を持って、学科の授業を組み立てていきたい。

学科で行った4年生への独自のアンケート調査でも、教育内容（カリキュラムの構成、ゼミの教育内容、講義科目の教育内容、実技科目の教育内容、教職や資格取得の科目の教育内容）に関し、ほぼ9割の学生が満足しているという回答が得られた。また、大学生活全般でも9割以上が満足しているという回答をしていた。学科でサポートを行っている漢検に関しては、満足度は昨年と同様6割にとどまった。今後さらに満足度を高めるサポートを行っていきたい。

その他の回答の中で、まず「(1)大学入学後発見できたこと」「(2)大学生活において期待していなかったが得ることができたもの」では、学科の特徴の一つである日本文化実技科目で、本格的な授業を経験できたということ、また日本美術や民俗学の特徴であるフィールド・ワークに興味を抱いたという記述、高等学校までの「国語」とは異なる「日本語学」という学問を知ったという記述がみられた。

* 幼児教育学科

全学調査からは次のような結果が得られた。

家族と同居している学生が9割以上で、授業料は7.7割が保護者負担である。奨学金を受けている学生は1.6割である。学生の9割以上がアルバイトをしていてその半数近くが週3～4日である。一部を学費に当てている学生もいる。家族と同居、授業料の保護者負担、アルバイトとも昨年との比較で1割近く増加し、学費および生活費の負担が増加していることがわかる。そうしたなかでも8割が自分の大学生活に満足していて7割以上が大学の勉強内容にも満足している。この割合は学年とともに少しずつ変化するが勉強の成果が見られる4年生が一番高い。幼児教育学科は9割以上がはっきりした目的を持って入学しており、この学科に入って正解だったと思う割合も昨年とほぼ変わらず、9割に近い。友人、後輩、妹などに本学に入学を薦めたい学生の比率も5割以上である。学科の性格上、資格、免許に結びつく勉強への意欲や卒業後の進路、将来について考える意識が高い。そのため川村の学生であることを誇りに思う学生が6割を超えている。建学の精神である「感謝の心」を基盤として「自覚ある女性」「社会への奉仕」についても8割以上が理解している。一方で大人と会話するのがやや苦手な学生が3割以上いるが、学年が上がるにつれてその割合が減るのは授業や実習などで教職員や現場の人と話す機会が増え少しずつ将来に対する準備が整って行くためである。7割以上が本学で学ぶことで人とのコミュニケーション力が身についたと答えている。また8割強が本学で学ぶことで人と協力しながら物事を進める力ついたと答えている。このように川村でできた人間関係はかけがえのないものと考えている学生は9割近く、そのおもいは学年が進むとともに深まっている。

積極的活動に関して、例えば機会があれば留学してみたい学生は「ややあてはまる」を入れると昨年は半数を超えていたが4割程度になりやや内向き傾向が見られる。しかし実際に授業以外で取り組む活動などについては4割以上がすでに活動していて、9割の学生が機会があれば大学を盛り上げるイベントなどを企画、実行してみたいなどチャレンジ精神を持っている。資格・免許をとるという目的を持って入学してきているのでそのための時間を多く取っているが、より広い視野を持つことが必要である。将来について考えたり、卒業後の進路について知ろうとする意欲は9割と積極的である。部活動やサークル活動を半数が知っているが2割近くは活動していない。より積極的にキャンパスライフを楽しみ視野を広げ充実できる環境を整えたい。

授業のレベルは8割以上が高すぎず、7割が先生の説明がわかりやすいと答えており、ほとんどの学生がついていけるレベルであると言える。しかし5割が内容がわからないこともあるとしているためさらに内容をわかりやすく見直す必要がある。履修した授業の内容には8割近くが満足している。パソコンについては半数以上が個人で所有しているがパソコンを使ったレポート作

成は6割近くが苦手としている。しかし本学で学ぶことで7割がパソコンを使って文章、資料を作る力が身についたとしているため一定の成果が出ている。7割が大学のカリキュラムに満足しているが、どの科目を履修するか困った学生が6割近くいるため履修時に十分に説明する必要がある。教員との関係は8割以上が良好であり半数以上が相談などを聞いて欲しいと思っているため、よりきめ細かく対応していきたい。4割弱が丁寧でわかりやすい教務補助のサポートを受けている。昨年は学生相談室に相談する学生が1割以下と少なかったが2割に増加した。引き続き有効に利用していきたい。

学内でよく自習する場所は同時にくつろげる場所でもあり4割強が図書館、2割強が食堂、学生研究室は1割に満たない。しかし学年が上がるにつれて利用割合が上がっているのは学科の授業や実習に必要な図書が揃っているためである。ただ利用できる人数に限りがあるため図書館とともに学科の自習スペースを増やすなど対策を考え自習室を開設した。また一週間の学修時間は1～3時間未満がもっとも多く、想定していたより短い。今後も、授業評価アンケートの結果も注視しつつ検討していきたい。

* 児童教育学科

全学の学生生活アンケートの結果について述べる。()内の数字は昨年度のものである。

全学調査の結果、本学科学生の満足度は自分の生活 74 (73) %、大学の勉強 82 (81) %、大学生生活 71 (61) %であり、本学科入学についても 94 (82) %の学生が「正解だった」と回答しており、概ね、大学入学後の生活に満足していることが示唆される。また、学内での人間関係についても「かけがえのないもの」と回答した本学科学生は、82 (84) %にのぼることから、学科内での人間関係が良好であることが推察される。

また、本学科の 85 (85) %の学生は「はっきりとした目的があって入学した」と回答しているだけでなく、「資格に結びつく勉強をしたい」 97 (94) %、「将来について考えている」 97 (85) %、「卒業後の進路について知りたい」 91 (88) %という回答数が示すように、小学校教員免許取得という明確な目的意識をもって入学し、資格取得に重点を置いた学生生活を送っていることがわかる。

さらに、本学科学生の学習内容についての満足度は、大学カリキュラム 65 (67) %、履修した授業内容 91 (91) %であり、「指導教員との関係は良好だ」と回答した学生は 88 (97) %であることから、本学科の学生は、学科の学習内容や教員との関係に満足していることが示唆される。

しかしながら、学生の学習時間を見てみると、学習時間が1日あたり「1時間くらい」8.82(36.36) %、「2時間以上」20.58 (9.09) %、30分以下 70.58 (54.54) %となっており、さらなる改善が求められる。なお、学習する場所は「自宅」82.58 (56.25) %、「学生研究室」23.53 (31.25%) となっており、学生研究室の利用度を高めることが必要と思われる。

以上の結果から、学生は本学科の授業内容、教員との関係におおむね満足しているが、一方で、学習時間の確保に課題があることが示唆される。

* 観光文化学科

全学調査について独自分析を行い、昨年度と同様の3つの傾向を読み取ることができた。

1) 大学内の活動を学生たちが知らないことについて

目白キャンパスの学生(国際英語も含めて)の傾向として、我孫子キャンパス学生との違いが顕著なものに学内にある部活動、サークル活動について知らない、陸上部や教職センターについて知らないと答える割合が高かった。これらは活動の中心が我孫子キャンパスにあるものである。今後は本学学生としてのアイデンティティ形成のためにも、我孫子キャンパスの活動を、入学式や学園祭などの機会に、今以上に学生に広報する必要がある。

2) 目白キャンパス事務室の対応の良さについて

目白キャンパス（国際英語も含めて）に顕著な特徴を見ると、事務室の対応が好評であることがわかる。我孫子キャンパスには教務補助制度があるが、目白にはそのような制度がなく、学生の満足度について心配されていたところである。しかしながら解答では、事務室の学生サポート評価は、我孫子キャンパスよりもむしろ高い傾向も見受けられた。このことから、施設は十分といえなくても、それぞれの学生に対応して丁寧なサポートが行われていれば、学生はその点を高く評価すると言える。

3) 教員との関係との良好さについて

観光文化学科学生の特徴を述べれば、教員との関係性が良く、授業にも満足していることが読み取れる。これは以前の分析内容を、個々の教員が反省し改善につなげたことも、評価の良好さに影響したと言えるかもしれない。これらの改善は今後の継続の必要がある。

これらの傾向に加えて、今後注意したい傾向として、観光文化学科学生たちは学内でくつろげる場所がないと感じる割合が高い点である。次年度には多くの新入生が入学することから、この傾向はさらに高まることが予想される。今後、目白キャンパス全体での協議が必要である。

学生の学習時間は、昨年度から改善傾向が見られた。昨年は1時間以内の学修が回答者の75%を占めたが、本年度は約40%であった。引き続き改善の余地はあるものの、学習時間を確保する指導は成果をあげたと考えられる

さらに平成27(2015)年度より、1年次生全員を対象とした個人面談を年に1、2度実施し、個別の状況を把握し、学校生活での課題を明らかにし、その後の指導や見守りを実施している。

*生活文化学科

4年生への学科独自の調査と全学調査を行った。

学科独自調査の結果をまとめると、本学を決めた判断は「自分の意志」が最も高く、「あてはまる」と「ややあてはまる」を合わせると52.3%であった。次いで「家族（両親兄弟など）からのアドバイス」(50.0%)、「高校の先生からのアドバイス」(38.1%)の順で、塾や予備校の先生や高校の友だち・先輩からはほとんど影響を受けていないという結果であった。また、資格については、栄養士が最も多く、次いで医療秘書実務士、フードスペシャリストの順であった。大学の「カリキュラム」や「オープンキャンパス」、本学の「校風」、「本学科ならば入学できるから」も要因の一つであった。

資格の取得状況については、栄養士免許取得者は37名(88.1%)で5名が取得しなかった。また、フードスペシャリスト・医療秘書実務士とも33.3%(14名)が資格を取得した。就職率は92.9%であり、進学1名と就職せず1名を除くと97.5%であった。職種としては栄養士が23.1%を占めたが、昨年度より10ポイントほど低くなっている。今後、管理栄養士資格取得を希望する者（「思う」＋「やや思う」）は16.6%しかおらず、逆に希望しない者（「あまり思わない」＋「思わない」）は59.6%であった。この結果に比例するように、四分之三が白熱教室に参加しないと回答した。管理栄養士を目指す動機づけも必要だと思われる。

本学科の「学業」、「実験・実習」、「卒論」などの学びに対して、「頑張った」と回答した学生が71.2%であった。また、大学生活で楽しかったこととして、「学園祭・イベント」や「友人と過ごしたこと」という回答が多数挙げられ、大学で出会う友人関係の大切さが推測された。大学への改善として、「全校舎WiFiにしてほしい」「ATMを設置してほしい」などという意見があった。

全学調査の結果を見てみると、大学の勉強に満足しているかという設問では、「あてはまる」と「ややあてはまる」を合わせた回答が76.67%であった。同様に、川村学園女子大学での大学生活に満足している67.78%、所属している学科に入って正解だったと思う81.12%と決して低くないものの、全体の回答と比較すると5ポイント程度低い。また、授業の内容がわからない

ことがよくあると感じている学生が約6割いることから、指導法の見直しをするなど今後の課題としたい。

(学生による授業評価)

本学では授業内容の向上と学生の学習の促進に資するため前期と後期に授業評価アンケート調査を行っている。認証評価の現地調査で勧められたこともあり、平成28(2016)年度からは原則的に全科目を対象として実施している。

平成30(2018)年度前期の学生による授業評価アンケートは、6月下旬の1週間、前年度と同様に原則として全ての専任教員担当科目と任意参加の非常勤講師担当科目について実施された。実施講義科目は353科目であり、学生による平均の回答率は53.2%であった。このほかに体育実技科目5科目についても実施された。講義科目の結果は、授業の進め方についての10項目では、全ての項目で約75%以上の学生が適切である(そう思う、どちらかというと思う)と回答した。一方、学生の行動・理解についての7項目では、積極的な受講態度と予習復習について60%以下の学生が肯定的な回答で、もっと勉強したいかが70%を下回っていた。その他の項目では70%以上が適切な行動・理解を示す回答であった。

後期の学生による授業評価アンケートは、12月10日から14日の5日間、前年度と同様に原則として全ての専任教員担当科目と任意参加の非常勤講師担当科目について実施された。実施講義科目は379科目であり、学生による平均の回答率は54.2%であった。このほかに体育実技科目8科目についても実施された。

前期と同様に、講義科目の結果は、授業の進め方についての10項目では、全ての項目で75%以上の学生が適切である(そう思う、どちらかというと思う)と回答した。一方、学生の行動・理解についての7項目では、積極的な受講態度と予習復習について60%程度の学生が肯定的な回答であったが、その他の項目では70%以上が適切な行動・理解を示す回答であった。前期の結果と合わせて、今後、学生の積極的な受講態度、予習復習の実行についての指導を行うことが望まれる。学修については、記載の充実を含めシラバスの利用法を検討してはどうかという意見があった。

授業評価アンケートについては、授業改善委員にも意見を求めた。

事前事後学修の時間が少ないことについては、それを求めるのであれば、シラバス記載で終わらせるのではなく、各時間に具体的に説明してはどうか、との提案があった。おおむね教員はシラバスを尊重しているが、そもそも閲覧していない学生が多い、との指摘があった。

そして、学生の学修だけでなく、C(十分内容が理解できるか)・D(触発される授業か)・G(速度)・H(メリハリ)・I(学生の理解度把握)の評価も低いことを考えて欲しい、教員は自分たちの理解度を見てくれているのだろうか、という意見があった。

(教員相互による授業参観)

平成30(2018)年度も全学の専任教員による相互授業参観を前期(6月25日から29日まで)と後期(11月26日から30日まで)に各1回ずつ実施した。参観の対象となった授業(クラス)数は前期12、後期13であった。参観者は原則として半期に1つの授業(1コマの授業全体)を参観し、授業参観の終了後にウェブサイト上で6項目からなる質問に答える形式(自由記述も含む)で授業の評価を行った。参観予定教員前期67名、後期65名(研修、出張などを除く)のうち授業の参観を行った教員数は、前期60名(参加率89.6%)、後期63(参加率96.9%)であった。このうち、ウェブサイトから評価結果を入力した教員数は前期51名(回答率85.0%)、後期58名(回答率92.1%)で、のべ109名であった。評価結果は授業実施者にフィードバックされ、授業実施者は、その学期の成績評価提出の後、参観者と同一の評価項目について自己評価を行い、

さらに今後の対応についての項目に回答した評価用紙を学生支援オフィスに提出することが求められた。提出された自己評価は、前期 11 クラス（提出率 91.7%）、後期 9 クラス（提出率 69.2%）であった。年間でのべ 109 件の参観データと、20 件の自己評価データが分析の対象とされた。

授業参加者が回答した評価用紙は授業に関する 6 項目の質問と自由記述からなっていた。実施した 25 の授業全体についての評価結果を分析した結果（表 1）、授業の準備、授業の目的、の 2 項目では、参観者の 80%以上が高い評価を与えていた。学生の知識を踏まえた授業、知的興味への刺激、自主的な学習への促し、話し方・板書は 70%台で相対的に低い評価であった。これに対して授業を行った教員による自己評価は、授業の準備、知的興味への刺激、自主的な学習への促し、話し方・板書についての評価が、参観者による評価よりも低い傾向があった。

参観者による評価結果はウェブサイト上で担当教員にフィードバックされた。また、担当教員は学期末の成績提出の後に、参観者による評価項目と同じ項目について自己評価を行うことが求められた。この際に、学生の成績評価の結果と、参観者による授業評価、さらに教員の自己評価を総合的に比較検討して、今後の対応について回答した。これらの作業によって、授業実施者が授業参観教員からの評価を確認し、今後の授業改善の参考とすることが期待された。

回答結果では、90%の教員が授業の目的を達成できたと回答した。教材・課題の変更の可能性については 40%が変更すると回答した。成績評価の方法については 70%以上が変更しないと回答した。以上の結果から、授業実施教員によるこれらの一連の作業は、教員が授業の目標、達成状況、授業の方法について再検討する機会になったと考えられる。

表 1 教員相互の授業参観における評価結果

		5 たいへん優れている	4 優れている	3 普通である	2 やや不十分である	1 不十分である	全体
(1) 授業の準備は充分でしたか	参観教員	45 41.3%	49 44.9%	12 11.0%	3 2.8%	0 0.0%	109 100.0%
	自己評価	5 15.0%	13 65.0%	3 15.0%	1 5.0%	0 0.0%	20 100.0%
(2) 授業の目標が明確に示され、その目標にそった内容でしたか	参観教員	49 45.0%	42 38.5%	14 12.8%	4 3.7%	0 0.0%	109 100.0%
	自己評価	4 20.0%	13 65.0%	3 15.0%	0 0.0%	0 0.0%	20 100.0%
(3) 学生の知識や理解をふまえた授業内容でしたか	参観教員	39 35.8%	40 36.7%	23 21.1%	6 5.5%	1 0.9%	109 100.0%
	自己評価	2 10.0%	9 45.0%	9 45.0%	0 0.0%	0 0.0%	20 100.0%
(4) 学生の知的な興味を刺激する授業でしたか	参観教員	46 42.2%	37 33.9%	23 21.1%	3 2.8%	0 0.0%	109 100.0%
	自己評価	4 20.0%	10 50.0%	6 30.0%	0 0.0%	0 0.0%	20 100.0%
(5) 学生の自主的な学習をうながす工夫がなされましたか	参観教員	33 30.3%	47 43.1%	25 22.9%	4 3.7%	0 0.0%	109 100.0%
	自己評価	4 20.0%	4 20.0%	10 50.0%	1 5.0%	1 5.0%	20 100.0%

(6) 話し方、板書 (教材の提示)は適切でしたか	参観教員	42 38.5%	44 40.4%	21 19.3%	2 1.8%	0 0.0%	109 100.0%
	自己評価	1 5.0%	10 50.0%	9 45.0%	0 0.0%	0 0.0%	20 100.0%

(卒業生アンケート)

平成 30(2018)年 7 月から 8 月にかけて、卒業生アンケートが FD 委員会によって新たに実施された。調査対象者は、卒業後 5 年、および 10 年を経過した卒業（修了）生であった。調査の目的は、「在学中に身に付けた能力及び資質並びに当該能力等の実社会での有用度、社会人として必要なこと等について、意見を聴取し、もって本学の教育の効果の検証に資すること」とされた。193 名に対して調査が実施され、29 名から回答があった。

集計・分析の結果、「知的基礎力」に関しては、理解力・判断力、調査・情報収集力について、身についたとする回答の割合が高い傾向が認められた。要約・記述表現力、論理的思考力、実験・思考力については、どちらとも言えないとする割合が高い傾向があった。「社会人基礎力」に関しては、社会適応・常識力、コミュニケーション力、内省・自己修正力、実践力が身についたとする回答の割合が高い傾向が認められた。これに対して、問題解決・企画構成力、主体的実行力、社会貢献の心、問題把握力、国際理解力については、どちらとも言えないとする割合が相対的に高い傾向であった。

今回の調査結果は、自由記述も含めて、学修・教育の成果を検証し今後の教育内容と方法の改善に多くの示唆を提供した考えられる。

2—6—② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

学生生活アンケートの結果は、分析を通じて学科内で周知して検討し、教授法の改善やカリキュラム改訂に反映している。

学生による授業評価の結果は各質問項目別に全科目の評価と比較する形で担当教員にフィードバックし、学生の授業満足度を高めるために利用している。平成 28(2016)年度からは、学生評価アンケートに基づく教員の顕彰制度と改善制度を導入した。平成 29(2017)年度前期は、教授会において優れた評価の教員が報告された。後期の結果を含めた分析は、FD 委員会および教学マネジメント会議において検討され（平成 30（2018）年 2 月）、その結果規程にしたがって顕彰や対応が検討された。教員相互による授業参観の結果は、各評定項目の評定点と自由記述での評価という形で授業担当者にフィードバックされて、その後自己評価と今後の対応についての回答と合わせて、事務当局に再提出されている。また、同時にその結果を全学で集計して分析している。

平成 30(2018)年度には教育活動に関する情報（IR 情報）を収集、分析するために IR 委員会が設置され、6 月の同委員会において入学者の追跡調査と入試選抜の妥当性が検証された。さらに同年 9 月には、IR 委員会の実務を担当する IR センターが設置された。同センターは、授業評価アンケート、学生生活アンケート等の分析結果を IR 委員会に報告するとともに、ホームページ上に公開した。平成 29(2017)年度の学生生活アンケートと授業評価アンケートの結果は、平成 30(2018)年 6 月と 7 月の SD において IR 委員から教職員にフィードバックされた。

IR 委員会に報告された内容をもとに、教学マネジメント会議において教育方法改善のために方策が検討された。その結果、学生の学修時間の確保と主体的な学修の促進のために、教員の教授方法の点検を促すティーチング・ポートフォリオの作成が専任教員全員に義務づけられることとなった（9 月教授会）。また教学マネジメント会議は、教育目標の達成状況をより具体的に検証するために、3 つのポリシー（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を改訂した（平成 31（2019）年 3 月）。

これに先立ち、教学マネジメント会議は、教育目標の達成を評価するためにアセスメント・ポリシー（平成 30（2018）年 9 月）と、その運用計画であるアセスメント・プランを策定した（平成 30（2018）年 10 月）。アセスメント・ポリシーにもとづく今後の成績評価の方針は、平成 30（2018）年 9 月の FD において、教員全員にこれまでの学修評価成果のフィードバックとともに公表・説明された。

一方、自己点検委員会と FD 委員会は、学修指導方法の改善のために、学生の代表者が参画する FD を新たに実施した。各種アンケート調査の結果を踏まえ、学生代表から今後の学修指導方法の改善策が提案された。FD 委員会で取りまとめ、教授会で報告した。さらに、FD 委員会を中心に卒業生へのアンケート調査が実施され、その結果は平成 30（2018）年 10 月の学科長会と教授会において報告されて、教育成果の検証と学修指導方法の改善に活用された。

(3)2-6 の改善・向上方策(将来計画)

学生生活アンケートは、前年度同様 WEB を利用し質問数も精選した。継続することで、経年変化を分析出来るようにしたい。また 2 年目で学生が WEB 回答に慣れていないのためか回答率が低い。回答率を高めることが課題である。

全学的な授業評価は今後も継続して実施し、学生の動向も併せて分析しておく必要がある。単に評価することにとどまらず、その結果をどのように利用して改善に役立てるかが今後の課題である。教員間の授業参観によって教員同士の啓発を図り、また授業評価を教員自身と第三者の評価を比較する試みも質の高い授業を実施する上で有効なので、さらに継続する。

平成 30(2018)年度に改訂されたカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーにもとづく教育内容・方法の改善の試みを検証するために、平成 31(2019)年度から学力の 3 要素を考慮したルーブリックの導入が検討されている。基礎知識・技能、思考力・表現力、主体性・協働という学力の 3 つの要素の観点から、アセスメント・ポリシーにもとづき、科目レベル、学位（学部・学科、大学院）レベル、機関（大学）レベルの 3 つのレベルで教育目標が達成されているかが検証されることになる。

FD 委員会によって行われた学生参画による FD と卒業生アンケートは、学修成果の検証と教育方法の改善に資する点が多いと考えられることから、今後も継続する。IR 委員会、IR センターを中心とする教育 IR 情報の収集と分析は、PDCA サイクルを通じた学修成果と教育目標達成の検証に重要な役割を果たすと考えられるので今後も引き続き行う。

2-7 学生サービス

《2-7 の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1)2-7 の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2)2-7 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-7-① 学生生活の安定のための支援

学生生活の安全・安心を確保し、充実した学生生活を送ることができるよう様々な組織・体制で学生サービスを展開している。その中心となり役割を担っているのは我孫子キャンパスの「学生支援オフィス」で、修学支援室・学生生活支援室・就職支援室・健康支援室・学生相談室で構

成されている。学生支援オフィスは、教員で構成される学生委員会、国際交流委員会、並びに1・2年次生のクラス担任、3・4年次生のゼミ担当教員及び各学科の学生研究室の教務補助職員と連携を取りながら、教員と職員が一体となって支援に取り組んでいる。

また、平成27(2015)年4月に入学した文学部国際英語学科及び生活創造学部観光文化学科の新入生から目白キャンパスでの大学生活がスタートしたことに伴い、我孫子キャンパスで行っている学生支援業務全般を目白キャンパス事務室が担い、学生サービスの向上を図っている。

平成25(2013)年4月からの学生支援オフィスの取組として、学生に対して「挨拶する」、「用件の前に自分の名前を伝える」などの、基本的な礼儀の指導を行っている。この取組は、学生のコミュニケーション能力や社会人基礎力のスキルアップに成果をあげ、現在でも我孫子・目白の両キャンパスで実践されている。

(学生生活支援室 目白キャンパス事務室)

学生生活支援室・目白キャンパス事務室は、学生生活に関する総合窓口であり、学生生活全般のサービス・支援業務を一体的に担い、指導・援助を行っている。具体的な支援は、以下の通りである。

(1) 大学内での学生生活支援

(ア) 新入生オリエンテーション

新入生がスムーズに大学生活をスタートできるように、ガイダンス期間中に学科ごとの新入生オリエンテーションを実施している。

(イ) 欠席調査

学生生活支援室では、各授業担当教員から授業欠席数が3回に達した学生の報告を受けている。その情報は、各学科の教務補助職員及び教員と共有し、退学等に繋がる事態の防止に役立たせている。なお、目白キャンパスの欠席調査も我孫子キャンパスの学生生活支援室が一括管理し、情報共有している。

(ウ) SA(Student Adviser)制度

SA制度は、学部・学科・講義の枠を越え、学生たちの主体的な語らいの場・交流の場を提供するとともに、多くの学生がSAを経験することにより、大学生活の運営に主体的に係わっていることを実感し、実践的参加意欲・実行意識・精神的推進力とともにコミュニケーション能力も育むことで社会人基礎力の育成に資する場である。楽しみの発信基地としてどんなことがやりたいのかを、企画・立案・運営することにより、学生の活力をもとに仲間同士を感じることができるキャンパスのコミュニティーを創造していくことを目的とする。SAは有志学生により構成され、我孫子キャンパス1号館1階3室の「SAセンター」を中心に活動している。「SAセンター」は、学生が過ごしやすいように、3室のうち中央の1室をフリードリンク設備が備えられたラウンジ・タイプのスペースにし、左側1室は学生が什器を選び、話しやすいスペースにし、右側1室はフリースペースにして、自由に使えるようにしている。

SAは、4月の新入生歓迎イベント・流しそうめん・バーベキュー大会・ハロウィン等の季節にちなんだイベント、学内の体育の教員を講師として開催した体をリフレッシュするイベント、外部講師を依頼して開催する浴衣着付け教室・メイクアップ講座・料理教室などを主体的に企画している。

我孫子キャンパスは学生生活支援室の職員が、目白キャンパスは事務室の職員が活動に関する様々な相談に乗り支援している。

(エ) 学友会

学生の自治組織として「学友会」がある。学友会に対し資金面では学友会費(入会金2,000円、年会費4,000円)の代理徴収の支援、及び学友会執行委員会・下部組織である課外活動連合会・

学園祭(鶴雅祭)実行委員会等への募集活動をはじめ、イベントなど学生の活動の活性化のために様々な支援を行っている。また、学友会執行委員が主催する新入生歓迎のイベント・学生総会・スポーツデー・七夕イベント・クリスマス会においても、助言・支援を行っている。平成29(2017)年6月の学生総会から我孫子キャンパス・目白キャンパスにおいて議案が同時に討議・決議される必要性から、我孫子キャンパスは学生生活支援室の職員が、目白キャンパスは事務室の職員がTV会議システムの使用を支援している。

なお、目白キャンパスでは平成30(2018)年度より4学年が揃い学友会執行委員が活発な活動をしており、事務室の職員が指導・助言を行い、七夕イベント・ハロウィンパーティー・クリスマス会などのイベントを実施した。

(ウ) 課外活動(学友会執行委員会・課外活動連合会・鶴雅祭実行委員会・クラブ・同好会・SA等)

学生の自己実現の喜び、コミュニケーション能力・主体性・責任感の育成をもたらすという認識のもとに、教員と共に活動を支援している。支援内容は、大学の施設・設備の使用、関係教員の就任、予算執行等の支援である。

クラブ・同好会の活動団体数は、平成30(2018)年5月時点で体育系5部・2同好会、文化系9部・8同好会の合計24団体である。平成30(2018)年度の加入率は、体育系6.6%・文化系17.5%・合計24.1%となっている。新入生の課外活動への参加を促すため、入学式及びガイダンス期間及び4月中の課外活動団体紹介の機会を、これまでの一方通行のやり方を双方向(対面式)に改めたこと・課外活動団体の部員への連絡先を明確にすることで、新入生の入部の意欲を増加させ、また部員数を増やした団体があった。

さらに、スポーツ活動での成績優秀者に対し、特待生として大学生活でのスポーツ活動に意欲のある学生を奨学するため、平成28(2016)年度の入学試験より、スポーツAO入学試験を導入し、スポーツ振興に力を入れている。

(エ) 学園祭(鶴雅祭)

学園祭実行委員会が中心となって、企画から実行まで行う学生主体の最大のイベントである。学生生活支援室は半年前から始まる準備の段階から指導・助言をしている。平成30(2018)年度は昨年度の課題を踏まえ事前準備、開催中止・短縮などの判断方法を確立し実施できた。しかしながら天候不良で中止・短縮に纏わる模擬店などでの事前準備(仕入れや物品購入)の補償について課題を残した。

(オ) 卒業パーティー委員会

これまで我孫子キャンパスのみで実施されていた卒業パーティー委員会は、平成30(2018)年度目白キャンパスが完成年度を迎えたことにより、テレビ会議へと移行して実施した。我孫子・目白両キャンパスの代表学生による積極的な意見交換や情報交換がなされ、学生生活支援室及び目白キャンパス事務室の職員がこの会議の円滑な運営の支援にあたった。

(カ) 各種研修の実施

・友達づくり研修

4月の新入生ガイダンス期間特に学科ごとにおこなうオリエンテーションが終わると学生は学科ごとの行動が多くなり、学科や学年を越えた人間関係を構築する機会が減少してしまっている。大学でより多くの人間関係(友人)を築いてもらうきっかけとして、平成29(2017)年度より我孫子キャンパス・目白キャンパスで「友達づくり研修」を実施している。研修は、外部から講師を招いて、学部学科の枠を越えて交流し、大学生活を通して、何かに打ち込む大切さを理解してもらうことを目的に、「友達100人作ろう計画」と題して、いろいろなお題によるグループ作りをし、自己紹介を行った。新入生がだんだん打ち解けて行く様子が見られた。研修後は、在学生在が行うクラブ紹介の場へ多くの新入生が足を運ぶなど積極的な行動が見て取れた。

既存の団体に入部する新入生のほか、新しく同好会を立ち上げるなど課外活動にも良い影響が表れた。

・SNS 研修

学生が気軽に利用する SNS は、利便性の向上とともに複雑化、多様化し、利用の仕方によっては利用者個人が事件・事故に巻き込まれたり、知らず知らずのうちに事件・事故の当事者になってしまうなどのリスクも内在している。健全な利用を継続的に指導することが重要である。

毎年 4 月入学時に啓蒙のチラシを配布し指導を行ってきたが、平成 29(2017)年度からは新入生ガイダンス時に、具体的な事例を交えて解りやすい指導を行った。

・リーダー研修

学生の自治活動・課外活動を活性化させるため、平成 26(2014)年 9 月学生組織のリーダーと一般学生の希望者を対象に始めた「リーダー研修」は、平成 27(2015)年 3 月には「コミュニケーション力養成講座」に名称変更して実施した。グループワークなどによってコミュニケーション力を高める研修や平成 27(2015)年 9 月には、オープンキャンパスの企画・運営に学生が積極的に携わることを目指し「オープンキャンパスアドバイザー研修」を実施してきた。この研修で、グループで課題解決やプレゼンテーションを行い、オープンキャンパス運営に必要な能力を養うことができたため、参加した学生からかなりの満足度を得ることができた。

平成 28(2016)年度については、「オープンキャンパスアドバイザー研修」をオープンキャンパス開始前の 4 月上旬に、学生組織リーダーと一般学生の希望者を対象にした「コミュニケーション力養成講座」を 2 月に実施し、効果あるタイミングで啓発できるように改善した。

平成 30(2018)年度は平成 29(2017)年度に引き続き、2 月に課外活動に参加している学生を対象に「次世代チームビルディング研修」を実施した。また、3 月にオープンキャンパスアドバイザー研修、新入生に行う「友達作り研修」を効果的に行うための事前研修を実施し、学生の自治活動・課外活動を活性化させるためのしかけ作りの工夫をしている。

(2) 日常生活における学生生活支援

(ア) 住まい

- ・ 柏市に、学生寮である興文寮(20 m² 1K ルーム 42 室)を設置し、遠方からの学生の新しい環境で生活することへの不安感、さらに経済的負担を軽減している。平成 28(2016)年度より、寮運営における、施設、設備、学生とのコミュニケーションなどの課題を共有し改善するため、管理人及び管理会社と月 1 回の定例会を開催することとした。平成 29(2017)年度は管理人業務の委託内容を抜本的に見直した。さらに空き部屋及び卒業等で退寮する部屋から寮室のリニューアル工事をし、4 年間で全室リニューアルする計画を立てた。この計画に沿って平成 30(2018)年度もリニューアル工事を実施した。

- ・ 天王台駅及び目白駅周辺の不動産業者と連携して民間のマンション・女子学生会館等を紹介している。セキュリティレベルが高く、学生の負担が少ない物件を業者に依頼している。

(イ) 学生用駐車場 (我孫子キャンパスのみ)

我孫子キャンパスの敷地に 115 台が収容できる有料(1 年間 8,000 円・半年間 4,000 円)の学生用駐車場を設置し、自動車通学の学生のニーズに答えている。利用に際しては、我孫子警察署の協力を得て交通安全講習会の受講を義務づけている。

(ウ) 経済的支援

在学生の勉学を経済的側面から支援するものとして、日本学生支援機構奨学金・川村学園独自の遠隔地居住者支援制度・川村学園奨学融資金及び地方公共団体等の様々な奨学金を扱っている。

入学前の経済的支援としては、六華会奨学奨励金貸費生制度を指定校推薦入学試験・公募推薦入学試験・AO入学試験の各合格者に対して適用し、入学手続き時に必要な費用の貸与をしている。また、平成29(2017)年度一般入学試験Ⅰ・Ⅱ期及びセンター試験利用入学試験Ⅰ・Ⅱ期より優秀者特待生制度を導入し、最大4年間の授業料・施設費(89万6,000円)全額を免除し、さらに全入学生対象(編入学試験を除く)で検定資格特待生制度(英検・TOEIC・TOEFL)により、最大4年間の授業料・施設費(89万6,000円)の全額及び半額を免除している。

入学後の経済的支援として、遠隔地から両キャンパス周辺で一人暮らしをする場合に年間180,000円を給付する遠隔地居住者支援制度、学生の困窮度により貸与する川村学園奨学融資金がある。また、指定期日までに学費納入が困難な場合には、学費の分割や延納を認めている。

日本学生支援機構の奨学金の貸費を受けている学生は平成30(2018)年度5月時点322名で、在学生の約3分の1に相当することから、家計状況の厳しさが深刻化していることが窺える。その他、地方公共団体や民間の奨学金等も含めた奨学金情報の提供は、学生支援オフィスの掲示板及びホームページ上で随時行っている。

経済的支援の一環として、学生のアルバイト募集に関する情報も専用の掲示板で周知している。掲示に関しては、本学が女子大学であることを踏まえ、勤務時間帯及び職種の制限を設け内容を確認するとともに、危険度の低いアルバイト情報を提供している。

(エ) 英語力褒賞制度について

平成29(2017)年6月1日以降に実施される公的試験を受験し、取得した資格に対して褒賞金を授与する制度を新設した。この制度は、グローバル人材の育成の一環として、英語力の向上を図ること、学生の資質・学習意欲の向上・在学中における主体的な学習の奨励を目的としている。

表記	褒賞金額	取得資格		
		英検	TOEIC	TOEFL
英検1級相当	30万円	1級	850点以上	88点以上
英検準1級相当	20万円	準1級	720点以上	70点以上
英検2級相当	10万円	2級	550点以上	50点以上

平成30年度実績として10万円褒賞金授与者4名(我孫子キャンパス1名、目白キャンパス3名)、20万円褒賞金授与者1名(目白キャンパス)であった。

(オ) 危機管理

毎年4月の新入生ガイダンスで、「犯罪に巻き込まれないための知識」、「消費行動の落とし穴」、「悪徳商法による詐欺被害」などに触れ学生への周知徹底を図っている。

また、防災対策として避難訓練を実施し、学内の全放送設備に「緊急地震速報」をリンクさせ危機管理体制を強化している。さらに、「緊急通報・安否確認システム」を導入し、大地震や風水害等の大規模災害発生時に、携帯電話・スマートホン・パソコン等を通じて全学生の安否を確認する体制をとっている。平成29(2017)年度の新入生よりガイダンス会場に「緊急通報・安否確認システム」の業者に来てもらい、その場で登録させるようにした。平成30(2018)年7月17日に実施した「緊急通報・安否確認システム」を使った安否確認訓練では、1年生の回答率が72%と4学年のうち1番高かった。

ただし、学生生活アンケートの結果を見ると、学生が連絡手段として使っているのはSNS(LINE:561、Twitter:361、Instagram:335)が圧倒的に多く、E-mail(137)を使う学生が少数であることが解っている。災害発生時の安否確認において現在のシステムが有効であるのか、検討の余地が残る。

(健康支援室)

学生自身が心身の健康への関心を高め、自己管理できるように健康教育に力を入れている。我孫子キャンパス 8 号館 1 階に健康支援室 1 室、休養室 2 室を設置し、ベッド数は 4 台である。職員は 1 人(看護師資格者)を配置し(開室時間:月～金曜日 9:00～17:00)、学生の保健管理業務を担当している。

(7)健康診断について

毎年 4 月に、全学生を対象とした定期健康診断を実施している。健康診断の結果は、自己の健康に対する関心を持たせるために全学生に配付し、有所見者に対しては、個別指導を行い、必要に応じて医療機関を紹介し疾病の早期発見に努めている。健康診断受診率は平成 29(2017)年度 99.8%と極めて高い数値を示しており、学生の健康管理に対する意識は高い。

「健康診断受診状況」

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診率(%)	99.9%	99.8%	99.6%	99.2%	99.8%	99.3%

(1)健康相談及び健康教育について

健康支援室の看護師は健康相談を随時行っている。また、我孫子キャンパスでは毎年 4 月に新入生に対して健康知識のガイダンスを実施し、女性特有の病気や肥満・飲酒・喫煙・薬物の影響や感染症等の情報を提供し、健康指導を行っている。目白キャンパスでも実施について検討していく。

(2)応急処置等について

通学途中や学内での急病やケガに対しては応急処置を行い、必要に応じて近隣の医療機関や救急病院へ連絡し受診できるよう手配している。目白キャンパスに関しては、徒歩 7 分ほどの距離にある川村小学校や川村中学・高等学校の養護教諭が保健室に急行し、対応することになっている。

(3)AED(Automated External Defibrillator)の設置及び普通救命講習について

我孫子キャンパスに 3 台、目白キャンパスに 1 台の AED を設置し、緊急時の対応に備えている。また我孫子消防署と協力して、上級救命講習を開催し、年間約 100 人の学生が受講し、修了証を授与されている。職員においても普通救命講習を受講しており、全職員が講習を終了している。この講習は一年毎に受講するように計画している。なお、年に 2 回 4 月と 10 月、校内において千葉県赤十字血液センターによる献血の協力活動を実施しており、健康と救急救命処置に対する意識を高めている。

(学生相談室)

心の健康を保つために、我孫子キャンパス 8 号館 1 階に学生相談室 2 室を設置し、常勤職員(臨床心理士資格者 1 人)を配置し(開室時間:月～金曜日 9:00～17:00)、学生の相談業務を行っている。また、目白キャンパスは週 1 回月曜日を開室日として、非常勤職員(臨床心理士資格者 1 名)を配置し、3 階の 8306 教室(ゼミ室 6)を使用して相談業務を行っている。年間延べ相談件数は平成 25(2013)年度は 2,245 件、平成 26(2014)年度は 2,334 件、平成 27(2015)年度は 2,382 件、平成 28(2016)年度は 2,373 件、平成 29(2017)年度は 2,362 件であった。

(7)スクリーニングテストについて

毎年 4 月に、新入生スクリーニングテストを実施し、生活面や対人関係などの不安や悩みなどの掌握に努めている。テストの結果により、精神的不安定傾向にある学生に対して、呼び出し面接を行っている。必要に応じて医療機関を紹介し、疾病の早期発見に努めている。

(1)相談業務について

学生・保護者に対する相談を行っている。60分の枠で予約を受け付け、学業・性格・生活・精神衛生等幅広い相談に応じている。我孫子キャンパスでは学生相談室と健康支援室は同じフロアにあるため、学生が来室しやすく、相互の連携も取りやすい構造となっている。助言指導、適切な専門医・大学近隣の病院の紹介等を行っている。

(学生委員会)

学生委員会は各学部・学科の専任教員と学生生活支援室長により構成され、学生に関する学内行事・学生自治活動・学生支援に係る事項等を検討している。

(ハラスメント防止委員会)

平成12(2000)年度に「セクシャル・ハラスメント防止委員会」が設置されたが、平成25(2013)年度からハラスメントを「パワー・ハラスメント」、「アカデミック・ハラスメント」まで拡張した「ハラスメント防止委員会」に改組した。委員会では、学内に7人の相談員を配置している。

(国際交流委員会)

留学生をサポートする組織として国際交流委員会を設置している。委員会は各学部・学科の専任教員により構成されている。交換留学プログラムは希望学生の公募から始まり、選考、留学前オリエンテーション、留学後指導に至るまでの教育システムを確立している。交換留学協定は、台湾の中山医学大学及びイギリスのチチェスター・カレッジとの間で締結している。平成30(2018)年度は、中山医学大学から2名(前期・後期各1名)を本学に受け入れている。交換留学生には、住居として学生寮を提供し、受入れ学科と学生支援オフィスが中心となり、留学の目的が達成できるように学習面・生活面の支援をしている。なお、平成31(2019)年度9月から中山医学大学への交換留学及び私費留学の希望者があり、留学が実現できるように支援をしている。

(社会人入学生、編入学生への支援)

社会人入学試験、編入学試験により入学した学生に対しても、教育課程の履修指導、学生サービス、就職支援等において、本人の希望を考慮しながら基本的に通常の入学生と同じ支援を行っている。

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

学生の意見・要望の把握には、平成27(2015)年度より1~4年次までの全学年に対して、学生生活アンケートを実施し、平成28(2016)年度から同アンケートをWEBで回答できるシステムで実施している。加えて2年次生から回収している「個人票(Ⅱ)」の項目に「大学への要望」欄を設け、1年間学生生活をした上での要望等を収集している。また我孫子キャンパスでは学生支援オフィスの掲示板コーナーに学生提案箱を設置して、学生からの声を吸い上げ、当該意見者に回答することで、学生支援に役立てている。

平成30(2018)年度のアンケートは、平成30(2018)年12月3日~平成31(2019)年1月31日まで昨年度同様にWEBシステムにて実施し、対象学生1,060名に対し、回答者数は567名、回答率は53.49%と学生数の過半数を超える回答を得ることができた。

質問項目は大きく6分類とし、以下のとおりとした。

(1)総合的な質問(経済環境/意識調査)

- ①経済環境 ②満足度 ③大学への帰属意識(③-2女子大/③-3建学の精神) ④積極的活動・チャレンジ ⑤キャリア意識

(2)大学生生活課外活動への取り組み、認知度

(3)教職員が改善の参考にできる項目

①学科の授業 ②先生 ③職員・事務業務 ④施設・設備・環境

(4)各種施策の認知度確認

①陸上競技部 ②教職センター ③ボランティアセンター ④英語能力褒賞金制度 ⑤遠隔地居住者支援制度

(5)教育成果の把握（改革総合支援事業項目へのPDCAサイクルのチェック）

①学習時間 ②4年生（卒業予定者）へのアンケート

(6)自由記述内容

全体として学生の状況把握は、各学科に置かれた学生研究室で積極的に行っている。学生研究室は、予習や復習・研究、教員との交流の場として学生が利用するシステムになっている。教務補助職員が配置され学生の様々な相談に応じ、また教員もできるだけ学生研究室で学生と接触を保つように努め、学生の学習状況や健康状態を把握するように努めている。

保護者に対しては、鶴雅祭(学園祭)開催時に1年次生と3年次生の保護者に対して懇談会を開催して意見・要望を聞いている。

これらの意見・要望に対しては、学生支援部長・副部長に報告し、内容により学生支援オフィスと大学事務部合同の部課長会・関係委員会・関係部署と協議して、事案の内容により、速やかに実行・改善している。

(3)2-7 の改善・向上方策(将来計画)

(課外活動への参加の意欲の増進)

課外活動団体への研修は、今後も学生相互、団体相互の関係性を高める取組を継続していく。学生の自治、課外活動の意義を学生に理解させて、学生の意欲に繋げたい。

(課外活動団体の募集活動支援)

活気ある学生生活のためには、多くの課外活動クラブが積極的に活動していることは不可欠な要素の一つである。積極的に活動を行いたい学生に対しては、ルールだけを説明するのではなく、活動の具体化に向けてサポートしている。

平成31(2019)年度に引き続き新入生へ課外活動クラブへの参加を促すため、平成31(2019)年度入学式及びガイダンス期間でのクラブ紹介の機会と場の提供を計画している。

(友達づくり研修)

平成29(2017)年度から導入した「友達づくり研修」の成果をより上げるため、平成31(2019)年度は我孫子キャンパス・目白キャンパスともに実施時期を4月の学科オリエンテーション実施前にしたが、平成31(2019)年度も継続する。

(リーダー研修振り返り)

3月の研修を受けたあとの、課外活動、オープンキャンパス、SAの活動実績を振り返る機会を5月に設け、今後の活動計画に生かす。

(SNS教育)

学生を取り巻くSNSの利用は拡大し複雑化し、利便性の向上とともに利用の仕方によっては利用者個人が事件・事故に巻き込まれたり、知らずして事件・事故の当事者になってしまうなどのリスクも内在している。健全な利用を継続的に指導することが重要である。

毎年4月入学時に啓蒙のチラシを配布し指導を行ってきたが、平成29(2017)年度からは新入生ガイダンス時に、具体的な事例を交えて解りやすい指導を継続する。

(経済的支援)

経済的支援については、拡大された特待制度の特質を学生に伝え、入学後その資格を失わないように注意を促していく。約3分の1の学生が貸与を受けている日本学生支援機構の奨学金については、学生の卒業後の返還負担を考慮して、これまでも増して綿密な将来計画を指導していく。

(健康支援)

心の相談と健康支援については、スクリーニングテストの結果や健康診断の結果や健康票等から読み取れるシグナルを敏感に受け止め、より能動的な対応を進めていき、学生生活に起因する意欲喪失や不適應者を減らす試みを継続していく。

(災害時の安否確認の体系化)

緊急通報安否確認システムは、災害発生時に学生の安否を確認するには有効な手段ではあるが、万能ではない。このシステムを効果的に使うためには学生の登録率・着信率・回答率をあげる努力をしなければならない。そして1番大切なのは、災害発生に如何に早く学生の安否を確認するかということなので、緊急通報安否確認システムだけに頼らず、学生とのSNSを使つての確認も必要になってくる。いずれにしても学生生活支援室だけでは学生全員の安否を迅速に把握することはできないため、各学科でも安否の確認をしてもらう仕組み作りに取り組んでいきたい。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8の視点》

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教育評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上の取組
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1)2-8 の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2)2-8 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

(専任教員の配置構成)

平成30(2018)年5月1日現在の助手以上の専任教員数は、教授40人、准教授22人、講師6人、助教1人、助手5人で、大学設置基準と栄養士養成課程の助手定員を合わせた69人を上回る教員を配置している。また、各学科の教授数も、大学設置基準を満たしている。

教員の年齢構成は、61歳以上19人26%、51歳から60歳が20人27%、41歳から50歳が18人24%、31歳から40歳が15人20%、30歳以下2人3%である。

職位別の年齢構成では、教授は61歳以上19人48%、51歳から60歳が14人35%、41歳から50歳が7人18%である。准教授は、51歳から60歳が6人27%、41歳から50歳が8人36%、31歳から40歳が8人36%である。講師は、41歳から50歳が2人18%、31歳から40歳が4人45%である。助教は、31歳から40歳が1人100%である。助手は、41歳から50歳が1人20%、31歳から40歳が2人40%、30歳以下2人40%である。

専任教員の性別構成は、男性 28 人、女性 46 人で、女性教員比率は 62%である。

職位別での性別構成は、教授は男性 21 人、女性 19 人、准教授は男性 5 人、女性 17 人、講師は男性 1 人、女性 5 人、助教は男性 1 人、女性 0 人、助手は男性 0 人、女性 5 人である。

職位別での女性教員比率は、教授 48%、准教授 77%、講師 83%、助手 100%である。

(教職課程、資格養成課程ごとの専任教員の配置)

・教職課程

平成 30(2018)年度の教職課程の専任教員は、中学校・高等学校免許状に係る教職課程における教科と教職に関する科目の必要担当者数を上回っている。なお、教職課程における教職に関する科目担当者は、共通に開設することができるため当該人数は重複する。

・保育士養成課程

教育学部幼児教育学科の保育士養成課程においては、児童福祉法施行規則の定めにより本学の学科定員規模としては 8 名以上の専任教員が必要のところ 11 名の教員を配置している。また、内訳として指定保育士養成施設指定基準の告示別表により規定されている 5 系列「保育の本質・目的に関する科目」、「保育の対象の理解に関する科目」、「保育の内容・方法に関する科目」、「保育の表現技術」、「保育実習」ごとにおいても定められた 1 名以上の専任教員を配置している。

・栄養士養成課程

生活創造学部生活文化学科の栄養士養成課程においては、栄養士法施行規則に基づく栄養士養成施設指導要領に定められた教育内容毎に対する専任教員数の配置を行っている。「社会生活と健康」、「人体の構造と機能」、「食品と衛生」、「栄養と健康」、「栄養の指導」、「給食の運営」ごとにおいても定められた 1 名以上の専任教員を配置している。

なお、「栄養の指導」、「給食の運営」を担当する専任教員は規定のとおり管理栄養士有資格者を配置している。また養成課程として 3 名の助手を配置するとともに内 2 名は管理栄養士有資格者である。

・司書養成課程

文学部史学科の司書養成課程においては、文部科学省の指導に基づき 2 名の専任教員を配置している。

・学芸員養成課程

文学部史学科の学芸員養成課程においては、文部科学省の指導に基づき 1 名の専任教員を配置している。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教育評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上の取組

(教員の採用・昇任等)

教員の採用及び昇任は、「川村学園女子大学教員選考規程」及び「川村学園女子大学教員選考基準」により適切に運用されている。

学長は、教員選考委員会を設け、「教員選考基準」に基づいて選考を行う。教員選考委員会は、副学長、3 学部長、学長の指名する教授(9 人)によって構成され、選考結果を学長に答申し、教

授会の意見を聴き候補者を決定する。その後、理事長が採用及び昇任を行うシステムを採っている。

採用及び昇任は候補者の教育・研究業績、人物等を、学科長が中心となり教授職にあつては3人、准教授以下の職にあつては2人の審査員が審査し、教員選考委員会に報告している。

教員の昇任については、教員選考基準で教授になることのできる者は、大学において5年以上の准教授経験等のある者、准教授になることのできる者は大学において3年以上の講師経験等のある者としている。

非常勤教員の採用に関しては、関係学部長と関係学科長で協議し、学長の了解を得てから教員選考委員会で審議し、授会の意見を聴いて採用することとしている。

(教員の資質・能力向上の取組)

平成25(2013)年9月、本学の教育・研究内容及び教育方法を改善、向上させることを目的としてFD委員会を設置した。本委員会の下に、学生による授業評価アンケート・教員相互の授業参観・専任教員FD研修を行っている。

1. 学生による授業評価アンケート

平成28(2016)年度から原則として全教科において、前期・後期ごとに実施している。実施結果は、実施科目の平均値と教員ごとの個別集計結果について、自己点検・評価委員会委員長である副学長より各教員に配付される。各教員は、結果の確認と自己分析を行い、授業改善に努める。質問内容ごとの回答について総括した集計を学生向けに掲示している。

2. 教員相互の授業参観

前期・後期ごとに実施。専任教員は選定された科目の中から参観し、参観後アンケート用紙に記入し、授業担当者に直接渡す。質問項目は、「授業の準備は充分でしたか」、「授業の目標が明確に示され、その目標に沿った内容でしたか」など6項目で、参観者は5段階の評定及び感想コメントを記入する。その後、授業担当者は自身が受け取った授業参観アンケートの結果とそれを踏まえた自己評価を5段階評定にて記入した。

3. 実施結果を踏まえた授業改善への取組状況

学生による授業評価アンケートの結果と、教員相互の授業参観の結果は、各教員が自己省察するとともに、教員全体としてFD研修を通して改善に向けた理解の共有を深めている。平成28(2016)年8月には学生による「授業評価実施細則」を設け、特に評価の高い教員への顕彰と、特に低い教員への科目改善計画提出義務を定めた。

4. FD研修

原則として、専任教員全員出席により開催している。平成25(2013)年度途中のFD委員会設置の翌年以後の年2回開催している。平成30(2018)年度は以下の通り3回開催した。

テーマ

1. 自校教育の捉え方について

① 教養教育としての自校教育 ～現状と課題～

本学教授 高津 純也

② 女子大という選択 ～教育の多様化のなかで～

本学教授 西川 誠

日 時 平成 30 年 5 月 30 日 (水) 14:30～

2. ①カリキュラム・ポリシーに基づく体系的カリキュラム編成及びその検証

本学教授 竹内 啓

本学准教授 松本 祐介・矢田 訓子

②授業評価アンケートへの対応とシラバス記載

本学教授 西川 誠

③アセスメント・ポリシーを踏まえた成績評価について

本学教授 鶴沼 秀行

日 時 平成 30 年 9 月 26 日 (水) 14:30～

3. 平成 31 年度シラバス作成方法について

本学教授 西川 将巳

日 時 平成 30 年 12 月 19 日 (水) 14:30～

5. 研究活動

(1) 教育研究奨励金

本学では、「川村学園女子大学教育研究奨励規程」に基づいて教員の研究活動を奨励支援している。平成 30(2018)年度は、以下の 8 件に対して教育研究奨励金が供与された。

- a. 史学科 「日本中世後期における遊郭成立過程の社会史的研究」
辻 浩和 講師
- b. 心理学科 「即興を用いた能動的音楽療法の実践研究マインドフルネスを応用して」
簗下 成子 教授
「高齢者の社会的活動及びウェルビーイングを高めるネットシステムに関する研究」
桂 瑠以 准教授
「子どもの発達段階に適合したかかわりに関する自己点検ツールの開発」
蓮見 元子 教授
- c. 生活文化学科 「フードサプライチェーンを通じた食育活動の実証研究」
永嶋 久美子 教授
- d. 観光文化学科 「観光文化におけるアクティブラーニング教育」
高山 啓子 教授
「観光分野における産官学地連携」
丹治 朋子 教授
- e. 学長教育課題 「建学の精神を学ぶー ” 社会への奉仕 ” と学生ボランティア」
藤原 昌樹 教授

(2) 国内外研修

本学では、「国内研究員規程」と「海外研究員規程」に基づき、教員の研修を認め、研究を応援している。

平成 30(2018)年度は、以下の 2 名が研修を行った。

- a. 日本文化学科 「狂歌師の読本に関する研究」 短期 (前期半年間)
山名 順子 准教授
- b. 幼児教育学科 「シュタイナー思想に基づく幼児教育の検討」 1 年間
近藤 千草 教授

以上のように、研究奨励が行われ、教員の資質向上が図られている。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

本学においては、教養教育に関する事柄は教授会において審議されるが、その前提となる問題点の把握・整理や、改善策の策定・実施に関しては、教授会の諮問機関である教務委員会と教養教育科目等委員会が中心となって行われる。教務委員会は、学部長等1人、各学科の専任教員から各2人の他、学生支援部長、修学支援室長をメンバーとして、カリキュラム全体を視野に入れた調整を行っている。

教養教育科目等委員会は副学長、教務委員会委員長、就職委員会委員長、共通教育科目の担当専任教員から3人、外国語科目、健康スポーツ科目の担当専任教員からそれぞれ1人、学生支援部長、修学支援室長をメンバーとし、個別具体的な改善案の立案・時間割編成・カリキュラム運営等を審議している。

また、共通教育科目には、学部・学科予算とは別建てとして予算(図書費、備品・実験実習費)が措置されている。毎年教員にアンケートを実施して、実態に応じた適切な予算配分が行われるよう配慮している。

(3)2-8 の改善・向上方策(将来計画)

教員の配置と確保は、大学設置基準を満たしている。ただし、平成26(2014)年度末に、文部科学省の履行状況調査により、改善意見として、生活創造学部生活文化学科・観光文化学科・人文科学研究科教育学専攻において、定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が比較的高いことから、適切な運用と、教員組織編成の将来構想とを求められた。これは本学が平成26(2014)年度から定年を70歳から65歳に引き下げたことに伴う移行措置を採っているため、対象教員が退職を迎えた際には適正な教員配置を整える予定である。教員の職能開発については、求められる大学像の変化に対応して、今後とも少なくとも年2回のFD研修を継続していく。さらに教職員協業のためにSD委員会規程を設け、SD研修も少なくとも年2回行っていく予定である(3-5-③参照)。

2-9 教育環境の整備

《2-9の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習設備、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1)2-9 の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2)2-9 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-9-① 校地、校舎、設備、実習設備、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

本学の教育施設として校地は96,463㎡、さらに、隣地の学園共有グラウンド45,239㎡、都内の目白キャンパス2,555㎡を合わせ、144,257㎡となる。

運動場施設としては、上記の学園共有グラウンドとは別に、我孫子キャンパス内に全天候型の200mトラックを含む天然芝で整備されたグラウンド13,390㎡と4面のテニスコートを所有し、授業・クラブ活動において積極的に使用されている。

我孫子キャンパスの校舎等建物は、14棟で構成され、用途別面積は、講義室・演習室：5,819㎡、実験室・実習室：4,121㎡、研究室：2,679㎡、図書館：3,644㎡、管理関係等：16,282㎡、体育施設：1,295㎡、その他406㎡となっており、総面積は、34,246㎡となる（目白キャンパスは、講義室・演習室：972㎡、実験室・実習室：172㎡、研究室：133㎡、図書館：133㎡、管理関係等：1,274㎡となっており、総面積は2,684㎡）。

このように、校地・校舎面積については、大学設置基準を大きく上回っている。

講義室について、我孫子キャンパスでは、54～63人収容の普通教室が30室、99～180人収容の中講義室が13室、300人収容の大講義室が2室の他、8～24人収容の演習室が20室ある（目白キャンパスは、54人収容の普通教室が6室、60人、96人、150人収容の講義室が各1室、ゼミ室が6室、実習室が1室）。そして、普通教室にはTVモニタ・スクリーン・BR・ビデオを備え、ノートパソコンを通しTVモニタへの教材資料等の投影も可能となっている。その他、中講義室には書画カメラ・CD・BR・プロジェクター等の視聴覚設備を備え、さらに14号館大講義室には5.1チャンネルサラウンドシステムを導入するなど、教育効果の向上に努めている。

また、これらの講義室は、講義やゼミなどの教育上の用途のみならず、就職支援やクラブ活動等の取組においても柔軟に活用されている。特別教室としては、情報教育用のOA教室を2室、語学教育のLL教室、CALL教室をはじめ、専門教育のための、心理学系実験室・実習室・演習室、幼稚園教諭養成課程・保育士養成課程・小学校教諭養成課程における実習室、栄養士養成施設基準における実験室・実習室等を備えている（目白キャンパスは、CALL教室が2室）。

我孫子キャンパス図書館のある11号館は、1階に講義室を備え、2階から4階迄を図書館として使用している複合施設である。学生のための施設として「ゆとり」を意識し、学生が「学び・くつろぎ・語らう」場として利用されるよう工夫されている。

図書館の総面積は3,777㎡（我孫子キャンパス：3,644㎡、目白キャンパス：133㎡）で、我孫子キャンパスは閲覧スペース（796㎡）・マルチメディア室（398㎡）・開架書庫・集密書庫（1,635㎡）・事務スペース（183㎡）・その他（632㎡）で構成され、閲覧座席数は合計で334席あり、その内訳は2階フロアと集密書庫で46席、3階閲覧室は63席とキャレルデスク17席、4階閲覧室は127席とキャレルデスク9席、その他にグループ学習室72席となっている。

平成30(2018)年4月現在、我孫子・目白合算で蔵書数226,541冊、所蔵雑誌567種、視聴覚資料14,648点となっており、我孫子キャンパス図書館においては、昨年度年間開館日数200日、年間利用学生数22,721人、外部利用者数66人であった。昨年が585人なので、激減したようにみえるが、これは、平成29(2017)年度よりオープンキャンパスの見学者を数に入れなかったことによるためである。

我孫子キャンパス館内には、入退館システム・自動貸出返却装置を備え、検索性パソコンが館内各所に設置されている。また、マルチメディア室は、ビデオブースとパソコンスペースとに分かれており、ブルーレイディスクプレーヤー10台、DVDプレーヤー9台、ビデオデッキ9台、パソコン20台が設置され、学生が自由に利用している。ブラウジングルームには複数人でBRが視聴できるように、大型モニタ3台を備えている。

検索はパソコンで行い、蔵書目録はホームページ上で公開している。他大学との相互協力は、年々その件数が増加している。なかでも、東葛地区にある常磐線沿線7大学の図書館間の相互利用によって、合計200万冊の蔵書が閲覧可能である。

利用者教育の徹底にも努めており、新入生向けに図書館利用ガイダンス、4年生向けに卒論作成の図書館利用についての説明会を開催し、図書館が独自に作成した手引きの配付も行っている。また年間を通じてデータベース検索、集密書庫利用講習会を週2回ずつ実施している。

利用者のための新たなサービスとして、平成30(2018)年4月1日より、国立国会図書館によるデジタル化資料送信サービスが利用できることとなった。これらの資料の利用は、本学学生・教職員の学習・研究において有意義であるとの考えのもとに、「図書館向けデジタル化資料送信サ

ービス」の利用規定を新たに整備し、申請・承認されたものである。サービス開始から、22名が利用したが、今後とも利用者の拡大を図るべく学内に広報していきたい。

体育施設としては、先に記した運動場施設の他、シャワールームや更衣室を備えた体育館を保有し、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、ダンス等各種運動種目に対応できるよう整備し、授業やクラブ活動で活用されている。

情報サービス設備は、ネットワークインフラとして、対外的な通信は光回線を導入し、学内では12号館を主幹として1・2・7・8・11・14号館と6つの建物を光回線で接続し、建物間における通信の高速化も図っている。

セキュリティ面として、対外ネットワークとの接続では多機能ファイアウォールアプライアンス製品の導入を行い安全強固なものとし、一方学内においてもウイルス対策ソフトの導入を行うなど設備面を充実させている。それ以外にも必要に応じて、随時ソフトウェアの更新や、セキュリティ対策を行い、大学のネットワークを安全に安心して使えるよう整備している。

メール環境としては、学内に独自のメールサーバーを構築し、全学生に大学ドメインのメールアドレスを提供し、オープンスペースなどにあるPC端末からインターネットブラウザを使い、大学内のどこからでもメール確認ができるよう、学生にとって使いやすい環境を提供している。

情報インフラ設備や機器のうち、全学的な授業で用いる教室には、PC端末として11号館OA教室(72台)、7号館OA教室(16台)、CALL教室(30台)があり、これらは授業のない時間には、学生が自由に使える環境として提供している。

それ以外にも、図書館マルチメディア室、ブラウジングルームなどのオープンスペースに26台のPC、各学科学生研究室には貸出し用のノートPCを含め約60台配備しており、インターネット等の利用ができるようにしている。

また、食堂エリア及び図書館エリアの一部に無料のWi-Fiスポットが整備され、学生が自由にインターネット環境を利用できるようにしている。

更に、今年度、同環境を4号館普通教室に拡充し、授業等でも活用できるように導入済で、教職課程における教育方法として、学生がICT(電子黒板・タブレットPC等)を活用した教材指導が行えるように、4号館2階の1教室にそれらの環境を整備した。

昭和63(1988)年度大学開学時及び平成3(1991)年度教育学部増設時に建設された校舎については、平成21(2009)年度に、大規模な内外装補修工事を行い、また、平成12(2000)年度人間文化学部増設の前年に建設された建物についても19年は経過しているが、使用上の支障はなく、設備についても年間の修繕予算等により随時、補修・改善等を行っていることから、全体として良好な状態である。

教育研究目的を達成するための施設設備は、現状特に問題はないが、さらに学生の教育環境の向上を図るため、昭和63(1988)年度・平成3(1991)年度竣工の1～9号館、平成7(1995)年度竣工の10号館について保全計画を作成している。また、竣工後19年を経過している11・12号館についても保全計画を作成中である。あくまでも標準的な耐用年数をもとに作成しているものなので、実際の補修については、施設設備の状況により、1～2年前より具体的な計画を立て、規模の大きな工事については、施工契約までに理事会又は起案による理事長決裁により承認を得ている。

また、現在、1～8号館の空調設備について、使用に当たっての支障はないものの、数年のうちの更新を検討中である。

資金については、規模の大きな改築・修繕等については、①「施設計画継続事業資金特定資産」と称する積立金を取り崩して充てる、②その時の財政状況により、経常資金で賄う、③記念事業等の資金を充てる、等の方法を採用している。

上記以外の各所修繕については、年間800万円～1,000万円の大学修繕予算により、随時行っている。

平成 20(2008)年 4 月に地上 4 階建(6,043 m²)の 14 号館を新築し、その 1 階に新たに学生食堂を設けた。

学生食堂は、3 エリアに分かれ 517 席あり、特に東南に位置するエリアには 60 インチの大型テレビ・BR・オーディオ等の設備を学生が自由に使用できるように配している。14 号館 2 階にも 56 席のラウンジを設け、吹き抜けのホールを見渡せるようになっている。その他、8 号館 1 階に売店と隣接している喫茶「カフェクレイン」には 135 席、10 号館には 90 席のドリンクスペースを設け、図書館内にもブラウジングルームを設け、「学び・くつろぎ・語らう」生活空間を提供している。

平成 20(2008)年度の 14 号館新築時に 1 号館 1 階を、学生の主体活動発信の場である SA センターに用途変更する為、改修工事を実施した。1 号館はキャンパスのほぼ中央に位置し、学生たちの工夫の拠点として活かされている。

屋外に関しては、各所にベンチ・テーブル等を配置し学生に休息の場を提供している。また、キャンパス内には外周道路を設け、学生・教職員等歩行者と車両の動線を区分し安全に配慮している。

バリアフリー化については、現状、10～15 号館は、各建物に入館の際のスロープがあり、エレベータが設置され、各部屋の入室の際にも段差なく車イス等の移動も可能であるが、各建物間の動線の長さなどから人的サポートが不要とは言えない。また、障害者用トイレについては、4・11・14 号館に設置している。しかし 1～9 号館については、整備されていないので、対象になる学生等がいる場合には、その学生が履修する授業等を行う教室を、各建物の 1 階に設定するなど運営面でのサポートや、学生も含めた人的支援を行うとともに、人的支援をしやすいよう対象者が使用する各建物の出入口にポータブルスロープを用意するなどで対応している。また新たに平成 26(2014)年度には 4 号館・5 号館・7 号館を結ぶ渡り廊下の各館入口部分のアプローチの段差を解消する工事を行った。

また、東北地方太平洋沖地震以降、防災計画の見直しを行い、年 1 回ガイダンス期間中に避難訓練を行うほか、日ごろから学生に防災意識をもたせるように努めている。平成 25(2013)年度からは緊急地震速報システムを導入している。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1)3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2)3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

法人の経営及び管理に関しては、「学校法人川村学園寄附行為」及びそれに基づく関連規程等により行われている。

寄附行為第 3 条において、法人の目的を「本法人は、本学園設立の精神に則り、社会の要請と時勢の進運に適応する心身ともに健全な国民を養成することをもって目的とする。」と明確に定め、教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法趣旨に従い運営されている。学園の建学の精神や独自の教育を展開することにより、私立学校としての自主性を確立するとともに、教育研究機関に求められる公共性を高めるための組織体制や、必要な「研究倫理規程」、「ハラスメント防止等に関する規程」、「個人情報保護に関する規程」及び「公益通報等に関する規程」等を整備、「特定個人情報取扱規程」を制定し、高等教育機関として社会の要請に応える経営を行っている。また、平成 28(2016)年度にはこれらに加え、「情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ管理運用規程」を制定し、経営の規律等について強化した。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

使命・目的を実現するために、大学及び大学院の教学部門においては教授会及び人文科学研究科委員会が月 1 回開催され、審議の場が設けられている。さらに、毎週火曜日に学園長、学長、事務局長、事務部長、学生支援部長、法人本部部長・室長等による「連絡協議会」が開催され、現状報告、業務計画と実施状況の確認及び取り組むべき課題に対する協議等を行い、法人の設置する各校と大学の意思疎通を図っており、また、事務局での連絡、協議等についても月 1 回定例で、事務部長、学生支援部長の出席により、事務局会議を行っている。

法人においては、寄附行為に規定された最高意思決定機関として理事会及びその諮問機関としての評議員会を設置し、理事会のもとに管理運営に必要な組織として、学園長室、学園事務部、人事給与室、入試広報室を置き、これら管理組織は大学事務部と連携し、使命・目的の実現に向けて継続的な努力をしている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

管理運営に関する法令の遵守については、「学校法人川村学園寄附行為」、「学校法人川村学園寄附行為施行規則」により、私立学校法第 40 条の 4、第 45 条を遵守している。

全ての教職員は、法人の「服務規程」、「服務規程施行細則」、「事務局組織運営規程」、「事務局事務分掌規程」をはじめとする諸規程に基づき業務を遂行し、法令を遵守することが義務づけられている。

大学の設置の教育に関わる事項については「川村学園女子大学学則」、「川村学園女子大学大学院学則」に基づき学校教育法を遵守して行っている。

教員組織、校地・校舎等の施設・設備等については、大学設置基準を遵守して運営している。

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

(環境保全)

本学の敷地において、多くの部分を占める緑地は、外部委託により、管理整備している。この緑地スペースは、生命の大切さ、自然環境との関わりを学習する場としても活かされているが、それだけではなく、地域に調和し、地域に開かれた自然景観としても機能している。特に本学の桜並木は、我孫子市の桜八景にも選定されており、シーズンには市民に開放し毎年述べ 1,000 人以上の市民が訪れる。このような地域社会との交流も学生たちの人間性を育む大切な機会となっ

ている。東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故による大学敷地内の放射能の影響については、平成24(2012)年度に、「放射性物質汚染対処特措法」及び「我孫子市放射性物質除染実施計画」に基づき、我孫子市による線量測定調査を行った結果、基準とされている $0.230\mu\text{Sv/h}$ を下回っている。ただし、今後も施設管理の日常業務において、樋・側溝周り等、こまめに落ち葉・泥などの排除及び清掃を行っていく。

(ハラスメント)

セクシュアル・ハラスメントの防止に関しては早い段階から関係者の間で必要と認識し、平成12(2000)年12月には当時の川村澄子学長名で次のような「セクシュアル・ハラスメント防止宣言」を公表した。「川村学園女子大学は、基本的人権を尊重し、男女共同参画社会の形成に向け、かつ、建学の精神である「自覚ある女性」の育成を目指して、快適な教育・研究・労働環境づくりに専念することを表明し、セクシュアル・ハラスメントを防止するため万全に努力することを宣言する。」この宣言に基づき、「セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」を定めた。

その後、ハラスメントの対象を拡大し、相談しやすくするよう規程を改定し、平成21(2009)年度、「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」を「ハラスメント防止委員会」と改組した。また、全教職員が学生・院生のトラブルを早期に把握し、問題解決を図ることとした。

さらに、平成24(2012)年度、社会や学生のニーズに適切に対応したハラスメント防止に努めるため、従来の「ハラスメント防止委員会」を見直すとともに、あらゆるハラスメントを防止するための「ハラスメント防止に関するガイドライン」を作成し制定した。

学生に対しては、入学時のガイダンスの際に趣旨を説明するとともに、全学生に配付している『学生生活のてびき』の中でも同内容を記述している。また、学内共有フォルダー内に『学校現場におけるハラスメント問題と防止策』の資料を紹介しながら、ハラスメント防止の徹底に努めている。

(個人情報保護)

個人情報の保護については、学園全体で取り組んでおり、「個人情報の保護に関する規程」を制定するとともに、「連絡協議会」や「事務局会議」等で趣旨の徹底を図っている。

平成22(2010)年度には、社会状況を踏まえ、個人情報保護の重要性を認識することを目的として外部講師による「個人情報に関するFD講演」を実施し、教員及び職員に周知させた。また、学内共有フォルダー内に『個人情報・個人データ取扱Q&A』等の資料を紹介し、事故の防止に努めている。今後も、継続して講演会等の開催や情報提供の機会を多く設けていく体制を整えていく。

また、マイナンバー法の施行に伴い、平成27(2015)年度には「特定個人情報取扱規程」を制定し、更なる経営の規律等について強化を図っている。

(倫理等)

近年の学術調査研究の内容が人間を直接対象とし倫理上の問題を生じている。大学として危険性を事前にチェックするため、「川村学園女子大学研究倫理規程」を制定した。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインの改正」に伴い、「川村学園女子大学公的研究費の管理・監査のガイドライン」「公的研究費の不正使用防止対策に関する基本方針」「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」「研究データ等の保存及び管理に関する規程」「競争的資金に係る間接経費の取扱方針」「科学研究費補助金の管理に関する規程」「科学研究費補助金等の謝金についての取扱い」を制定し、研究者である教員個人の遵守すべきルールを提示するとともに大学として

の体制を整備し、適正な運用に当たっている。

公的研究費の適切な管理・運用及び研究活動上の不正行為の防止については、定期的に教授会、SD研修等で注意を呼びかけ、またホームページ、学内共有フォルダーで、本学の規程や他大学等における不正使用事例等を紹介しながら、事故や不正防止の徹底に努めている。

(安全)

本学の施設設備は、昭和63(1988)年度開学ということから、全ての建物が昭和56(1981)年の新耐震基準に適合しており、耐震性は確保されている。

電気設備・専用水道・エレベータ・特定建築物・消防設備・建築物環境衛生管理等の法定点検を外部委託するばかりでなく、一部、施設設備管理を業務委託し、加えて職員による各所巡回点検により施設設備の安全管理に努めている。

東北地方太平洋沖地震以降、防災計画の見直しを行い、毎年ガイダンス時に、学生、職員も含めた防災訓練を行うほか、各建物共用部に「災害時避難図」を掲示、各教室の教卓には「災害時避難図」と「授業中の地震発生時初動マニュアル」を設置し、学生及び教職員に防災意識をもたせるように努めている。安全への配慮として、平成25年度からは緊急地震速報システムを導入した。これは震度5強以上の地震が発生する直前の予報感知をもとに発生の数十秒前～数秒前において本学校内に自動的に放送されるもので、学生に対して直前の身の安全を確保する手段として周知を図っている。また平成25(2013)年度から学生・教職員向けの緊急通報安否確認システムを導入し、地震災害時における安否確認の他、台風等の動向による臨時休講等安全措施の迅速な事前周知に活用している。また、学外からも情報が常時入手できるようホームページや携帯電話でアクセスできるようにしている。

現在、イギリス・フランスで「国際コミュニケーション」、ニュージーランドで「国際英語演習Ⅲ」の授業の一環として、海外研修を実施しているが、これらの学生の留学先における安全確保については、留学先の情報を詳細に把握するため、教員を現地に派遣し事前調査した上で留学の計画を作成している。なお、留学の実施に当たっては、海外留学生安全協会に登録するとともに、学生に不測の事態が生じた場合、家族に速やかに連絡が取れる体制を整えている。

海外旅行を行うことがあるが、その場合は旅行の目的、スケジュール、内容等を事前に家族にも十分に説明した上で、学長の承認のもとに実施している。個別の語学研修等の外国旅行は、計画の安全性等を十分確認し、不測の事態が生じた場合、学長まで情報の速やかな連絡が取れるような体制を整えている。

(その他)

健康増進法の施行に伴い教職員・学生に対し受動喫煙の防止、喫煙マナーの指導に取り組み、建物内での全面禁煙に踏みきり、建物外の指定の場所で喫煙することとした。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

教育情報については、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成22年文部科学省令第15号)の平成23(2011)年4月1日施行に伴い、毎年ホームページに公表している。項目は以下の通りである。

- (1)大学の教育研究上の目的に関すること(第1項第1号関係)
- (2)教育研究上の基本組織に関すること(第1項第2号関係)
- (3)教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- (4)入学者に関する受入れ方針及び入学者数、収容定員及び在学する学生数、卒業又は修了者数、進学者数、就職者数及び進学、就職等の状況に関すること

- (5)授業科目、授業方法、授業内容及び年間授業計画に関すること
- (6)学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- (7)校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- (8)授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- (9)大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- (10)教員養成の状況についての情報に関すること

また、大学広報誌『花時計』では、学科ニュース、在学生の活動状況、教員の著書紹介等を掲載し、年1回発行しており、教職員、学生に配付している。図書委員会が中心となって専任教員及び大学院生の研究成果を学内外に公表するため毎年『研究紀要』、『大学院研究年報』を刊行し、教職員全員に配付するとともに、関係大学図書館等に送付している。心理相談センターが主催した公開講座の記録や、専任教員及び人文科学研究科心理学専攻の大学院生の研究成果を、学内外に公表する報告書の形で『心理相談センター紀要』を、同センターが毎年刊行している。

法人の財務情報の公開については、円滑な情報公開に資することを目的に、「財務情報の公開に関する規程」を平成21(2009)年4月1日から施行し、情報公開に努めている。

財務情報の公開内容については、同規程第2条に「財産目録」、「貸借対照表」、「収支計算書」、「事業報告書」、「監事による監査報告書」等の計算書類を公開すること、財務情報の公開方法については、同規程第4条に「閲覧請求による公開及び写しの交付」、「インターネットのホームページ」又は「広報誌等の刊行物(パンフレット、リーフレット類を含む。)」等へ掲載することと規定している。また、公開時期については、毎会計年度終了後、4か月以内とする旨、同規程第5条に定めてある。

同規程により、平成21(2009)年度からホームページに「事業報告書」、「監事による監査報告書」とともに「計算書類」として、資金収支計算書(学校法人会計基準の一部改正に伴い、平成27(2015)年度の計算書類より附属計算書として活動区分資金収支計算書が追加された。)、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録を掲載している。なお、事業報告書には、資金収支及び事業活動収支の決算を掲載している。

閲覧については従来も財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書を、学生、保護者、教職員、その他の利害関係者からの請求に基づき、閲覧に供してきていた。これについては、法人の寄附行為第31条の2の第2項の財務情報の閲覧に関する規程で定めている。

閲覧請求による公開及び刊行物による配付については、従来から実施していたが、上述のとおり平成21(2009)年度4月の「財務情報の公開に関する規程」制定以降は、財務諸情報を本学園及び本学のホームページに公開している。

(3)3-1 の改善・向上方策(将来計画)

大学等を運営する法人としての自覚と社会的責任をより強く持つとともに、社会的要望に真摯に応え、それを経営に生かしていく姿勢を、今後とも維持していく。

3-1-④(環境保全)の箇所で述べた桜並木の公開は本年度も行ったが、昨年度は我孫子市都市部都市計画課から評価していただいております、今後も継続していきたい。

関係法令に基づく学内諸規程の整備及び明文化した規定に基づく業務執行に努め、組織的に法令遵守に取り組んでいく。また、環境の保全、人権、安全への配慮の体制及び教育情報・財務情報の公表も整備されているが、想定し得る事態に対する危機管理体制とマニュアルの更なる整備に組織的に取り組んでいく。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1)3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2)3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人の管理運営は、「学校法人川村学園寄附行為」と、これに関連した諸規程によって行われており、本学の教学部門の管理運営は、「川村学園女子大学学則」及び「川村学園女子大学大学院学則」と、これらに関連した諸規程によって行われている。また、本学の事務部門の管理運営は、「事務局組織運営規程」及び「事務局事務分掌規程」並びに「事務組織及び事務分掌規程」と、これらに関連した諸規程によって行われる。

法人は、管理運営体制の柱として、業務の決定を、理事をもって組織する「理事会」によって行うこととし、また、諮問機関として、評議員をもって「評議員会」を組織することとしている。これを裏付けるものとして、法人の寄附行為第 11 条第 1 項及び第 2 項では、理事会は法人の業務を決定し、かつ、理事の職務の執行を監督する旨定めている。また、寄附行為第 10 条では、理事長を法人の代表権者とし、理事長以外の理事は業務について法人を代表しない旨定め、その業務責任を明確にしている。

その他、法人には、11 人以上 15 人以内の理事と、2 人の監事を置くものと規定されており(寄附行為第 5 条第 1 項)、現在、理事会は 11 人の理事で組織されている。なお、理事の内訳は、理事会においての選任を条件に次のとおり規定されている(寄附行為第 6 条第 1 項)。

- ・法人の設置する学校の学長、校長、園長のうちから 1 人
- ・評議員のうちから 1 人
- ・法人の功労者又は学識経験者のうちから 9 人以上 13 人以内

また、監事の選任については、法人の理事、職員(学長、校長、園長、教員その他の職員を含む)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任することとしている(寄附行為第 7 条第 1 項)。

一方、評議員会は、評議員 23 人以上 31 人以内をもって組織するものと規定されており(寄附行為第 14 条)、現員は 23 人となっている。なお、評議員の内訳は、理事会においての選任を条件に次のとおり規定されており(寄附行為第 15 条)、現在、本学からは学長及び 2 学部長並びに事務部長及び教員の計 5 人が選任されている。

- ・法人の職員で評議員会において推薦された者のうちから 11 人
- ・法人の同窓会会員のうち、年齢 25 年以上の者のうちから 3 人
- ・法人の後援会の会長又は副会長の職にある者のうちから 1 人
- ・法人の功労者又は学識経験者のうちから 8 人以上 16 人以内

理事会における特に重要な審議事項は、次のとおりである。

- ・役員を選任及び解任並びに理事長の選任
- ・評議員の選任
- ・基本財産の処分
- ・確実な銀行、信託銀行及び信用組合の預金又は郵便貯金若しくは確実なる有価証券の購入以外の資産への運用
- ・予算及び決算並びに借入金に関する事項

- ・ 合併及び解散
- ・ 事業計画
- ・ 学園長、副学園長、経営監査役、学長、校長、園長、副学長、副校長、副園長、学部長(附属図書館長を含む)、事務局長、学科長及び大学院研究科長の任免
- ・ 寄附行為及び学則の変更
- ・ 各種規程の制定、改定及び廃止
- ・ 学部及び学科の設置及び廃止
- ・ 学生生徒等納付金の改定
- ・ 創立記念事業

また、理事長は下記の事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこととなっている。

- ・ 監事の選任
- ・ 予算、借入金(当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)、基本財産の処分
- ・ 事業計画
- ・ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ・ 寄附行為の変更
- ・ 合併
- ・ 寄附行為第 33 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事由に因る解散
- ・ 以上の外、理事会において、評議員会の意見を聞くものと議決した事項

以上が、理事会・評議員会のおもな規程であり、この体制の下で運営されてきたが、平成 25(2013)年度から、次の改革に着手した。

まずは、私立学校法の趣旨及び調査時の指導・助言事項を踏まえ、理事会が学生募集を始めとする将来計画等も含め、より一層、建設的な議論が為される場となるよう、外部の有識者も加えた「経営改善計画検討委員会」を理事会の諮問機関として平成 26(2016)年度まで設けた。

また、学園長、校長(大学長及び幼稚園長を含む)、副校長(大学副学長を含む)、教頭、事務局長、部長、室長及び理事長が指名した理事をもって構成され、本学園の運営等に関する重要な事項を連絡及び協議し、理事会と法人が設置する学校及び事務局とが連携を図る機関としてこれまでも定期的に開催されていた「連絡協議会」について、規程を整備し機能を明確にして強化した。

定例の理事会は 5 月(決算)、9 月(法人の経営全般について)、1 月(補正予算)、3 月(当初予算)の年 4 回開催している。

(3)3-2 の改善・向上方策(将来計画)

理事会が、使命・目的達成のために戦略的に意思決定できる体制は整備されている。

法人の設立目的は、建学の精神に基づいて学校を設置し運営することであり、設置された学校が、大学にあっては、高等教育機関ということもあり学位の課程に相応な質が担保された教育研究を実現しなければならない。このことから、理事会と教学組織は、決定機関と執行機関という機能に基づいた役割が分担されている。本学では、この分担が適宜に為されている。

今後は、緊急性の高い事案にもより迅速に対応できるよう、さらに検討していく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1)3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2)3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

平成 27(2015)年 4 月より学校教育法の一部改正が施行されたことに伴い、「自己点検・評価委員会」が法改正の趣旨に則り学則等の見直しを行い、教授会、人文科学研究科委員会の審議を経て平成 27(2015)年 1 月 10 日の理事会にて学則の改定が承認された。

本改定により大学の意思決定は、教授会の意見を聴いて学長が行うこととなり、学長の権限と責任が明確となると同時に内容に応じて学長の公務の一部を副学長に権限委譲する等学長がリーダーシップを発揮できる環境が整った。また、審議機関、諮問機関、補佐機関、連絡調整機関等の位置づけを再度整理した。

新しい学部学則、大学院学則、教授会規程、人文科学研究科委員会規程等は、次のとおりとなり平成 27(2015)年 4 月 1 日から施行した。

(審議機関)

「教授会」

教授会は、教育研究に関する重要事項を審議するもので、学長、副学長、学部長、附属図書館長、学科長、専任の教授及び事務部門から事務部長、学生支援部長で組織され、学長が招集し、副学長が議長となる。

教授会の審議事項は、次のとおりである。

1. 教授会は、次の事項を審議し学長に意見を述べるものとする。
 - (1)学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
 - (2)学位授与に関する事項
 - (3)前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
2. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、学部長、教授会が置く組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

教授会の意見を聴くことが必要なものとして以下のとおり学長が定めた。

1. 学則第 8 条第 1 項第 3 号及び第 8 条第 2 項の規定に基づき、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定めるものを下記のとおりとし、平成 27(2015)年 4 月 1 日から適用した。
2. 前項の、学長が定めるものを改廃する場合には、教授会の意見を聴いて学長が行う。
この教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものは、次のとおりである。

〈正課教育〉

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの改廃に関する事項
教育課程の編成に関する事項
学事日程に関する事項
時間割の編成に関する事項
試験に関する事項
単位の認定に関する事項
休講措置及び補講に関する事項

〈賞罰等〉

学生の賞罰等に関する事項

〈教員〉

教員の教育研究業績の審査に関する事項

教員の採用・昇任に関する事項

特任教員の採用・更新に関する事項

名誉教授称号授与に関する事項

〈諸規程〉

諸規程等の制定・改廃に関する事項

〈FD〉

学生による授業評価アンケート実施に関する事項

教員相互による授業参観実施に関する事項

〈大学行事〉

入学式に関する事項

学位記授与式に関する事項

教授会日程に関する事項

学園祭に関する事項

保護者会に関する事項

〈課外教育〉

リメディアル教育に関する事項

教員採用試験等の各種対策講座に関する事項

就職支援の企画・立案に関する事項

我孫子市との協定にもとづく学校ボランティアに関する事項

〈入試〉

入学試験の内容・日程に関する事項

オープンキャンパスの内容・日程に関する事項

〈学生〉

転学部・転学科に関する事項

科目等履修生・聴講生・特別聴講学生の受入れに関する事項

交流協定にもとづく交換留学生の受入れ・送り出しに関する事項

日本学生支援機構奨学生の推薦に関する事項

六華会奨学生の推薦に関する事項

外部団体等への学生推薦に関する事項

〈社会貢献〉

公開講座に関する事項

研修員の受入れに関する事項

【報告事項】

学生の退学、休学、復学、留学、除籍等身上に関する事項

「人文科学研究科委員会」

人文科学研究科委員会は、大学院の教育研究に関する重要事項を審議するもので、学長、副学長、研究科長、学部長、附属図書館長、大学院担当専任教員及び事務部門から事務部長、学生支援部長で組織され、学長が招集し、副学長が議長となる。

人文科学研究科委員会の審議事項は、次のとおりである。

1. 研究科委員会は、次の事項を審議し学長に意見を述べるものとする。
 - (1)大学院生の入学及び修了に関する事項
 - (2)学位授与に関する事項
 - (3)前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
2. 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長、研究科長及び研究科委員会が置く組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

人文科学研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして以下のとおり学長が定めた。

1. 大学院学則第6条第4項第3号及び第6条第5項の規定に基づき、人文科学研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定めるものを下記のとおりとし、平成27(2015)年4月1日から適用した。
2. 前項の、学長が定めるものを改廃する場合には、人文科学研究科委員会の意見を聴いて学長が行う。

人文科学研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものは、次のとおりである。

〈正課教育〉

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの改廃に関する事項

教育課程の編成に関する事項

学事日程に関する事項

時間割の編成に関する事項

試験に関する事項

単位の認定に関する事項

休講措置及び補講に関する事項

〈賞罰等〉

学生の賞罰等に関する事項

〈教員〉

教員の教育研究業績の審査に関する事項

教員の採用に関する事項

特任教員の採用・更新に関する事項

〈諸規程〉

諸規程等の制定・改廃に関する事項

〈FD〉

学生による授業評価アンケート実施に関する事項

教員相互による授業参観実施に関する事項

〈大学行事〉

入学式に関する事項

学位記授与式に関する事項

人文科学研究科委員会日程に関する事項

学園祭に関する事項

〈課外教育〉

教員採用試験等の各種対策講座に関する事項

就職支援の企画・立案に関する事項

〈入試〉

入学試験の内容・日程に関する事項

入試相談会の内容・日程に関する事項

〈学生〉

科目等履修生・聴講生・研究生等の受入れに関する事項

交流協定にもとづく交換留学生の受入れ・送り出しに関する事項

日本学生支援機構奨学生の推薦に関する事項

外部団体等への学生推薦に関する事項

〈社会貢献〉

公開講座に関する事項

研究員の受入れに関する事項

【報告事項】

学生の退学、休学、復学、留学、除籍等身上に関する事項

「教授会」、「人文科学研究科委員会」の運営については、学生支援オフィスの修学支援室が行っており、必要に応じ事務部門から部長・副部長・室長・課長が出席し補足説明し、教学部門と事務部門の連携を図っている。

(諮問機関)

学長、教授会及び人文科学研究科委員会の諮問機関となっている委員会について、当該委員会が諮問機関であることを各委員会規程に明記した。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

本学では、学長がリーダーシップを発揮していくため、次のとおりの補佐体制を充実させている。

「副学長」

学長の業務執行を助けるため、副学長を置いている。

「部局長会」

大学の教育研究上の目的を達成するための基本計画や、教授会、人文科学研究科委員会等で扱う議事等の事前調整を行っている。

「教学マネジメント会議」

教学に関する企画・立案を行う。

「学科長会」

学部、大学院及び各種委員会間の円滑な運営を図るため、連絡調整を行っている。

「学内連絡会」

学科長会開催の前の週には、部局長会のメンバーに事務部門の室長、課長、平成 26(2014)年度に新設された教学マネジメント担当職員を加えたメンバーで学内全体の連絡調整を行っている。事務部門スタッフが加わることで、大学の運営に役立つ情報収集・分析とその提供、学内の細部

に亘る確認が可能となり、大学の運営の円滑化が図られている。

「IR委員会」

教育及び学生支援に関する諸データの統合的分析と情報提供を行っている。

「学科専任会」

各学科に「学科専任会」があり、専任教員全員がメンバーとなっている。通例、教授会に引き続いて開催され、教授会、各種委員会の審議結果等の周知及び学科としての対応・処理決定、当面の課題について意見集約等を行っている。

「部課長会」

「部課長会」は事務部門に置かれ、事務部長、事務部課長(財務)(庶務)(入試広報)、学生支援部長、学生支援副部長(修学支援室長兼務)(学生生活支援室長兼務)、就職支援室長、目白キャンパス室長等によって構成されている。日常業務に係る連絡調整や、その他案件についての意見交換を毎週行い、部課長会終了後に各室長・課長等により各職員に内容が伝達されている。

平成 24(2012)年度からは、「職員全体会議」を随時開催している。また、平成 26(2014)年度からは「職員ブレインストーミング」を随時開催することとしている。これらの会議は、現場で働いている一人ひとりの職員の「生の声」を吸い上げることを目的にしており、必要に応じて「部局長会」、「部課長会」等に取り上げ検討の上、改革・改善に有効に活用する。

理事会での決議事項は、理事の副学長により「教授会」、「人文科学研究科委員会」及び「部局長会」等を通じて、全教員へ伝えられる。また、事務部門においては、事務部長及び学生支援部長から「部課長会」等を通じて全ての職員へ伝えられ、教職員間における情報の共有化が図られており、その管理運営体制は適切に機能している。

(3)3-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学の経営面での最終意思決定機関は法人理事会であるが、教学面での意思決定については、平成 27(2015)年度からの学校教育法の改正に伴い、3-3-①に記載したとおり、これまで以上に学長がリーダーシップを発揮し、適切かつ迅速に意思決定できるよう体制を整えた。また、事務部門においては、「部課長会」、「職員全体会議」、「職員ブレインストーミング」等を積極的に開催し、ボトムアップの形で学長に改革・改善案等を提案できる体制の充実を図っていく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1)3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2)3-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

法人の運営等に関する重要な事項を連絡及び協議し、理事会と法人が設置する各校及び事務局とが連携を図る機関として、「連絡協議会」を、東京目白の学園本部で毎週開催している。「連絡協議会」における連絡協議事項は、次のとおりである。

- ・学園運営に関する事項
- ・学校運営に関する事項
- ・各校及び事務局間の調整に関する事項
- ・行事の予定及び変更に関する事項
- ・その他理事長において諮問した事項

「連絡協議会」の出席者は、学園長、学長、高校以下各校長、幼稚園長、副学長、各校副校長、幼稚園副園長、各校教頭、事務局長、部長、室長及び大学事務部長と学生支援部長である。この学園全体に係る「連絡協議会」に大学から学長、副学長、学生支援部長及び事務部長が出席することにより、千葉県我孫子市にある大学と東京目白の高校以下の各校及び事務局との間の連絡調整及び重要案件の協議が十分に図られている。また、事務レベルでの連絡、協議が事務局会議として、毎月1回定例で開催され、学園長、事務局長、部長、室長、そして大学からは、学生支援部長、事務部長が出席し連携が図られている。

大学内における事務部門と教学部門の連携については、先に基準3-3-①で記載したとおり、教育研究に関する重要事項を審議し学長へ意見を述べる機関である「教授会」、「人文科学研究科委員会」に、教学部門から専任教員全員が、事務部門から部長、副部長が出席していること、また同様に学長の補佐機関である「部局長会」には、教学部門から副学長、学部長、附属図書館長、研究科長が、事務部門からは事務部長と学生支援部長が出席していることにより、教学面と管理運営面の適切な連携が図られている。

「教授会」、「人文科学研究科委員会」等の教学組織と、「理事会」及び「評議員会」との連携も図られ、意思決定の体制は適切に行われている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

法人の監査報告書は理事会と評議員会に提出され、既述のように大学の学長・学部長・事務部長及び教員等が評議員として評議員会に出席している。詳述すれば以下の通りである。

(1) 監事機能

寄附行為第5条により監事2人を置くことを規定している。

監事は寄附行為第13条第3号により、毎会計年度の監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。

(2) 評議員会

法人の審議事項について諮問するために、寄附行為第14条により評議員会を規定している。

評議員会は理事長が招集、平成29(2017)年度は3回開催された。

なお、評議員会の諮問事項は、寄附行為第20条により以下のように規定されている。

- 1 予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)基本財産の処分
- 2 事業計画
- 3 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 4 寄附行為の変更

5 合併

6 寄附行為第33条第1項第1号及び第2号の事由による解散

7 以上の外、理事会において、評議員会の意見を聞くものと議決した事項

以上のように相互チェックは有効に行われている。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

理事長は理事会に議長として出席し、また、評議員会に列席することにより、法人経営に関してリーダーシップをとっている。

学長は、教授会を統括し、大学運営に関してリーダーシップをとっている。

本学の各委員会等を通じて諸施策が検討され、その検討結果は、学科長会、教授会、人文科学研究科委員会等を通して理事会に反映されていることにより、ボトムアップの環境が整備されている。なお、検討結果が報告されているこれらの資料は、各会議終了後に、速やかに情報の共有化が行われている。

(3)3-4 の改善・向上方策(将来計画)

法人全体の運営を円滑に進めるためには、各部門間における情報の共有、コミュニケーション等が的確に図られていることが重要であり、これまで以上に各部門間における連携を強化して、問題の迅速な解決を図るよう運営していく。また、教職員から学校運営や業務改善の提案が容易にできる仕組みの一つとして中堅・若手職員によるブレインストーミングを適宜開催し、業務改善に役立てていくとともに、教職員の意識改革を引き続き行っていく。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1)3-5 の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2)3-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

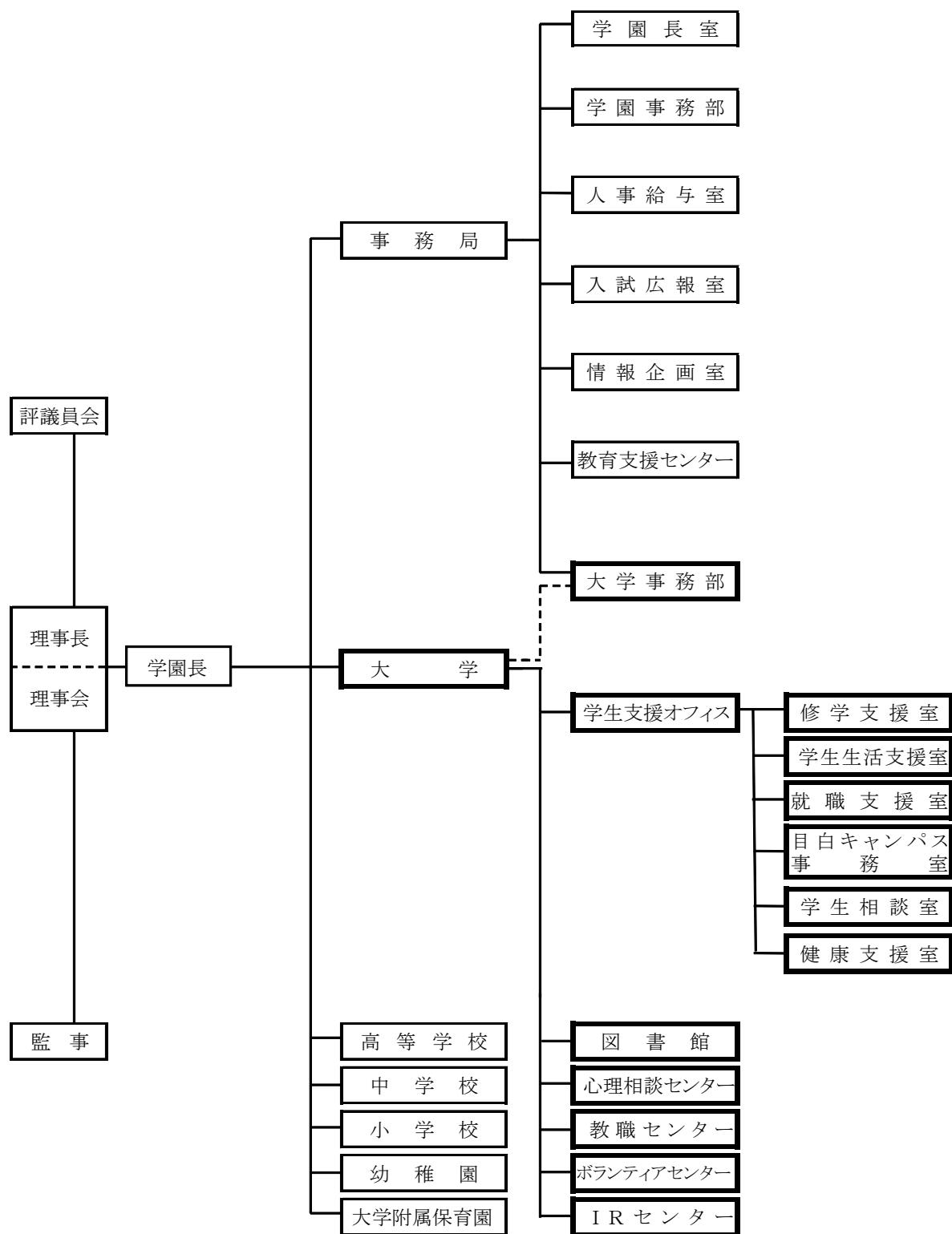
法人全体及び本学の事務職員の組織編成は、図3-5-①に示すとおりとなっている。

法人としての学園全体の事務を行うものとして事務局を置き、大学の事務組織及び事務分掌は「事務組織及び事務分掌規程」により定められ、大学には、「大学事務部」、「学生支援オフィス」を配している。

人事及び資金は法人が統括して管理しているので、「大学事務部」は、法人事務局の所管とし、「学生支援オフィス」は、学長が所管している。

「大学事務部」は、教員採用に係る事務処理及び教職員人事管理全般、現預金等の資金管理等と、入試広報業務等を所管する。平成28(2016)年度には、入試広報業務等の効率化を目的として、当該業務を学生支援オフィスから事務部に移管し、入学支援室を廃止した。

図 3-5-① 法人及び本学の組織図 H30.9.12



「学生支援オフィス」は、「修学支援室」、「学生生活支援室」、「就職支援室」、「目白キャンパス事務室」の4室で構成され、よりきめ細かい学生サービスの提供を目指している。

「学生支援オフィス」は、学生が本学に入学して本当に良かったと思える、満足の行くキャンパスライフを送るためのサポートを基本に運営され、各室の連携による学生サポートの強化に努めている。

事務部における職員の配置は、事務部長(教授兼務)、課長 3 人、専任職員 14 人、非常勤職員 3 人で構成されている。

また、学生支援オフィスにおける職員の配置は、学生支援部長、副部長 2 人(うち 1 人教授兼務)、「修学支援室」(専任職員 6 人)、学生研究室(教務補助職員として専任職員 8 人(うち 4 人助手兼務))、「学生生活支援室」(専任職員 3 人)、「就職支援室」(室長以下専任職員 4 人)、「目白キャンパス事務室」(室長以下専任職員 5 人)で構成されている。

大学の事務処理等には専任職員として 45 人が従事し、他に部長 1 人、副部長 1 人、職員の配置は適正であり、ステークホルダーの満足度は高く、丁寧な指導が実践されている。

その他、学生相談室に臨床心理士の資格を持った専任職員が 1 人、健康支援室には看護師の専任職員 1 人、心理相談センターには、臨床心理士資格を持つ助手 1 人をそれぞれ配置している。

「修学支援室」には、教員免許の資格や種々の資格の取得についてアドバイスをする「教職資格相談コーナー」を設けている。また、学生支援オフィスには、教務補助職員として各学生研究室で学生生活全般に係る相談を受け、教員と協力しながら学生生活を支援する人材も配置している。

なお、図書館業務、警備業務、清掃業務、施設・設備維持管理業務等、外部委託が可能な業務については、外部委託を実施し、業務及び管理の効率化を図っている。

専任職員の年齢区分は下記のとおりであり、男性の平均年齢は 51.8 歳、女性の平均年齢は 46.0 歳、専任職員全体の平均年齢は 48.4 歳である。

図 3-5-② 専任職員年齢区分別分布状況 H30.5.1

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	合計
男	0	0	7	9	3	19
女	2	3	20	4	2	31
合計	2	3	27	13	5	50

職員の採用は、中長期的な人員計画、人件費計画のもと理事長決裁により募集の可否を決定する。昇任及び異動は、事務局長が、人材の育成及び組織の活性化と充実を図ることを目的とし、中長期的人員の構成を考慮して行っている。事務局長が所属長から意見を聴取し、職員のキャリア、人事評価、業績評価、適性能力、健康状態等を勘案して異動計画を立案し、学園長の承認を経て、理事長が決定、発令している。

管理職に関する事項は「管理職規程」に定めており、その任免は、「管理職職務遂行能力基準」に基づき事務局長が推薦し、学園長の承認を経て、理事長が決定し発令する。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本学園の管理体制は法人管理部門と大学管理部門より構成されている。法人管理部門には事務局の下に学園事務部、人事給与室等があり各々学園全体の事務サービス企画と人事労務業務を担っている。一方、大学管理部門には学長の下に事務局と学生支援オフィスがあり、事務局は財務及び施設担当、庶務担当、入試広報担当、学生支援オフィスは修学支援室、学生生活支援室、就職支援室、目白キャンパス事務室、学生相談室、健康支援室により構成されている。また、事務局は法人事務局の一組織でもある。法人と大学の連携については、法人側は事務局長が毎週水曜日に開催される大学の部局長会と毎月 1 回開催される学内連絡会及び学科長会に出席し大学の現況を把握する。一方、大学側は 3-4-①に記載のとおり、各種会議と委員会を通じ法人大学間及

び学内の意思疎通を図り課題解決に努めている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

「川村学園教職員服務規程」第 49 条に基づき、「教職員研修規程」を定めており、学園、各校及び各教職員における組織的な教育研究の推進、各教職員の教育・研究能力、業務遂行能力の開発・向上を目的としている。研修は長期的観点において教職員の自己啓発と研究活動を尊重し奨励するものである。

この規程は、下記の 4 つの研修制度から成り立っている。

1. 学園長の承認あるいは命令によって実施される「学園研修」制度
2. 各校及び事務局の所属長の承認あるいは命令によって実施される「学校研修」制度
3. 教員にあつては個人研究費、職員にあつては自己申告によって実施される「個人研修」制度
4. 学園が設定する研究テーマに関する研修及び共同又は個人の自己申告による自主研修、あるいは長・短期学外派遣研修の 3 種類から成る「特別研修」制度

過去には、OA の更なる技能向上に対処するため、全職員にパソコン研修を実施した。

また、管理職を対象に外部から専門講師を招き、夏期休暇期間を利用し「管理職研修」を実施、私立大学協会等の団体が実施する職員対象の研修会にも積極的に参加している。

研修内容については、教職員研修の実施方針に基づき平成26(2014)年度からSD研修会、FD・SD 合同研修会等において報告を行い、平成28(2016)年度から、部局長会において研修計画を検討し、情報の共有化と業務遂行能力の向上に役立てている。また、職員の育成については、従来、管理職が行っていた教授会及び部局長会の書記を平成28(2016)年度より一般職の交代制とすることにより大学マネジメント研修のひとつとしている。

平成 30(2018)年度は以下の通り、3 回開催した。

1. IR について
立教大学 大学教育開発・支援センター 助教 塚 完 先生
平成 30 年 6 月 6 日 (水) 14 : 30 ~ 16 : 00
2. 本学の IR 委員会について
本学教授 鵜沼秀行
平成 30 年 6 月 27 日 (水) 14 : 30 ~
3. ①個人情報保護法への学内対応について
本学教授 岩崎利彦
②学生の学修評価について
本学教授 鵜沼秀行、本学教授 西川 誠
平成 30 年 7 月 25 日 (水) 14 : 30 ~ 15 : 30

(3)3-5 の改善・向上方策(将来計画)

事務職員の役割は、大学という教育研究の場において学生と教員がその活動をよりスムーズに能率的かつ快適に行えるよう制度設計を含めたハードソフト両面で適切な環境を整備することである。職員一人ひとり、その意識の下、日々業務に精励しており一定の成果が出ているが、改善すべき点も少なくない。

外部環境の変化に伴い、大学経営は益々厳しいものとなっており、今後は、生き残りをかけた大学間競争が、さらに激しくなっていくものと予想される。そのような状況の中で、本学が学生に選ばれる大学であるために、どうあるべきか何をなすべきかを職員の立場で良く考え、具現化していく必要がある。職員は、常に改革意識を持ち現状を変えようという強い意欲と実行力が求められる。そのためには職員の企画立案能力を開発する必要があり、日常の上司による指導に加え学内

研修の実施や学外研修への参加を積極的に促していく。併せて、スピード感を持って行動することと教職員相互あるいは学生間とのコミュニケーションの大切さの意識づけを行う。

組織上の今後の課題としては、限られた人材リソースの中で果たすべき役割を遂行するために一部業務をアウトソーシング化することと基幹職員の育成並びに若年世代職員の確保である。アウトソーシング化については、図書館業務を平成28(2016)年度に部分委託、平成29(2017)年度には全面委託化した。また、職員育成の一環として、平成28(2016)年度から教授会及び部局長会に基幹職員を書記として参加させ、本学の現状と課題を認識し自らもその解決策等を考える機会とした。

平成 29(2017)年度に、学長の下に SD 委員会を新たに設置し、SD を体系的かつ効果的に実施するための計画を策定した。SD の目的は、教員が適切な教育研究活動を行うために必要な知識と技能の習得並びに能力と資質向上の向上を図ることである。SD は、全学的に実施し教員と職員が合同で参加することで、教職員間の協働関係をより一層強化する。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1)3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2)3-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

法人の財政的な経営環境は、厳しい状態にあるが、人件費比率の抑制を軸に平成 31(2019)年度～令和 4(2022)年度の中期計画を策定している。平成 26(2014)年度までの数年間に実施した具体的施策は、平成 20(2008)年度から平成 24(2012)年度末にかけて 63 歳以上の教職員を対象とした「教職員早期退職金優遇措置」を実施したことと教員の年齢構成を見直す観点から、平成 25(2013)年度に定年を満 70 歳から満 65 歳に引き下げたことである。なお、教育研究の継続性も踏まえ、経過措置として平成 26(2014)年度から平成 30(2018)年度にかけての年次進行とした。人件費を削減すると同時に学生確保による学納金の増収を図り平成 27(2015)年度から始まった大学の「平成 27-30 年度中期計画」を実施した結果、平成 28(2016)年度から入学者数が急回復し、一定の成果を収めた。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

表 3-6-1

	川村学園 (法人全体)	全国平均 (大学法人)	川村学園 (大学部門)	全国平均 (大学部門)
学 納 金 比 率	72.1%	73.7%	91.9%	81.4%
補 助 金 比 率	23.3%	12.3%	4.5%	8.2%
寄 付 金 比 率	2.6%	3.0%	1.3%	1.9%
人 件 費 比 率	83.0%	53.6%	87.7%	50.4%
教 育 研 究 費 比 率	47.6%	33.0%	58.5%	35.0%

	川村学園 (法人全体)	全国平均 (大学法人)	川村学園 (大学部門)	全国平均 (大学部門)
管理経費比率	11.4%	9.0%	12.4%	7.5%
借入金等利息比率	0.0%	0.2%	0.0%	0.2%
基本金組入後収支比率	142.5%	107.8%	160.6%	102.0%
基本金組入率	0.5%	11.8%	1.0%	8.9%
減価償却額比率	17.2%	11.8%	18.1%	12.8%

※“川村学園”は、平成 29(2017)年度決算による数値。

“全国平均”は、日本私立学校・共済事業団『平成 29(2017)年度版 今日の私学財政 大学・短期大学編』IIV集計結果 1. 大学法人 “5 か年連続財務比率表(医歯系を除く)” からの平成 28(2016)年度決算による数値。

上記表 3-6-1 で、平成 29(2017)年度の事業活動収入の内訳をみると、学生生徒等納付金が最も大きな割合を占め、学生生徒等納付金比率は、大学部門において、全国平均より高い数値を示している。

事業活動支出の内訳については、人件費が最も大きな割合を占め、人件費比率は法人全体、大学部門、ともに全国平均を大きく上回っている。次いで、教育研究経費が大きな割合を占めているが、本学の教育研究経費及び管理経費の各比率を比較してみると、法人全体及び大学部門ともに全国平均を上回っている。

減価償却額比率については、平成 8(1996)年度に所有していた全ての建物の耐用年数を 60 年から 40 年に変更したため、法人全体、大学部門、何れも全国平均より高い水準にある。

平成 29(2017)年度の収支のバランスについては、部門別事業活動収支の大学部門において 7 億 2,637 万円の教育活動支出超過となっており、事業活動収支比率をみると、法人全体及び大学部門ともに全国平均を上回っている。これは、事業活動収入の減少と人件費の負担が要因となっている。

一方、部門別資金収支の大学部門においても、4 億 9,496 万円の支出超過を示すが、これも、学納金等の減少と人件費支出の負担が要因となっている。

上記の件で、決算数値による収支差額は、表 3-6-2 のとおりである。

資金収支内訳	(大学部門)	事業活動収支内訳	(大学部門)
資金収入の部合計	1,225,329 a	事業活動収入計	1,226,547 c
資金支出の部合計	1,720,297 b	事業活動支出計	1,949,824 d
資金収支差額	△ 494,968 (a-b)	基本金組入前当年度収支差額	△ 723,277 (c-d)

寄附金については、保護者を対象にした「教育振興資金寄附金」を募集している。また、創立記念事業には、「周年記念事業寄附金」を実施している。平成 19(2007)年度には、創立 85 周年記念事業として本学新校舎建設資金として募集を行った。また、平成 26(2014)年度から新たに「施設計画継続事業寄附金」を創設し、平成 30(2018)年度も継続して募集した。

資産運用収入については、低金利状況のなか、元本の安全性を最も重要視し、有価証券類は一切保有せず、金融機関等の定期預金を中心に運用している。

なお、資産運用については、資産の適正かつ効率的な運用に資することを目的に、「資産運用規程」を制定し、平成23(2011)年度から施行した。

(3)3-6 の改善・向上方策(将来計画)

中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立及び安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保について、理事会が学生募集を始めとする将来計画等も含め、より一層、建設的な議論が為される場となるよう、外部の有識者も加えた「経営改善計画検討委員会」を理事会の諮問機関として設け、平成25(2013)年9月より検討を重ねた。そして、平成26(2014)年2月には「審議結果の中間まとめ」が作成され、同年3月に理事会へ提出された。

それによると、法人における経営改善のための喫緊の課題は、大学における学生確保の問題に集約されるものと考えられ、このため、当面对応が急がれる二つの問題、①改組問題、②キャンパス移転を中心として検討を行ったとされ、いくつかの経営改善計画案が提案されたが、その中の一つである、継続的に大巾な定員割れを起こしている教育学部社会教育学科の学生募集停止を、平成26(2014)年3月に決定した。

また、他大学においてキャンパスを都心に移転することによって学生確保に成果を上げている大学が多いことから、大学における学生確保のための方策の一つとして東京(目白キャンパス)の校舎に、大学の一部を移転することを検討すべきであるとの提案を受け入れて、文学部国際英語学科と生活創造学部観光文化学科を同校舎へ移転することとし、平成27(2015)年度より学年進行での移転を開始することを同時に決定した。

法人全体としては、併設高校からの内部進学者を増やすための対応を、法人、大学、高校の三者が協力しながら強力に進める必要があるものとし、特に大学、高校両者の教員の協力を求めて、効果的な高大連携の充実を図ること等により、内部進学者の増加を図るための対応を積極的に進める。さらに、併設校である幼稚園、小学校、中学校からの内部進学者も視野に入れ、法人全体として学生確保に取り組むことが肝要としている。

さらに、平成26(2014)年11月には「経営改善計画検討委員会 審議結果のまとめ [Ⅱ]」が作成されて理事会に提出され、委員会は解散した。

これにおいても前回同様、「法人における経営改善のための喫緊の課題は、大学における学生確保の問題に集約されるもの」とされ、そのための施策として、指定校入試(指定校及び推薦基準の見直し、指定校訪問の在り方)、オープン・キャンパス(オープン・キャンパスの在り方)、スカラシップ(制度の拡充)、併設高校対策(現状と問題点の把握及び高大連携の推進)、他地域からの入学者の確保(指定校の拡充)、同窓会の活用(学生確保のための協力要請)及び地元との連携(イベント等への参加による広報活動)等に触れ、「経営改善計画」策定の際の提言としている。

これを踏まえ、大学として「平成27-30年度中期計画」を策定し、喫緊の課題である学生確保に向けた諸施策を平成28(2016)年度入学試験より実施している。主たる施策は、現行スカラシップ制度の規模・内容を大幅に拡充し魅力ある制度とすること、英語検定等の有資格者に対する特待制度を新規導入すること、地方在住等により本学に通学する場合はアパート等を賃借しなければならない学生に対する賃借料補助制度を新規導入すること等である。これら施策は、同時に、向学心に燃え学力もあるが経済的事情で大学進学を諦めざるを得ない若者にその機会を提供することとなり、結果的に本学生全体の学力レベル向上に資するものと期待できる。加えて、入試広報に際してのSNSの最大限活用やインターネット出願も可能とする等、入試広報活動全般の見直しを行う。

以上の施策と平行して学生確保の要である教学面の充実、改善を平成27年(2015)年度より行った結果、平成31年(2019)年度の入学者数は、大学学部332人、大学院8人となり、大学学部は3年連続で300人以上(編入生含む)となった。

一方、支出の削減については、川村学園女子大学における教育研究の継続性を踏まえた教員組織の年齢構成に係る見直しと人件費削減を目的とし、同大学の教員の定年を満 70 歳から満 65 歳に引き下げるため「定年規程」を改定し、平成 25(2013)年度より施行し、移行措置を経て平成 31(2019)年度以後の完全実施を目指している。加えて、上述の中期計画において管理可能経費の削減に取り組む。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1)3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2)3-7 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-7-① 会計処理の適正な実施

会計処理については、学校法人会計基準に準拠し、文部科学省、東京都等による省令、告示、通知及び通牒等に基づき、法人の経理規程、会計処理基準、固定資産及び物品管理規程並びに同調達規程等の諸規程に則り処理を実施している。また、会計処理における問題点については、発生の都度随時、公認会計士に確認し、適切に会計処理を行ってきたが、平成 25(2013)年、学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成 25 年 4 月 22 日文部科学省令第 15 号)が公布され、平成 27(2015)年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されることとなったため、この省令の趣旨及び内容の概要等を把握して新基準に沿った勘定科目体系を構築し、日頃、会計処理を行っているコンピュータの会計システムについても同様に、新基準に沿ったプログラムへの変更を行ない、平成 27(2015)年度末より、大幅な改正が行われた新基準による計算(決算)書類を作成している。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

法人の監査は、監査法人による会計監査及び法人監事による監査が実施されている。監査法人による監査は例年、法人全体で延べ 80 日前後、500 時間程実施され、四半期実績ごと(3 か月ごと)及び決算監査を定期的に受けている。

また、監事 2 人による監査も、四半期実績ごと(3 か月ごと)及び決算監査を定期的に実施し、5 月の理事会、評議員会に出席し監査報告を行い、法人の財産及び業務執行について監事による監査報告書を提出している。

さらに決算期には公認会計士と監事さらに理事長、事務局長及び各部署の管理職を交え、「監査報告会」を実施し、意見交換を行っている。

(3)3-7 の改善・向上方策(将来計画)

これまでも法に従い適切に会計処理を行ってきたが、平成 25(2013)年、学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成 25 年 4 月 22 日文部科学省令第 15 号)が公布され、平成 27(2015)年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されている。

そこで、この省令の趣旨、内容の概要等を把握し、新基準に沿った勘定科目体系を構築し、日頃、会計処理を行っているコンピュータの会計システムについても同様に、新基準に沿ったプロ

グラムへの変更を行い、平成 27(2015)年度末より、大幅な改正が行われた新基準による計算（決算）書類を作成している。

[基準 3 の自己評価]

経営の規律については、法令に基づいて「学校法人川村学園寄附行為」をはじめとして各種規程を整備し、それらに従って経営している。環境保全・人権・安全については規程や内規を定め、適切に運用している。教育情報・財務情報の公表も適切に行っている。以上により、「3-1 経営の規律と誠実性」は基準を満たしている。

理事・評議員会の運営についても私立学校法を遵守しており、それぞれの規程に基づいて「理事会」や「評議員会」を設置・運営している。社会の変化に対応するため理事会の諮問委員会を設けるなど、社会の変化に対応した改善を行っており、「3-2 理事会の機能」は基準を満たしている。

大学の意思決定については、教授会、人文科学研究科委員会をはじめとする審議機関、学長を補佐する機関、教授会・人文科学研究科委員会の諮問機関である委員会などの規程が整備され、学長のリーダーシップを明確化している。また、学園と大学との連絡会議も毎週開催されている。

大学内の審議機関、学長の補佐機関には管理部門の責任者が出席している。本学では「3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ」、「3-4 コミュニケーションとガバナンス」共に基準を満たしており「3-5 業務執行体制の機能性」については、責任が明確な組織編成であり、「職員研修規程」を設け、また SD を行うなど職員の資質・能力の向上を図っており、基準を満たしている。

財政的な経営環境は厳しい状況にあるが、「経営改善計画検討委員会」を設け経営改善のための中期的な計画を策定するに当たっての提案が為され、その中で、「審議結果の中間まとめ」に基づいた大学改組が実行されており、人件費削減のための定年繰上げが行われている。会計は、学校法人会計基準に基づき適切に処理されている。会計監査体制も、整備されており、適正に実施されている。「3-6 財政基盤と収支」、「3-7 会計」とも基準を満たしている。

以上のように、総合的に見て本学は基準 3 を満たしている。

現在私立大学は、公共性を高度に保持しつつ、自主性を尊重することが求められている。すなわち、中央教育審議会の答申にこたえつつ、社会経済情勢の急激な変化に対し、主体的かつ機動的に対処し得る体制を構築することが求められている。

本学は、近年の全体的に厳しい経営環境の中で、教育研究活動を永続的に進めていくために、ガバナンスの強化及びマネジメント機能を強化するための方策を講じていく。特に安定的な財務基盤を確立させるため、法人の中期計画の確立に対応する大学の中期計画を策定する。財務状況の健全化に努め、法人として、大学として、その社会的責務をしっかりと果たしていける運営を進めていく。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1)4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2)4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

法人における自己点検・評価への組織的な取組は、平成 8(1996)年度に「川村学園高等教育機関将来構想検討委員会」を設置したことから始まる。平成 12(2000)年からは、法人において 5 年間の計画で「財政再建計画」の策定を図り、大学からは副学長、学部長、事務部長及び学務部長が参加した。平成 16(2004)年度に終了したが、その結果、学園の財政再建には教員数の削減が不可欠ととらえ定年年齢を 70 歳に引き下げるとともに学内機構の改編を図った。平成 25(2013)年度からは、さらに定年年齢を 65 歳に引き下げ(移行措置あり)、教員数の削減を実行中である。また同年度には経営改善計画検討委員会を設置し、経営の面を中心に学園の在り方の検討を開始した。平成 26(2014)年 11 月に本委員会は最終報告書である「経営改善計画検討委員会 審議結果のまとめ [II]」を提出している。

本学での取組は、平成 10(1998)年に自己点検・評価委員会を設置し、翌平成 11(1999)年に「川村学園女子大学自己点検・評価委員会規程」を制定した。以後自己点検を積み重ね、平成 21(2009)年度には、財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受け、「大学評価基準を満たしていることを認定する」とされた。以後毎年自己点検・評価を実行してきた。平成 27(2015)年度には、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受け、平成 28(2016)年 3 月 8 日付けで、「日本高等評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する」とされている。

自己点検・評価報告書の作成にあたっては、担当者による分担執筆の後、自己点検・評価委員会で全学的視点から検討と調整を行っている。平成 27(2015)年度は自己点検報告書を我孫子市に評価いただいたが、平成 28(2016)年度からは作成の最終段階で意見を伺い、自己点検・評価に反映させるようにした。また、平成 29(2017)年度からは、学生の代表者(平成 30(2018)年度からは授業改善委員)に、3つのポリシーを中心に教学の部分について意見を尋ね、自己点検・評価に反映させることを開始した。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学の自己点検・評価体制は、平成 11(1999)年以後川村学園女子大学自己点検・評価委員会が担ってきたが、本委員会は学長の諮問機関であり、また大学院研究科長を構成員としないなどの問題点があった。そこで平成 25(2013)年度の第 1 回自己点検・評価委員会において、①大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価、②自己点検・評価体制の適切性、③自己点検・評価結果の活用のための PDCA サイクルの確立、を目指して全面見直しを行うことを決定した。まずは、「川村学園女子大学自己点検・評価委員会規程」を改正し、委員長を学長とし、構成員に研究科長・図書館長らを加えるなど、実効性をより高めた。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

本学は、第 1 回の認証評価を、平成 21(2009)年度に受審した。その際に指摘された参考意見を基に改善に着手し、その上で、平成 22(2010)年度には自己点検・評価を行い、結果を公開している。以後毎年自己点検・評価を繰り返しており、周期は適切と判断される。

(3)4-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学は、平成 27(2015)年度に、公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価

を受け、平成 28(2016)年 3 月 8 日付けで、「日本高等評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する」とされている。今後も評価機構の各年度の判断例などを参考に、この水準を維持していく。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1)4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2)4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

平成 21(2009)年度の大学機関別認証評価を受けて以後、毎年の自己点検・評価報告書作成の際には、根拠となるエビデンスを整えてきた。その結果、平成 28(2016)年 3 月 8 日付けで公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価で「大学評価基準に適合」との認定となった。自己点検の毎年の積み重ねから、平成 28(2016)年度には「私立大学改革総合支援事業」の「タイプ 1: 建学の精神を活かした大学教育の質向上」に初めて応募した。平成 30(2018)年度には、「私立大学等改革総合支援事業」の「タイプ①教育の質的転換」に選定された。

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

エビデンス作成のための調査・データの収集と分析は、事務部・学生支援オフィスが作成し、その成果を自己点検・評価委員会が集積し、分析を行ってきた。本学は小規模大学であり、IR 機構・機関の設立は火急の課題ではないと判断しつつも、データ収集と分析を強化するために、平成 26(2014)年度には学長の下に教学マネジメント担当職員を置き、データを一元的に管理し、また学内連絡会にも出席して情報を提供し、実質的な IR 相当の活動を行ってきた。たとえば、2-3-①(退学者・留年者への対応)で述べたように、学内連絡会で必要とされた情報が教学マネジメントで整理され、教授会の審議では分析材料として報告されてきた。平成 29(2017)年度末にはいよいよ IR 委員会を設立し、平成 30(2018)年には IR センターを設置して、データ収集と分析の体制を整えた。

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

各年度の自己点検・評価報告書は、本学ホームページに公開されており、学内の共有と社会への公表はなされていると判断できる。平成 28(2016)年度からは、外部評価として我孫子市に本報告書への有益な助言を頂戴するとともに高い評価をいただいている。

(3)4-2 の改善・向上方策(将来計画)

IR 委員会・IR センターの設置により、これまで以上の分析能力の向上を図る。また自己点検・評価の結果として、「私立大学改革総合支援事業」への応募を続けていく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1)4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2)4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学は小規模大学であるため、自己点検・評価委員会の構成員は、学長の補佐機関である部局長会の構成員とほぼ重なる。そのため、自己点検・評価を行って報告書を作成することで改善が必要と認識された案件は、即時に大学運営の部局長の共有する課題となり、「Plan」が策定され、それぞれの委員会・学科・事務部局で改善が図られてきた。特に「Check」から「Act」が迅速である。PDCA サイクルは確立されており、機能的である。

(3)4-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学の改善・改革は、自己点検・評価委員会構成員が部局長会構成員を兼ねるという機構の特質によって進展し、PDCA サイクルも効率よく回転してきた。とはいえ、報告書の作成が年度末であることが続き、改善の「Do」は新年度開始と同時に始まっていない傾向があった。平成 27(2015)年度は、認証評価を受審したこと、中期計画を策定したことにより、年度末には様々な反省がなされた。今後も、自己点検・評価委員会は評価書を作成しつつ改善点を早期に「Plan」として各委員会や各学科、事務部局に示し、PDCA サイクルのよりよい回転を目指していく。

[基準 4 の自己評価]

本学における自己点検・評価活動の適切性は、教育研究活動の質の保証と改善を図るために、本学の使命・目的に即した自主的な自己点検・評価を恒常的に実施する体制を整備し、平成 22(2010)年以後毎年実施していることで、満たされている。

本学における自己点検・評価活動の誠実性は、(1)現状把握のために必要な調査や基礎データ及び資料を十分に収集・整理し分析・検討していること、(2)エビデンスに基づいた自己点検・評価の結果を、ホームページ等を通じて学内で共有し、また社会へ公表していること、によって、満たされていると判断している。

本学における自己点検・評価活動の有効性は、自己点検・評価の結果を教育研究の改善と向上に結びつけており、満たされていると判断している。

平成 28(2016)年 3 月 8 日付けで公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価で「大学評価基準に適合」との認定となった結果は、これらの判断の妥当であることを示している。また平成 30(2018)年度には「私立大学改革総合支援事業」に採用されるに至った。

以上のように、各基準項目における事実の説明と自己評価を総合判断した結果、本学としては、基準 4 全般について十分満たしているものと判断する。今後も、PDCA サイクルを意識して改善を進める。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献及び地域貢献

A-1 社会貢献及び地域貢献に関する方針と方策

《A-1の視点》

A-1-① 社会貢献及び地域貢献の方針の明確性

A-1-② 社会貢献及び地域貢献に関する方策の意義

(1) A-1の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-1-① 社会貢献及び地域貢献の方針の明確性

《社会貢献及び地域貢献の意義》

社会貢献、特に地域社会との連携を通じて地域に貢献していくことは、「感謝の心」・「自覚ある女性」・「社会への奉仕」という3つのキーワードによって示される建学の精神に基づき社会へ貢献し得る人材を育成するという、川村学園及び川村学園女子大学の教育目的に合致している。

子育てや児童の教育、歴史・文化の理解や国際化、食育や心身の健康づくり、地域や観光の振興等に貢献することは、本学の社会的役割であり、また、これらの分野で地域社会との連携を深め、地域における様々な活動への支援に努めていくことは、本学を地域に根付いた大学として確立していくこととなる。

《方針の明確性》

建学の精神において、社会への奉仕、社会への貢献は、明確に本学の教育目的として位置づけられている。

本学の学則第1条では、「文化国家の発展と福祉に貢献する女性を養成する」と規定し、時代の要請に見合った知識と能力(種々の技能を含む)をもって「社会に貢献し得る女性を養成する」ことが本学の使命であり目的であることを明記している。

また、ディプロマ・ポリシーにおいて、次のように定めている。

「3. 「自覚ある女性」として社会において求められる態度・責任感をもち、豊かな感性を持って社会に奉仕する志を養っていること。」

以上のように、社会貢献及び地域貢献の方針は、明確である。

A-1-② 社会貢献及び地域貢献に関する方策の意義

《方策とその意義》

社会貢献及び地域貢献に関する主な活動とその意義は、次のとおりである。

・教員が個人として行っている活動や地域の自治体や学校、住民団体等からの要請を受けて行っている活動。

これらの活動は、多彩で広範囲に亘っている。教職員と学生が一体となって活動している例も多い。

自治体や住民団体、地域住民等からは、大学の機能や活動が広く地域や社会に開かれることが歓迎されることが多く、教職員や学生にとっては、学修の分野を中心として、現実に触れることができる貴重な場となっている。特に学生にとっては、アクティブ・ラーニングの要素があり、社会の一員として自立していくための経験としても意義があると考えられる。

・心理相談センター

心理相談センターは、地域住民及び学校教育関係者等に対し、心のケア等相談業務を行うため

の相談施設であり、地域社会に開放された「心の相談室」としての活動を行っている。昨今は土曜日に相談を希望する相談者が多いため、土曜日はほぼ毎週開室し対応している。相談内容としては、発達障害を背景とする対人コミュニケーションに関する相談、不登校やひきこもりの相談、不安や憂うつ感を抱え社会生活が思うように送れないという相談、自分の性格について考え直したいという相談、PTSD等、多岐にわたる相談を受けている。また、近隣医療機関から心理検査の依頼も受託している。現在、心理相談センターのスタッフは大学院心理学専攻臨床心理学領域の教員7名と、心理相談センター専属スタッフ1名、事務スタッフ（兼務）1名である。大学院心理学専攻臨床心理学領域の大学院生の実習施設としても機能し、実習指導も行っている。

心理相談センターが行っている事業の平成30(2018)年度の実績概要は、延べ面接相談件数は334件で前年度と比較して3件増加した。また、7月14日(土)に『青少年のコミュニケーション・スタイル～家庭や学校でどうしていますか?～』というテーマで「日本の青少年の特徴を知ろう」（講師：教育学部長・大学院心理学専攻 松井洋教授）と「うまくいかない伝え方・受け取り方を工夫するには」（講師：心理相談センター所員・大学院心理学専攻 佐藤哲康准教授）の2講座を開催し、延べ33人の参加があった。10月20日(土)21日(日)の学園祭では参加団体として登録し、「アロマセラピーミニ講座」（担当：心理相談センター助手 西村知香）と題してアロマセラピーのレクチャーとスプレー作りを実施した。2日間で計4回実施し、合計26人の参加であった。このように、地域住民の心の相談室として幅広い活動を行っている。

また、地域貢献の一環として関係機関から講師等の依頼も受けている。平成30(2018)年度は以下の通りであった。

① 平成30年6月14日(木)

「原子力災害時医療中核人材研修」内「放射線事故時のメンタルヘルス」 講師：簗下成子

② 平成30年11月26日(月)

茨城県竜ヶ崎保健所「平成30年度ひきこもり対応研修会」

『ひきこもりからの回復をめざした家族のかかわり』 講師：簗下成子 教授

③ 平成30年12月9日(日)

平成30年度心のケア相談事業 職員：渡部弘子（心理相談センター研修生）

④ 平成31年2月19日(火)

財務省税関研修所「青年心理（若者の現状と人間関係）」 講師：秋田貴与子（心理相談センター研修生）

⑤ 平成31年3月7日(木)

取手市福祉交流センター NPO法人こ・こ・ろ主催 「ひきこもり支援 家族の対応 発達障害者の対応」 講師：簗下成子

・公開講座

学則第47条に基づき開催している。広報委員会が、毎年テーマを設定し、幅広い内容で計画し、実施している。地域の住民が、本学の総合大学としての多彩な研究、教育内容に接することができる機会となっている。

・自治体や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会などとの連携協定

①我孫子市及び我孫子市教育委員会とは平成19(2007)年に協定を締結し、人材の育成と住みよいまちづくりの発展を目指し、市のまちづくりの施策の推進と大学の目指す社会との連携や地域貢献活動を目的に、その達成のため、お互いに協力し推進を図っている。市立小中学校における学習補助としての学生ボランティアなどを実施している。そして本報告の外部評価も依頼している。

②平成 27(2015)年度には、国際英語学科と観光文化学科が目白キャンパスに移転したことに伴い、豊島区と区内大学（立教大学、学習院大学等 6 大学）との連携協定に本学も同年 11 月から加わっている。

③平成 28 年 8 月 1 日、千葉県鎌ヶ谷市との間で、大学の学生のボランティアに関する意識及び市職員の協働に関する意識を醸成することを目的に、連携に関する協定を締結した。

④平成 28 年 10 月 27 日、千葉県立我孫子高等学校との間で、連携教育に関する協定を締結した。

⑤平成 28 年 11 月 10 日、埼玉県吉川市及び吉川市私立認可保育園協議会と本学との三者間で、子育て支援事業に関して相互に連携することを目的に、相互連携に関する協定を締結した。

⑥平成 26(2014)年 6 月に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と協定を締結し、平成 32(2020)年に開催する東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向け、オリンピック教育の推進、大会機運の醸成等、大会に向けた取組を進めるため、相互に連携協力体制を構築することとしている。その手始めにカリキュラムの検討を行い、平成 27(2015)年度から「オリンピック論」を開講し、学生の理解を深めることとしている。

(3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

社会貢献及び地域貢献については、これまでも多様な分野で積極的な取組みが行われてきているが、学内のそれぞれの組織により縦割りで実施されてきている場合が多く見られる。このため、社会貢献及び地域貢献を進めるための総合的・一元的なネットワーク・センター機能を整備し、地域の自治体や住民組織、企業・産業界等との協働や連携を迅速かつ円滑に進める必要がある。平成 28(2016)年度には、学長教育課題として「ボランティア活動推進プロジェクト」を開始し、その検討を受けて、翌年度からのボランティアセンターの開設を決定した。組織としての社会貢献及び地域貢献を実行する体制を整備し、まずは、ボランティアに関する情報の統合を果たし、総合的・一元的なネットワーク・センター機能を整備して、地域や社会との協働や連携を迅速かつ円滑に進めていくことを目指した。引き続き内容の充実を図っていく。

心理相談センターについては、地域への貢献やより機能的な運営に努め、大学院との連携を進める。

自治体や東京オリンピックなどの連携については、協議を進め、今後の連携事業を充実するように努める。

A-2 社会貢献及び地域貢献の具体性と発展性

《A-2 の視点》

A-2-① 社会貢献及び地域貢献の具体性

A-2-② 社会貢献及び地域貢献の発展性

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-2-① 社会貢献及び地域貢献の具体性

社会貢献及び地域貢献の状況を見ると、様々なレベルで自主的に具体的な活動として実現しており、継続・発展している。

・教員が個人として行っている活動や地域の自治体や学校、住民団体等からの要請を受けて行っている活動

教員の社会活動、地域活動としては、専門分野の学会や委員会、研究会等での活動の他に、地域の自治体の住民への施策の企画・立案に係る審議会、協議会、委員会等への参画、自治体や住民団体の活動の運営や相談事業、講座・講演会等への支援、協力など幅広い分野で専門を生かした活動が行われており、本学の研究、教育を基本として、地域や社会を知的に支える役割を果たしている。

また、地域の自治体や学校、住民団体等からの要請を受けて行っている活動については、様々なレベルで、多彩な活動が日常的に行われている。

主要な事例や最近の動向は以下の通りである。

①文学部国際英語学科

国際英語学科では、学科の教員、学生、および卒業生を会員とする学会「川村英文学会」の大会を毎年9月開き、学外から講師を招聘して講演を行うとともに、卒業生を招いて卒業後の活動や体験について話してもらっている。講演については一般公開とし、地域に広報している。平成30(2018)年度の大会は9月15日(土)に学園本部小講堂で開催され、日本女子大学教授の川端康雄氏に「生活のレッサー・アーツ：ウィリアム・モリスとアーツ・アンド・クラフツ運動」という題で講演した。

また豊島区主催の「としまコミュニティ大学」において講座を開講している。平成30(2018)年度は、9月29日(土)に、小泉朝子准教授による「<風俗画から読み解く>ヴィクトリア朝の女性たち」と菱田信彦教授による「ブレグジットとは何か：イギリスの産業空洞化と階級差別」を開講した。

国際英語学科の教員1名が我孫子市国際交流協会の理事を務めている。毎年9月に開催される「国際交流スピーチ大会」では学科の外国人教員を審査員として派遣するとともに、これまで毎年のように学生を出場させてきた。ただ、キャンパスが目白に移転して以降、学生の出場希望者は減少傾向にある。我孫子市(企画財政部)からは評価をいただくとともに、学生の出場を期待するとの意見を頂戴した。褒賞金制度もあり、我孫子キャンパスでの英語力の向上のためにも参加を慫慂していきたい。

②文学部心理学科

心理学科では、各教員が学会等で活動しているが、特に発達・臨床分野の教員が地域の委員会で活動し、地域住民の心理面の健康維持や発達に貢献している。平成30(2018)年度では、我孫子市いじめ防止対策委員、我孫子市放課後対策事業運営委員会委員、我孫子市自殺防止対策協議会会長などを担当した。また、市町村や県における各種支援員研修の講師なども務めた。平成30(2018)年度では、東京消防庁ストレス対策専門指導員、千葉県家庭教育相談員研修講師などである。一方学生に対しては、講義や実習と関連付けながら、各教員が地域と連携しつつ、学生の社会活動を支援している。平成30(2018)年度には、小学生を対象とした手賀の丘ふれあい宿泊通学では我孫子市と協定し、教育委員会と教員間の密な打ち合わせの下で、学生がスタッフとして参加している。我孫子市(子ども部)からは連携について高い評価をいただく一方、我孫子市立第一小学校の放課後子ども教室への参加の復活を要望されている。

また臨床分野では我孫子聖仁会病院と連携し、高齢者を対象とした音楽療法の提供を行ってきたが、平成30(2018)年度からは系列の社会福祉法人阜仁会特別養護老人ホームけやきの里と共同研究契約を結び、音楽療法の提供と効果測定を行っている。

③文学部日本文化学科

長崎靖子が我孫子市行政改革委員として会議に出席し、行政の仕分け作業を行った。また真田尊光が我孫子市特別職報酬等審議会委員会の会長に就任している。

④教育学部幼児教育学科

幼児教育学科は、吉川市との協定に基づき、子育て支援リーフレットの作成への参画と吉川市市民まつりへのボランティア参加を行ったほか、吉川市の子育て関係の各種イベントに学生がボランティア活動で参加している。平成 30 (2018)年度から、天王台地区社会福祉協議会主催「幼児と保護者の集い「のびっ子」クラブへのボランティア提携に基づく学生のボランティア活動への参加があった。その他、千葉県立我孫子高等学校「教員基礎コース合宿」(さわやかちば県民プラザ)への講師派遣、我孫子市主催「ママへのごほうびフェスタ」への参加、うめだあげぼの学園ボランティアや我孫子市消費生活展へのボランティア派遣などもおこなった。

⑤教育学部児童教育学科

児童教育学科は、千葉県教育委員会の「ちば！教職たまごプロジェクト」をはじめ学校支援ボランティアへの参加、県下特別支援学校と連携したインクルーシブ教育や教育のユニバーサルデザインの指導等を行っている。我孫子市とは、教育委員会との協定のもと、市内の小学校のボランティア活動に参加した。しかし小学校側の要望と学生の希望が一致せず、協定に基づくボランティアは低調であった。さらに我孫子市(教育委員会)からは、立地上の困難はあるであろうが市東部(湖北・布佐)での活動への参加増を望まれた。学生のボランティアではあるが、教員希望者にとっては重要な機会であり、参加を懇願していきたい。

さらに、教職ボランティアを発展させるためにカリキュラム改定を検討し、平成 27(2015)年度から「教育インターンシップ」として正式科目に位置づけ、単位の認定を行うこととした。

⑥生活創造学部生活文化学科

生活文化学科では、地域の食材を使った商品開発を行うことで地域社会との連携を深めている。

まずは農業を経験するために、我孫子市及びあびこ型「地産地消」推進協議会等と連携し、千葉大学園芸学部別科を修了し、我孫子で農園を営んでいる女性を講師に迎え、本学の農園で授業を行う「農と暮らし/自然を体験する(共通教育科目)」と「農と地産地消/自然を考える(生活文化学科専門教育科目)」の 2 科目の講義を平成 27(2015)年度から開始した。

商品開発としては、我孫子産のトマトを用いた 3 種類のトマトジャムおよびソース、我孫子産の野菜を一部使用したクッキーやピクルスの開発を学生と教員とで行っている。また、J A、成嶋農園等の協力の下、松戸市特産であるあじさいねぎの収穫にも学生および教員が参加して、野菜ドレッシングを開発し、ラベルのデザイン制作から販売の手伝いまでの、一連の流通を体験した。千葉県立湖北特別支援学校では、スノーボールの製造についてのレシピ、製造方法などについての指導に出向き、スノーボールの共同開発を行った。平成 29(2017)年には白樺派のカレー普及会と生活文化学科がコラボレーションした『「白樺派のカレー」チキン味』の商品を開発した。

産学連携プロジェクトとしては、株式会社カスミ商品本部デリカ部ベーカリーと平成 27(2015)年 7 月上旬から、学生と教員がトマトジャムを使用したパンの試作に取り組み、平成 29(2017)年 12 月に 6 種類のパンがフードスクエアカスミ新木駅前店にて商品化され、継続販売されている。また、イオンベーカリーとは、教員と学生が開発した 2 種類のパンが、平成 30(2018)年 1 月から 3 月までイオンベーカリー直営店 5 店舗で販売された。

平成 30(2018)年度は、株式会社あびベジと我孫子市農政課との産官学連携事業「お弁当開発プロジェクト」で弁当を考案し、あびこ農産物直売所あびこんで販売されている。我孫子市(環境経済部農政課)からは高い評価を受けるとともに、令和元年(2019)度のテーマ「お総菜」についての提案を受けている。

⑧生活創造学部観光文化学科

平成 27(2015)年度からの目白キャンパスへの移転を契機に、豊島区との連携を深めている。平成 28(2016)年には、駒込地域文化創造館（豊島区のコミュニティセンター）と連携して観光ボランティアガイド養成講座の企画を担当し、一部講師を教員が担った。このほか、平成 28(2016)年度から豊島区民を対象とする「としまコミュニティ大学」のために公開講座を開設し、平成 30(2018)年度は 9 月 22 日に小堀貴亮教授が「温泉観光学入門 ～知って得する！？ 温泉地の基礎知識～」を担当した。

また豊島区国際アート・カルチャー都市構想の学生大使として、教員の指導・とりまとめの下、1 年生 6 名が参加している。

産学連携としては、近くにあるホテル椿山荘東京を経営する藤田観光との連携事業をスタートさせ、継続中である。藤田観光とは共同で「目白の森女子大学」というインターネット上の大学を「開設」し、情報発信に努めている。平成 27(2015)年度から山形県瀬見温泉旅館組合の要請により瀬見温泉活性化プロジェクトを開始し、パンフレット制作及びおすすめ観光スポットの情報発信を行い、平成 28(2016)年度で終了した。

平成 30(2018)年度には株式会社スターフライヤー、春秋航空日本株式会社との産学連携も行い始めた。春秋航空日本株式会社との産学連携では、実際に学生の企画した旅行プランを販売するなど、連携の幅を広げている。

・心理相談センター

心理相談センターは、地域住民及び学校教育関係者等に対し、心のケア等相談業務を行うための相談施設であり、地域社会に開放された「心の相談室」としての活動を行っている。

心理相談センターが行っている事業の平成 30(2018)年度の実績概要は、延べ面接来談者数は 334 件で前年度よりやや増加した。また、7 月 14 日(土)に『青少年のコミュニケーション・スタイル～家庭や学校でどうしていますか？～』というテーマで「日本の青少年の特徴を知ろう」（講師：教育学部長・大学院心理学専攻 松井洋教授）と「うまくいかない伝え方・受け取り方を工夫するには」（講師：心理相談センター所員・大学院心理学専攻 佐藤哲康准教授）の 2 講座を開催し、延べ 33 人の参加があった。

産学連携としては、平成 30 年度 4 月より社会福祉法人阜仁会 特別養護老人ホーム けやきの里と秘密契約を結んだうえで共同研究契約を結び、高齢者への音楽療法の提供と音楽療法の効果判定を行っている。

・公開講座

毎年テーマを決め 4 回シリーズ各回 2 講座の公開講座を平成 23(2011)年度から開催している。平成 30(2018)年度は、秋に「明治維新 150 年」をテーマとして、以下の 6 講座を開講した。

番号	講座名	講師	実施日
①	明治維新の変革	観光文化学科 教授 西川 誠	10/13(土)
②	明治日本における翻訳、翻案 ～イギリス文学を中心に	国際英語学科 准教授 小泉 朝子	
③	江戸の名所絵からたどる江戸東京の移り変わり	史学科 非常勤講師 小林 信也	10/20(土)
④	芸能者から見た明治日本 ～歌舞伎と民俗芸能を中心に	日本文化学科 講師 伊藤 純	
⑤	吉之助と小五郎	観光文化学科 教授	10/27(土)

	～薩長同盟・征韓論・西南戦争	西川 誠	
⑥	中世史家の見た革命と王権 ～明治維新とフランス革命を比較して	史学科 教授 金尾 健美	

また平成 27(2015)年度 11 月から参加した豊島区と区内大学（立教大学、学習院大学等 6 大学）との連携協定に基づく、平成 30(2018)年度「としまコミュニティ大学」において、下記の 4 講座を開講した。

7 月 14 日(土) としまコミュニティ大学特別公開講演
弘法大師空海の求法～古代東アジアの国際交流と美術～
日本文化学科 准教授 真田尊光

9 月 22 日(土)

① 温泉観光学入門 ～知って得する！？ 温泉地の基礎知識～
観光文化学科 教授 小堀 貴亮

9 月 29 日(土)

② <風俗画から読み解く>ヴィクトリア朝の女性たち
国際英語学科 准教授 小泉 朝子
③ ブレグジットとは何か：イギリスの産業空洞化と階級差別
国際英語学科 教授 菱田信彦

・学生の活動の促し

学生の社会貢献・地域貢献への意識を一層高めるため、平成 28(2016)年度から共通教育科目に「ボランティア論」を開設した。受講生は、上述の我孫子市や鎌ヶ谷市のボランティアに積極的に参加した。

・ボランティアセンター

社会貢献・地域貢献の一環として、平成 29(2017)年度からボランティアセンターを開設した。学生が建学の精神のひとつである“社会への奉仕”について学び、それを実践する機会をつくり、学生がボランティア活動を行いやすい環境整備をめざしている。開設当初は、我孫子市から十分な体制を整えているかとの指摘を受けたが、徐々に本学全体のボランティアに関する情報を共有する組織としての総合的・一元的なネットワーク・センター機能を整備し、我孫子市のみならず鎌ヶ谷市ともボランティア活動に関する協定を取り交わすなど、地域や社会との協働や連携を進めている。平成 30(2018)年度の活動については我孫子市からも評価を受けており、外部からも改善を認められたと考えられるが、より一層の改革を図りたい。

A-2-② 社会貢献及び地域貢献の発展性

社会貢献及び地域貢献に資する具体的な取組みは、多様なレベルで広範に行われており、継続して実施されてきている。また、最近では、新たな分野にも広げて、地域の自治体や住民団体、企業・産業と幅広く協議し、総合的に取り組まれており、その成果を本学の教育内容に盛り込むこともできてきており、量的にも、質的にも発展してきている。

A-2 の改善・向上方策(将来計画)

地域の自治体や住民団体、企業・産業との連携・協力関係を維持強化するとともに、社会貢献・地域貢献などサービス・ラーニングからの教育活動(Project Based Learning)の強化や実社会との繋がりを肌で感じながら学べる教育プログラムを組織的に推進する。

協定を締結している我孫子市には本報告への意見を求め、平成 30(2018)年度の自己点検に際しては、企画財政部を中心に・市民生活部・こども部・環境経済部・総務部・健康福祉部・教育委員会などの部局から意見と助言を頂戴した。改善・向上の材料としていく。特に連携協定に基づく連携会議の開催、市の男女共同参画への取り組みへの自己点検の必要性について、提案を受けた。令和元年度の自己点検に生かしていきたい。

【基準 A の自己評価】

具体的な活動が多段階のレベルで、広範に、また、積極的に進められ、質的にも、量的にも発展しているという点で評価できる。

社会や地域との連携は、大学単独で達成できるものではなく、双方の信頼と連携・協力があって始めて実現できるものであるため、この点を十分念頭において謙虚に取り組んでいく。自己点検・評価報告書への我孫子市からの意見・助言を反省の材料としていく。また、様々な連携を通じて、社会や地域の福祉に貢献していることを積極的に地域に発信していく。このことに重点を置いて活動を活発にし、地域への定着を進めていく。